

# 会報

第91号

国立大学協会

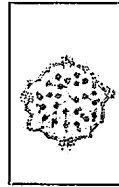
昭和56年2月

(第31卷第1号 通卷第91号)

# 会報

第91号

2  
月  
号



国立大学協会事務局

国大協創立30周年記念		
式 辞	向坊 隆	5
祝 辞	田中 龍夫	7
祝 辞	岡本 道雄	8
講演 国大協の回顧——大学共通の理解と拠りどころ——	和達 清夫	12
創立30周年記念行事概況 21		

## 事業報告

### ● 諸会議議事要録 (10月～28月)

理 事 会 (10.28) ————— 23

#### 会務報告

#### 協 議

第67回総会日程について

第68回総会日時・場所等について

各委員会委員長報告と協議

理 事 会 (11.11) ————— 31

「医学教育の充実振興についての要望書」の提出について

第67回総会〔第1日目〕 (11.11) ————— 32

#### 会務報告

#### 協議事項

各委員会委員長報告と協議

高等学校学習指導要領改訂に伴う共通入試のあり方について (入試関係事項について/第2常置委員会の報告と協議について)

その他 (学長懇談会の運営について/第68回総会の日程等について)

第67回総会〔第2日目〕 (11.12) ————— 54

高等学校学習指導要領改訂に伴う共通入試のあり方について

その他 (香川大学法学部の入試について/共通1次試験の試験場の地域割りにについて)

第34回事務連絡会議 (11.14)	60
総会状況報告	
大学入試センター連絡事項	
文部省連絡事項	
第1常置委員会 (10.16)	64
高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方について	
学部改組に伴う事務組織の問題について	
第2常置委員会 (11.11)	71
高等学校学習指導要領改訂に伴う昭和60年度以降の大学入学者選抜の基本的方針について	
産業医科大学の共通第1次学力試験参加について	
入試教科目改訂専門委員会のための会議旅費の予算交付について	
地区連絡協議会の状況について	
国公立大学入試問題連絡協議委員会の状況について	
入試教科目改訂専門委員会 (11.20)	72
入試教科目の改訂について	
第3常置委員会 (10.15)	75
留年問題について	
第4常置委員会 (11.10)	77
委員長の選任について	
今後の検討課題について	
第5常置委員会 (11.10)	80
昭和56年度の外国学長招致計画について	
医学教育に関する特別委員会 (11.10)	83
新設医科大学(医学部)附属病院の拡充整備について(附属病院の適正規模について/当面の整備計画の達成について)	
大学病院における臨床研修のあり方について	
教養課程に関する特別委員会 (11.10)	86
調査資料のまとめについて	
高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方について	

大学格差問題特別委員会 (11. 10)	90
格差是正の問題について	
教員養成制度特別委員会 (11. 4)	91
新教育大学について	
「大学における教員養成」に関する報告書(案)について	
国大協創立30周年記念行事準備委員会 (11. 5)	97
記念行事の実施計画について	
●第67回総会国立大学協会事業報告(第66回総会以降第67回総会前まで)	99
諸会合(各委員会主要審議事項)	
要望書その他の諸活動	
要望書等の受理	
●諸会合(55年10月～12月までの開催会議)	108

---

## 要 望 書

---

医学教育の充実振興についての要望書	109
-------------------	-----

---

## 資 料

---

昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60 年度以降の大学入学者選抜の基本的方針	110
---	-----

---

## そ の 他

---

学長等の異動	111
寄贈図書	111

# 式 辞

国立大学協会会長 向坊 隆

向坊会長式辞▶

本日ここに文部大臣をはじめ、国立大学協会の創立と発展とに直接間接ご関係下さった各位のご臨席を得て、本協会の30周年記念の式典を挙行することを得ましたことは、誠にご同慶に堪えません。

本協会は、昭和25年7月13日に創立されましたが、この時期は、終戦後の混乱がなお続く中で、民主国家としての再建を目指して、社会制度万般にわたる改革が推進されている時でありました。教育の面においても、抜本的な学制改革が行われ、いわゆる六三制の施行に伴い、高等教育においても旧来の大学制度が廃止され、新制大学制度への転換が行われました。これは、従来の大学の理念に、地方文化の向上と教養ある人間の形成という新しい目標を加えて、実施されたものであります。

これによって、全国各地に国立大学が新設され、一挙に70大学が誕生すると共に、各大学には、いわゆる一般教育を中心とする教養課程が置かれることになりました。

このような状況下にあって、新生の諸大学は、大学の本来の使命たる学問の発達と教育の振興を図るために、まず学問の自由の擁護、管理体制の確立、研究教育条件の整備等を当面の緊急課題といたしました。

戦後の難しい環境の中にあって、これを達成するためには、大学相互間の連絡、協力の強化により、連帯して対処することが必要でありました。以上の趣旨から、国立大学の総意に基づき、国立大学協会の誕生をみたのであります。

爾来30年間、目まぐるしい内外の諸情勢の変転の中にあって、本協会は一貫して大



学の自治と充実発展に関わる諸問題に取り組み、時宜に応じて改善方策を提示するなどの努力をしてまいりました。それらの問題は具体的かつ多岐にわたりますが、主要なものとしては、大学の組織構成、管理運営、大学財政と研究教育環境の整備、教育課程の内容、教職員の待遇、厚生補導、その他の学生問題、国際交流等が挙げられます。これらの諸問題に対し、本協会は六つの常置委員会を中心に、随時特別委員会等を設けて調査研究を重ねると共に、理事会、総会等の審議を経て必要に応じ、関係機関に提言を行うなど、国立大学の発展のため相応の寄与を果してまいりました。

以上の諸問題の中には、いまだ未解決のものもあり、また時勢の推移に伴って新たな対応を要するものもあって、今後ともその解決と改善のためにたゆみない努力が続けられなければなりません。特に、現在当面する問題として、定員削減、予算とくに校費等の基準的経費の伸びの鈍化等は、全国立大学が一致して対応を考えなければならない問題であります。他方、最近の高等学校の学習指導要領の改訂によって、直接大学に関連することになった諸問題、社会における高齢化や価値観の多様化についての対応などは、大学の基本に触れると共に長期的観点からも、これから真剣に検討しなければならない問題と思われまます。

戦後の激動の時代から、未曾有の大学紛争等を経て、今日の国際化が高まる流動的な時代までの30年間、各大学は協力してそれぞれの時期における当面の問題に対処し、一貫して大学の基盤の確立と時代に即応する大学の充実発展のために自主的活動を展開してまいりました。今後は、さらにより広い視野と将来の展望に立って、その使命とするところの学問の進歩と人材の育成に寄与し、もって社会の信頼と期待に応えよう努力しなければなりません。当協会がそのための協力の場として、一層発展することを願って止まない次第であります。

ここに、創立30周年記念式を挙げるにあたり、本協会の業績を回想し、本協会をして今日あらしめた歴代関係者のたゆみなきご努力と、関係当局のご協力に対し、深く敬意と謝意を表して式辞といたします。

昭和55年11月13日

# 祝 辞

文部大臣 田中龍夫

文部大臣の祝辞（諸沢事務次官代読）▶

本日ここに、国立大学協会創立30周年記念式典が挙行されるに当たり、ひとことお祝いの言葉を申し上げます。

顧みますと、新制大学が発足して間もない昭和25年、国立大学相互の連絡

と協力により、その振興に寄与することを目的として、いち早く国立大学協会が設立され、大学の教育と研究の再建のため、絶えざる努力が続けられて、今日、我が国の発展を大きく支えるとともに、世界の学界に互して活躍する国立大学の整備をみるにいたりました。誠に御同慶の至りではありますが、これは、ひとえに苦勞を重ねてこられた歴代の会長、副会長をはじめ、関係各位の熱意と努力のたまものと存じ、深く敬意を表する次第であります。

本協会は、その設立以来、大学の発展を図るため、その組織・制度、入学者選抜、学生の厚生補導、大学間の協力と国際交流、大学財政の問題などについて、それぞれ常置委員会や各種の特別委員会を設けるなどして、精力的に研究協議を重ね、国立大学はもちろん、高等教育全体の発展の牽引力としての役割を果たしてこられたのでありまして、その成果は高く評価されているところであります。

なかでも、かねてからの懸案であった国立大学共通第一次学力試験は、本協会における多年にわたる調査研究の結果、昭和54年度の入学者選抜から実施され、本年1月には、その第2回目も成功裡に行われたのであります。この新しい大学入試は、長い大学の歴史の中でも画期的な意義を持つものと存じます。

また、文部省が、これまで進めてきた理工系学部の増募、文理学部の改組、教員養





成学部を整備，新しい構想による大学及び無医大県解消のための医科大学の創設，最近における地方の大学の整備や学術の振興並びに教育・学術の国際交流等の諸施策も本協会の御理解と御協力の下に実現できたものであります。

この機会に，本協会の御尽力に対し，心から敬意を表するものであります。

昭和24年の新制大学発足以来，国立大学の発展充実は，めざましいものがありますが，近年，科学技術の進展及び社会経済の複雑・高度化に伴い，大学に寄せられる各界の期待は誠に大きいものがあります。大学が国民や社会の多様な要請に応え，学術の発展に貢献しつつ，その使命を十分に果たしていくためには，本協会として，今後，更に多くの困難な課題に取り組み，それを乗り越えていかなければならないと存じます。

そのため，文部省といたしましても，関係各位とともに，一層の努力を重ねてまいる所存であります，国立大学協会におかれては，今後とも本協会設立の目的に沿って，その活動が一段と推進されることを期待する次第であります。

創立30周年の意義深い式典を契機として，国立大学協会ひいては国立大学が，ますます発展することを祈り，お祝いの言葉といたします。

昭和55年11月13日

## 祝 辞

前国立大学協会副会長 岡本道雄

岡本前副会長の祝辞▶

本日わたくしが，ここで祝辞を述べさせていただくということですが，それは，どういう回り合わせであるかを考えてみますに，大学紛争のさ中に，最も苦勞した学長であったとい



うこととか、あるいは、共通1次試験の検討の段階では、入試改善調査委員会の委員長に任にあったことなどが関係しているのではないかと考えますが、何れにしても光栄に存じております。

このようにして、国大協の席に出席させていただきますと、昨年12月まで一緒に国大協の諸問題に当たらせていただいた諸先生方にお目にかかれまして、懐かしい思い出がいっぱいでございます。とくに、共通1次試験を審査する国大協の総会などでは、わたくしの京都大学は紛争のため、団体交渉が激しかったので、国大協にきても、諸先生を説得することが自分の任務のような気持ちで、一生懸命議論に当たらせていただきました。幸いに、諸先生は私の幼い議論にも寛大で、ご理解をいただき、国大協全員の意見が一致して共通1次試験を支持すると言うところまで到達できたことも、また懐かしい思い出であります。

一口に国大協30年とは言いますが、この30年間は大変な時期でありました。いまから顧みますと、三つの峰があったのではないかという感がいたします。

その一つは、昭和25年に発足したこの国大協の環境を思い起こしてみますと、その当時は、食べるための生活が精一杯でありました。高等教育をどうするかという問題については、十分考える余裕のない環境であったことが想像されるのであります。最近、わたくしは、よく中国に行く機会がありますが、中国は文化大革命のあと、荒廃した教育制度の中で、新しい高等教育の制度を研究するために、大きな努力を払っている実状などをみるにつけても、当時の日本の高等教育をどうするかという関頭に立たれた諸先輩は、おそらく只今の中国と同じような境地におかれていたのではないかと思うのであります。

そういう環境の中で、国立大学のあり方というものをご検討願ったわけですが、その実態は、従来のヨーロッパの型であった日本の高等教育に対して真正面から、突如としてアメリカの教育制度が入ってきて、この両者をいかに調和させて、日本の土壌に合った高等教育を確立するかということでありましたでしょう。このため当時の諸先輩がどれくらい努力をされたかを思いますとき、今日、まず日本に高等教育というものが定着して、大いに拡大されて栄えている実状を見るにつけ、先輩諸先生の大きなご努力に心から敬意を表するものであります。

第二の峰といいますのは、何といても過般の大学紛争でございます。わたくしは、

あの紛争が、日本の個々の大学の事情だけによって起きたものとは思っておりません。これは国際的な情勢の一端であったと考えております。

あの当時の苦勞というものは、個々の学長は勿論のこと、国大協としても会議の度に会場を変更するなど、随分苦勞をして、日本全体の大学の向うべき方向を模索していただいたと思っております。この点も、一応成功と言えるのであって、大学に対する社会の信頼は大変落ちたという事実はありますけれども、よく考えますと、例えばドイツとかフランスにおけるように、大学運営に学生参加というものを高度に採り入れ、それを法律化までした国において、いま大変な後悔をして、その修正ばかりをしているというようなことは、日本の大学はいたしておりません。あれほど大きな紛争が起きて、改革はしなかったという批判はありますが、全体としてみた時はやはり先輩諸先生が立派に堪えて、正しい方向を確立していただいたというふうに考えております。

第三の峰と考えてわたくしが感じていますのは、現在であります。わたくしは大学を退官いたしましてから、日本の大学とかその学問というものを大学の外から眺めることのできる立場に立っておりまして、その時、わたくしが日本の企業・政治家が同じく基礎科学とっておることを聴きますが、この基礎科学は、言葉は同じでもその内容は大学で言うものとは全く違うのであります。わたくしは最近、科学技術会議の一員として生命科学＝ライフサイエンス というものを手掛けて、最近意見書を総理に提出いたしました。そのライフサイエンスというものは、遺伝子の組み換えなどを中核といたしておりまして、これは、学問が科学技術ないしは生産技術に直結しておることを示すよい例ではあります。このような学問が価値の高いものであるということが認識される一方、価値のある学問というものは、すぐ生産に直結すべきものであるというような考え方が、滔々として盛んになっているのではないかとすることを案ずるのであります。同じく基礎科学といても、その時には、技術の基礎というか、本当に工業化される基礎でないと学問として評価されない、というような考え方が大変根強く、また、広く唱えられておるように思うのであります。そういう環境にあって、わたくしは科学技術の向上ということは只今の日本にとって大変大事なことだと思っておりますので、それに対して大学が本当に大きく寄与する道も当然確立しなければならないと思うのでございます。けれども、大学の研究は単に科学技術に直結するだけのものではございませんので、この時点で、本当の大学における基礎科学とい

われるものは誰が守るのかということを考えるとき、やはり、この日本の大学の先生方が、科学と技術というものに対する認識をはっきりもたれ、大学の研究というものに立ち向っていただかなければならないと痛感いたしております。

そういう意味では、ちょうど現在が、18世紀の後半にドイツにも大学紛争があつて、多くの大学が閉鎖されたりなどしてのち、最後は、日本と同じように機動隊の導入をもって鎮圧し、その後のドイツには従来の総合大学では駄目ということで実用的な大学が続出した時に当るように思うのです。その時に、本当の大学はこういうものであつてはならないということでフンボルトの大学が誕生したというようなことも、いまこそしっかり認識されなければならないのではないかと痛感いたしております。そういう意味において、国大協30年といいますが、この30年の間には、大学の危機という大きな峰々があつたように思うのでございます。

その第一は、日本の新制の大学を確立していただいたとき。第二は、紛争をとにかく立派に切り抜けたとき。そして只今は、本当の大学の研究というようなものに揺るぎのないものをもっておつて、社会の信頼を得、そして科学技術立国というものにも大きく貢献できるような大学の新しい理念を確立するということが大変大事なときではないかと思つております。この時において、国大協の30周年を迎えましたことの意義は、つくづく大きいものであると、わたくしは考えておる者でございます。尚、第一の、日本の新制の大学を確立するときには、外から大きな波が押し寄せてまいりましたので、これには大学も文部省も一体になってあつたという姿がうかがわれます。第二の、紛争のときは、ややもすれば文部省から見れば大学の態度は不満だというようなこともありましたでしょうけれども、その後、大学および文部省との間が、大変理解がすすんでまいりまして、昨今わたくしが外から見たところでは、やはり日本の大学、日本の本当の高等教育というものは、大学と文部省とが一体になって守つてゆかなければならないものだと考えます。そして、現在それが可能な状況にあるということを見て私は大変に頼もしく、また、うれしく思つております。

こういう意味で、国大協30周年を迎えるにあつて、この30周年というものをとくに深く考え、感激を持っている者であります。これから、国大協にはますます力強く大きく伸びていただき、日本の大学を育てていただきますよう諸先生のご努力をお願いいたしまして、わたくしの祝辞とさせていただきます。

## 国大協の回顧—大学共通の理解と拠りどころ—

前日本学士院長  
元国立大学協会副会長 和達清夫

### 30周年記念講演▶

国立大学協会の三十周年を心よりお祝い申し上げます。この意義深い記念式に当って、その任でない私が記念講演をいたしますことは、誠に光荣であると同時に面映ゆい次第であります。

この講演を決意をいたしましたのも、私にとりまして国大協は、私が埼玉大学の学長をいたしておりました六年間、充実した気持で甲斐ありと思う仕事をさせていただきました協会であること、そしてここで今も懐かしい多くの方々とお知り合いになったり、旧交を暖める機会を与えられたりした、そうした思い出深い歳月を与えられたことに対する感謝の気持からであります。

私は昭和四十一年八月に埼玉大学の学長となりましたが、その以前はとにかく、それからの六年間は国立大学協会とは切っても切れない間柄となりました。とくに昭和四十年代のこの時期と申せば、皆様もすぐ思い浮かばれるでありましょう、あの大学紛争に明け暮れた苦難に満ちた、しかし意義深い(と申してよいと思います)、そういう時代でありました。それが一層私と国大協との結びつきを強くさせたと申せましょう。少なくとも私は、国大協の存在意義をそうしている間にしみじみと感じ、協会に親しみを持つようになったのであります。

さて、私は国大協の新会員となり、諸会合にも列席いたすようになりましたが、まず印象の深かったのは、新設大学拡充特別委員会に出席したときのことです。この委員会は、埼玉大学の藤岡前学長が委員長をされておった委員会であります



し、埼玉大学のようないわゆる駅弁大学といわれた新設大学の学長である私にとっては、最も関心のある問題を扱う会合であったからであります。その会合の席上で、当時の委員長である長谷川群馬大学長が（その頃の国立大学はご承知のように一期校と二期校とあり、一種の格付をされておりました）声を大にされ、二期校の卒業生にはお嫁さんも来ないほど差をつけて世間から見られていると、その格差是正を叫ばれたことが今も眼に浮かびます。この格差是正については、それから後国大協からの意見が少しずつ文部省において取上げられてきましたが、私のおりました頃はまだまだの感がありました。最近の会報を拝見いたしますと、この委員会は大学格差問題特別委員会と名前がかわったようですが、今もひきつづき国大協において力を入れて下さっている様子にて心強い次第でございます。しかし一方では改めてそのむずかしさを思わされました。考えますにこの問題は、各大学が、それぞれに特色ある大学としてその存在意義を高め、画一的ではないものとすべきであることが根本問題として考えられます。しかし、大学の基本的のものには格差はないようにし、各大学の特色に応じた差は存在するというのはいかがでしょうかと思考いたします。各大学がどういうところに特色を持ち、国全体としてそれがどのようにバランスがとれた国立大学の体制となるのだろうかというようなことは、今後国大協において検討されてよい課題ではないでしょうか。わが国には大学が各地域に数多く存在しますが、たとえば埼玉大学で私のおりました頃は、学生は大体東京都が二分の一、埼玉県が四分の一、その他全国からが四分の一という割合でありました。いわゆる地方の大学では学生のこうした割合はそれぞれでありましょうが、こういうことも考えに入れ、各大学がどういう特色を持つべきであるかは十分に、検討されるべきものと存ぜられます。

さて、話はかわりますが、国大協において、私はいわゆる地方の大学から副会長の一人が選ばれるということで、副会長に推せんされましたが、それはちょうど大学紛争が熾烈となり、大学の問題が真剣に論ぜられる時代でありました。

この時期の各大学における苦しい多難な状態は誠に忘れ難いものがありますが、いまここにそれを詳しく申し述べる暇もございません。従って以下は国大協と関連したいろいろの事柄について断片的にその思い出を申し上げます。

さて、その前に少し国大協というものについて考えて見ます。国大協はその創立に

あたり初代会長になられた南原先生は、「国立大学協会設立最大の目的は新憲法に新しく明記された「学問の自由」を擁護し、これを不動のものにするためである。大学管理など、大学自治と学問の自由の問題を戦前のように個々の大学の伝統や単独行為によってのみ守るのではなく、各大学が大学としての共通の問題としてその協同の組織と力とによってこれを守り確立するためである。」と述べられました。これは国大協の会則に「国立大学相互の緊密な連絡と協力をはかることにより、その振興に寄与することを目的とする。」とあるその内容を南原会長が力強く敷衍されたものと申せませす。私が国大協の設立目的について敢えて申し述べましたのは、大学紛争、すなわち大学改革の嵐が吹き荒れたときに、私は「大学とは何ぞや。」また「国立大学とは、」そして「国立大学協会とは、どんな目的を持っているか。」ということは何度も考えざるを得なかったからであります。まことに大学紛争のときに、大学が、そして特に学長が、いろいろ考え行動するときに大きな拠りどころとしたのが国大協であったと思われるからであります。

そこで、大学紛争激化の頃を回顧しての話になりますが、何と申しましても、私の埼玉大学におりました六年間は、ほとんど大学紛争に明け暮れておったのであります。それは全国多くの大学においても同様と思いますが、何といても昭和四十四年東京大学安田講堂の事件が、大学紛争なるものを強く地方に波及させた原点となったように思われます。それからあとの混乱はそれぞれの大学で事情は違いますが、私も大学のキャンパスに入れなかったことが半年近く続きまして、やっと入りましたとき、埼玉大学の本部にある私の学長室は、およそ破壊できるものは全部破壊されるという惨憺たる有様でありました。緊迫した日々に明け暮れ、いわゆる団交にも十回以上でしょうか、大規模で長時間のものも数回は経験いたしております。

その団交の中で疲労の故か健康を害して入院も再々いたしました。しかし私の方とはもかくとして、学生の間では内ゲバで多くの重傷者を出し、とうとう国立大学で最初の死者を出すという悲しいことにまでもなりました。こんな思い出をここに永々と語るつもりは毛頭ございませんが、ただこういう時期に大学はどうであったか、学長はもとより教授はじめ教官、そして事務局がどんな気持であったかは、皆様のご記憶の通りであります。

そうした中で、ことに学長は各学部から離れて、評議会こそは主宰いたしますが、

学内で孤立したような位置にあり非常な淋しい 思いをいたすものであります。とくに私はその思いが深かったのでありますが、国大協の会合に参加して、そこで各大学の学長さんをはじめ皆様とお目にかかって、互いに語り合い、励まし合うことがどんなに力づけられることであったか申すまでもありません。何と申しましても国大協の大きな存在意義は、各大学それぞれの心の支えとなるという点にありました。そして、それはこれからもそうであろうと思います。

私は、日本学術会議の会長を昭和三十五年から三十八年までいたしておりましたが、その関係で、中央教育審議会の会議に時々出席 いたしました。中教審において、「大学の管理運営について」が議論され、その正式答申が発表されましたのは昭和三十七年十月であります。それに至る前に中教審の会合において熱論が展開され、そして国大協は（茅会長のとき）『大学の管理運営に関する中間報告』を出し、「国立大学の管理運営については大学の自主的改善に期待することなく一概に立法措置をもって行うことはとるべきでない」ことを述べました。そして国立大学の自主的協力のもとに大学運営協議会を設けて、管理運営の改善について審議し（大河内会長のとき）、すなわち昭和四十一年に『大学の管理運営に関する意見』の最終報告書を出しました。このへんのことは皆様のご存じの通りと思います。

昭和四十一年から四十二年頃、ますます激化する大学紛争状況下において、国大協は、単に大学の管理運営等制度上の問題だけでなく、大学全体のことに関及ぶ「大学問題研究会」を大学運営協議会の下部組織として設けて、この問題すなわち、新しい時代における大学のあり方について真剣に検討を行うこととなりました。私は、この時代に、そのお仲間に入れて頂いておりましたが、多くの専門家を加え、協議会のメンバーはほんとうに力をこめて本関係の作業をいたしたものであります。

こうして、国大協の大学問題研究部会では、第一研究部会で「管理運営」を、第二部会で「研究教育」を、第三部会で「大学と社会」を、合同の部会で「学生問題」を分担して作業し、部会ごとに泊り込みまでいたした熱心さでありました。私は第二研究部会長を仰せつかり、及ばずながら一生懸命にやりました。なお第一は柳川弘前大学長、第三は中川金沢大学長が担当されまして、会長の奥田総長、事務局の鶴田さん、丁子さん、そして各大学の学長さん方や専門委員の方々と夜遅くまで長時間作業をい



たしましたこと、その中でも、池の端の宿屋での作業のことなど印象深く今も忘れ得ない思い出であります。

当時の大学紛争の中で心苦しい日々を送っておりました私にとりまして、どれほどこうしたことが、私の大学における職務をいたすのに張合いを持たせてくれたか、その当時ご一緒した方々に深い感謝を捧げたく存じます。

こうして、昭和四十五年に『大学問題に関する調査研究（中間報告）』が出来上り、公表されました。そして昭和四十六年にその最終版が、前述のものを修正増補して公表されました。これはとくにその時期において各大学の大学問題に対する理解と拠りどころとして大きく役立ったものと信じます。

こうした国大協の努力が一方においてなされている間に、つまり話は少し前すなわち、昭和四十四年の初め頃になりますが、政府において大学紛争の激化に伴い「大学運営に関する臨時措置法」案を立法化する動きが出てきました。この法律の内容は申すまでもないと存じますが、紛争状態に関する学長の文部大臣への報告義務、その処置、それを行う権限、そして九ヵ月以上も紛争状態が続く場合には文部大臣が臨時大学問題審議会に諮った上で休校措置、そして場合により廃校にまで及ぶというようなものであります。しかし、大学側にとっては紛争收拾の技術的側面では真の解決にならず、大学の自治の侵害にもなりかねないとのことで、国大協は各大学の意見をふまえ反対の立場をとりました。

このことで、奥田会長は、黒川副会長と私とを同伴して、官房長官、文部大臣などの方々と会談をいたし、国大協としての反対意見を述べ、国会審議においては慎重に取り扱われるよう要望し、そのあとも強行採決のないよう訴えました。しかしこの法律は結局昭和四十四年八月に国会にて成立し、公布されることになりました。国大協は、それに対して「本法ができるだけ早く廃止されることを期待する」と、奥田会長の談話を発表いたしました。五年の時限立法であるこの法律は、これで十年にもなりましたが廃案になったかどうかよく存じませんが今日にいたっております。大学紛争に関係する思い出はなおいろいろありますが、一応これだけにいたします。

別の話になりますが、国大協の総会は公開ということになっておりません。昭和四十四年頃ですが、東北地区国立大学教官団連合から、総会公開のことについて申入れ

がありました。これは国大協としても慎重に審議した上で、従来どおり非公開とすることに決め、但し各常置委員会に教官の委員を増員することなど、単に学長だけの集りといった印象を除き、各大学教官の意向が十分反映されるようにするという努力を払うことで一応の結論を得ました。このときの総会で大学の学長さんの一人は公開、非公開の議論が白熱する中で、意見があわないとのことで総会の席上から退席されようとされ混乱を来したことがありました。これも一つの思い出であります。このことについては、私はそのあとでよき了解が成り立ったと理解しておりますが、なお今後とも、国大協が単なる大学首脳部だけの機関であるとか、学長間の親睦機関に過ぎないというような誤解が起ることのないように、いやそんな心配はないでありましょうが、一言申し添えます。

そういえば、昭和四十六年頃授業料値上げの議が起り、国大協から、そのことは慎重に行うべきであると強い申し入れをいたしたことがあります。しかしこれも、結局は今日、その頃よりは大幅値上げになっていることと思います。もちろんそれでも、国立大学の授業料は私立のそれより遙かに低いと思いますが、問題は授業料の性格にあったのであります。当時国大協としては授業料は経費の一部負担でなく、学生として国立の大学に学び、意義深い生活をしようとする強い意思と責任感のあらわれ、あるいはしるしとして納めるものであるという考えに立って値上げ反対の申し入れ<sup>\*</sup>をいたしたのであります。

いろいろのことを申して恐縮ですが、この機会に更に一つ申し上げておきたいのは、科学技術行政特別委員会関係のことです。この問題は昭和三十八年に内閣の臨時行政調査会が『科学技術行政の制度改革に関する報告案』を示したことに始まります。これに対して昭和三十九年に国大協内に科学技術行政特別委員会が設けられ、本田弘人熊本大学長が委員長となり、本問題を検討し、昭和四十年二月には意見書を出しています。ところが、昭和四十年十月に科学技術会議が科学技術基本法を決定し、内閣に正式答申を行う段階となりましたので、国大協はその科学技術行政特別委員会が中心となり『科学技術基本法に対する意見』を翌年一月に出しました。これが大き

\* 昭和四十六年の会長申入れ「大学が学生が勉学し社会的責任を果すことを定期的に確認する、施設及びサービスの使用料と解する。」

な反響を呼び、国会提出は棚上げとなりました。私は、本問題の起る初めの頃は日本学術会議内にあって本問題に関係し、その後国大協に参って、前述の国大協の特別委員会の委員長を仰せつかり、科学技術基本法関係の討議に終始加わって参りました。そして本問題は、科学技術庁と文部省とが「科学技術基本法要綱」をとりまとめることになり、本協会からも意見を出し、関係当局とも話合い、その結果、この基本法案は第五十八国会に提案されました。しかしそれは審議未了となり、その後廃案となりましたことをご承知のとおりであります。本問題は根本的にいろいろむずかしいところがあり、第一に科学技術とは「科学技術」のことか「科学・技術」という一語のものかという議論が沸騰するなど冒頭から難航しました。今日では科学技術庁も英文で“Ministry of Science and Technology”としておりますが、このときも科学・技術の意と了解されたのであります。

この問題と関連し、それについて国として推進すべき研究について、「産・官・学連けい方策」が科学技術会議から提出され、国大協も意見書を出すなどのこともあり、大学紛争の盛んになる頃までいろいろありましたが、いまはこれにとどめます。

いま話題を、私が国大協で働かせて頂いていた頃だけのことに限っても、まだまだいろいろありますが割愛いたすとし、終りにどうしても逸することができませんこととして、入試問題、そして共通一次試験のことを申し上げます。

国大協の中に入試期特別委員会が出来たのは、昭和四十三年頃のことですが、初めは一期校、二期校とか入試期とかいろいろのことが出ていました。私は入試期は国立大学が同一の時期に試験を行うこと、すなわち一期、二期校の別を廃止するのがよいという意見を持っていましたが、「そのことはやらないという」文部省の意見が一方で強く出されてきました。それは高校長や一般の人達の多数の意見から出たものと思われませんが、それを原則とすることはどうも納得がゆきませんでした。二期校がいわゆるすべり止めとなり、また、二期校のある学部は（今ではそんなことはないでしょうが）、たとえば教育学部であるとする生計学校の先生を天職として働きたいと志を立てている人がすべり止めの人に入學を阻まれ、またすべり止めの人は結局卒業してよき教育者と成り得るのかという疑問であります。なお二期校としての悩みは他にもいろいろありました。

大学の紛争が一応平穏に向いつつある時期になって、国大協において大勢が入試期

一本化の方向に傾いてきて、昭和四十八年の議論、そして昭和四十九年に遂に最終的一本化の意見に決定されました。入試期問題と並行して審議が行われていた共通一次試験のことは、初めは別問題として論議されましたが、しかし両者は不可分のことであり、結局同時に結着を見たこともご承知のとおりであります。

共通一次試験のことについては、国大協では昭和四十五年から審議が行われ、私もしばしばそれに加わりましたが、共通一次が真剣に論ぜられてきましたのは四十六年頃からで、そのときの入試調査特別委員会の委員長前田敏男京都大学総長、そのあとの本問題関係の委員長がたが並々ならぬ熱意をもって本問題の審議を推進させましたことを忘れることができません。それによって昭和四十八年度より文部省の入試調査委託費が交付されるようになり、国大協に「入試改善調査委員会」の組織ができ、ようやく實際化の方向で取り組まれました。それからあとのことは、私が申すまでもないと思います。いろいろの手順がありましたが、結局、昭和五十二年度に「大学入試センター」が国立大学共同利用研究施設として国会の審議を経、五月には正式に発足いたしました。

共通一次入学試験は今日までに既に二回実施されました。当初いろいろ議論もありその成功は多少懸念されたこともありましたが、少なくとも現在ではその意義と効果は広く認められてきました。そして今後の発展が期待されていると思います。私は先日、駒場に設けられた大学入試センターを訪れまして、所長室で加藤陸奥雄所長の元氣な姿に接し、所内のいろいろな施設を拝見して感無量のものを覚えました。数年前には国大協で一緒にこの問題を審議しておりましたが、その頃から一番熱意をもって本問題に取り組んで下さった加藤学長がその後ずっと努力をつづけられ、いまこのセンターで所長として献身的に尽力されておられます。必ずや本センターは今後大いに発展し、国として大事な大学入学試験を少しでもよりよく明るいものにするであろうことを信じたのであります。

それにしても国立大学協会は創立以来いろいろの仕事をやってきました。その中でも、大学入学試験の改善に前向きに取り組む、共通一次試験の実現についての推進を図り、その成果がこのように立派にあがっておりますことは、創立三十年の国大協の歴史の中でも特筆すべき業績の一つであると思うのであります。

さて、これまでにいろいろのことをとりとめなくお話しして参りましたが、国立大学協会が今日まで進んできた歴史を振り返りまして、本協会はいろいろの仕事をし十分にその任務を果たしてきたと思うのであります。勿論、世間からはいろいろ批判もありましょう。たとえば、今田竹千代氏著の『大学改造論』を見ますと次のような文章が見られます。

「大学紛争の激化にあたって文部省の中教審の答申と前後して、国立大学協会案なるものを発表しているがその内容たるや依然として保守反動で一顧にも値しない。国大協案は頑迷固陋の案であって社会の質的量的側面にわたる全体的変貌を認識せず(云々後略)」とっています。

たしかに大学の問題は現代社会の重要な問題であり、人びとがそれに深い関心を持ち、いろいろ意見のあることは事実であります。また国大協についても、少し極端な例ですが前述のような批判もあります。今日はこうした問題に立ち入って議論することはやめますが、ただ私どもは常に、国大協の仕事の重大さを真剣に胸にとめて、率直に世の意見を聞き、そして自らの信ずる道を堂々と進むべきではないかと思えます。自らの信ずべき道とは、全国国立大学の良識によって選択されるものであります。国大協は今日まで三十年、その設立の目的であるところの「全国国立大学がお互いよく意見を交換し、協力し合って、それぞれの大学が、それぞれに高い目的を達成することに、大きく寄与することの出来る協会」たらんとして歩んできました。そこに改めて思いをいたすべきでありましょう。

そして最後に、国大協の存在意義は、単なる事務的の情報交換や意見の照会やとりまとめにあるものではないと思えます。その根底にある最も大切なものは、大学間のそして大学と協会との心のつながりであり、互いの協力精神であると思うのであります。そういう意味で、たしかに国立大学協会は、創立以来三十年立派にその目的を果たして参りました。私はそう信じます。どうか、今後とも本協会が、全国国立大学の心の拠りどころとして、そして親しみ深い協会として、ますます発展をつづけられますことを心より祈念し、この話を終ります。有難うございました。

## 創立30周年記念行事概況

本協会は、昭和25年7月13日に創設されて以来、本年（55年）をもって満30年を迎えたので、これを記念する行事を催すこととなり、「創立30周年記念行事準備委員会」（委員長は香月副会長）の企画に基づき①記念式典の挙行、②記念誌の刊行、③記念品の製作、の三つの事業をとり行うことになった。以下これの概況を摘記する。

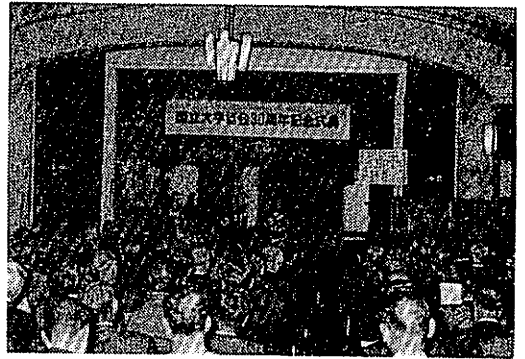
記念式典は、昭和55年秋の総会に合わせて実施することとし、総会終了の翌11月13日午後3時より学士会館において、本協会の歴代会長・副会長および国立大学の学長・事務局長ならびに文部省の幹部職員等多数の関係者の参列の下に挙行された。

式は、司会者の開式の辞に始まり、向坊会長の式辞に次いで田中文部大臣（諸沢事務次官代読）、岡本（前）本協会副会長の祝辞があつてのち、和達清夫氏〔（前）日本学士院長・（元）本協会副会長〕の「国大協の回顧」と題しての講演があり（以上別掲）、最後に東京芸術大学教官各位による箏曲「尾上の松」の演奏があつて式を閉じた。

引き続いて午後5時より同会場において祝賀会を催し、式典参列者のほか各関係機関・団体の方々ならびに本協会関係者（歴代委員長、最近退職の旧学長・事務局長、旧事務局職員、現教員委員・専門委員等）等数百名に及ぶ関係者の参会の下に祝賀、交歓の宴が開かれ、盛況裡に散会した。

次に記念誌は、その表題を「国立大学協会三十年史」とし、巻頭に各大学のプロフィール（大学の本部建物、学長の肖像、組織の概要等を写真版としたもの）を収め、本文には歴代会長・副会長の所感、各委員会委員長の状況報告、各学長・事務局長の随想等の寄稿をはじめ本協会の略史および関係諸資料等を収録した（B5判300余頁）。

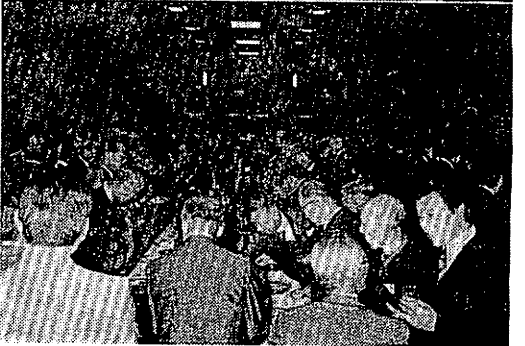
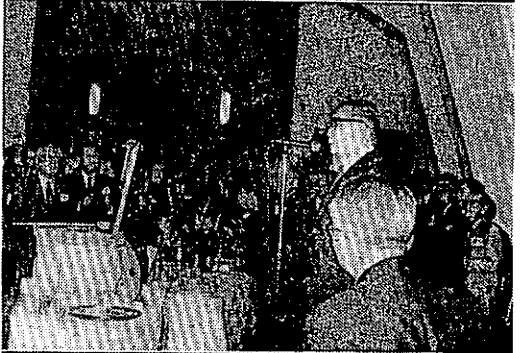
また記念品は、彫金の大家山脇洋二東京芸術大学名誉教授に委嘱し、干支に因む斬新なデザインのネクタイピンをご製作頂き、祝賀会当日、記念誌と共にこれを参会者一同に贈呈した。



▲記念式典：東京芸大教官各位による箏曲「尾上の松」演奏

香月副会長（30周年記念行事準備委員長）挨拶

▼記念パーティ 田中文部大臣も出席されて賑やかに多くの参会者を得て催されたパーティ



# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 理 事 会

日 時 昭和55年10月28日(火) 10:00~14:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 向坊会長

香月副会長

今村, 大池, 前田, 畑, 須甲, 斎藤, 猪, 丸山,

石塚, 井沢, 須田, 綾部, 竹山, 山岡, 神田,

岳中, 井上各理事

小坂(第1), 広根(第3)各常置委員長

福田, 吉田各監事

肥田野専門委員(第2常置委員会)

(大学入試センター)加藤所長, 中村管理部長

向坊会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のとおり挨拶が述べられた。

本日は、秋の総会も近づいたので、関係の諸議案その他についてご審議願いたい。

なお、岳中熊本大学長には来る11月19日任期満了により学長を退任されることになり、これに伴い「教養課程に関する特別委員会」委員長を辞任することになったため、過般同委員会において後任委員長の選任が行われた結果、神田九州大学長が選出されたのでこの機会にご紹介する。

なお、斎藤第2常置委員長が海外出張のため出席できないことも予想されたため、所管事項のうち「大学入試改訂の問題」については、同委員会の肥田野専門委員(東京大学教授)が委員長の委託を受けて説明に当たることになったのでご了承いただきたい。

また、共通第1次学力試験関係事項についての説明のため、大学入試センターより加藤所長、中村管理部長が出席されるので併せてご了承

承りいただきたい。

ついで竹下事務局次長より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

### I 会務報告

会長より以下のことについて報告があった。

#### (1) 要望書の処理について

去る6月総会において決議された各要望書(「高等教育の計画的整備について」に対する要望書、「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」ほか厚生補導関係の4つの要望書、および「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」等)については、総会終了後関係委員長ならびに事務局長が文部省、人事院および日本育英会に対し関係の要望書をそれぞれ提出し配慮方を要望した。

なお、人事院に対しては、今村第6常置委員会委員長および同委員会委員2名が文部省人事担当官と同道して人事院の担当官(給与局長、給与第一課長)と会見し、国立大学教職員の待

遇改善に関し隔意のない懇談を行ったうえ総裁宛要望書を提出した。

## (2) 要望書の提出について

また同じく6月の総会の際、本年も関係方面に提出することを決議された「昭和56年度予算に関する要望書」と「大学図書館の昭和56年度予算に関する要望書」については、去る9月19日の第6常置委員会および図書館特別委員会において成案を取りまとめ、文部省に対しては、9月24日の特別会計制度協議会の席上で今村第6常置委員会委員長が諸沢事務次官以下関係官に対し趣旨説明を行ってこれを提出した。また大蔵省に対しては、同日午後、香月・沢田両副会長および今村第6常置委員会委員長が田中事務次官（松下主計局長、篠沢文部主計官同席）に面会し、これを提出し要望懇談した。

なお、このあと引続き行政管理庁を訪れ山下行政管理局管理官（文部担当）に面会し、国立大学の定員問題に関し実情を説明のうえ配慮方を要望した。

## (3) 文部大臣との懇談について

去る9月8日、文部省よりの案内により、会長、両副会長および各常置委員会委員長等が出席して文部大臣始め文部省幹部と国立大学の当面する諸問題について懇談した。

## (4) 国際大学協会の総会について

過般の理事会（55.3.6）で了承を得たように、去る8月25日より6日間に亘りフィリピン国マニラで開催された国際大学協会第7回総会（5年に1回開催）に本協会から私と石塚第5常置委員会委員長、今村第6常置委員会委員長の3名が出席し協議に参加した（香月副会長は健康上の理由で不参加）。なお、沢田副会長も別途日程によりこの会議に参会された。

## (5) 地区連絡協議会の設置について

過般の第66回総会において、今回の高等学校学習指導要領の改訂に伴う国立大学入学者選抜のあり方、ならびに現行の共通第1次学力試験の受験のあり方（試験場の地域割りの問題）を検討するため、全国7地区に「地区連絡協議会（ブロック会議）」を設置することが了承されたので、その後これの組織・運営に関する構想をまとめ、去る9月26日付会長名文書をもって各国立大学長宛にこれを送付し、協力方を依頼した（資料7）。

なお、各地区の世話校には何かとご面倒をおかけするが、何分ともよろしくご配慮をお願いしたい。

なお、この地区連絡協議会の開催に当たっては、第2常置委員会より共通入試改訂問題に関する4種の「討議資料」を送付し、協議の便に資することにした。今日までのところ開催ずみの地区は中部、東北、近畿、九州の4地区であり、その他の3地区は11月中に開催予定であるということである。

なお、「入試教科目改訂専門委員会」開催に伴う本年度所要額について、文部省より（東京工業大学宛）旅費100万円、校費450万円の予算措置を得たのでご報告する。

## (6) ブラジル国大学学長の招待について

予て計画を進めていたブラジル国大学学長の招待については、去る9月25日、関係大学長によって構成された「招待準備委員会」を開催し、これの受入れの具体的計画について打合せを行った。

ブラジル国学長一行2人（うち1人は夫人同伴）は去る10月13日に来日され、所定のスケジュールに従って国内各地の諸大学、諸施設等を訪問視察し、2週間の訪問日程を終えて昨27日無事帰国された。関係大学に種々お世話いただ



いたことに対し厚くお礼申し上げます。

#### (7) 有志学長による中国視察について

予て実施の促進を図ってきた「有志学長による中国視察」がこのたび実現の運びとなり、第1回「国立大学学長訪中団」（団長畑群馬大学長）として総員11名が去る10月3日から14日までの12日間、中国各地を訪問視察し、無事帰国した。その際、中国教育部長宛の会長メッセージを畑団長に託し、当協会の謝意と希望を表明した（資料13）。

#### (8) 特別会計制度協議会について

去る9月24日、第44回特別会計制度協議会を開催し、文部省から昭和56年度概算要求の折衝状況について説明をきくとともに、当協会から予算に関する要望事項について説明し、要望書を提出した。

なお、この席上において過般の6月総会で決議された諸要望書も配付し、重ねて配慮方を要請した。

#### (9) 日教組との会見について

日教組大学部からの申入れにより、去る7月14日今村第6常置委員会委員長が山川大学部副部長ほか4名と会見し、日教組大学部が去る6月の国大協総会に当たって提出した要請書に提起されている諸問題について意見交換を行った。

#### (10) 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した以降に当協会宛提出された要望書は「資料17」のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

#### (11) その他

国・公立大学ガイドブックを本年も発刊するが、昨年同様若干の編集手当が大学入試センターを通じて当協会に入金する。この使途については、昨年のお申し合わせにより入試関係の費用に当てるのでご了承願いたい。

以上の会務報告があったのち、若干の質疑応答があった。

---

## II 協 議

---

### 1. 第67回総会日程について

#### (1) 日程について

会長から、来る11月11日～13日開催の第67回総会は「資料5」の日程によって運営してよいかと述べられ、ついで竹下事務局次長から「資料5」により詳細説明があり、原案どおり決定した。

#### (2) 学長懇談会の運営について

会長から、総会第2日午後に行われる学長懇談会の運営については、前例により司会を会長、副会長が交代して当たることとし、当面する大学の諸問題について自由討議を行うこととしたいのでご了承願いたいと述べられ、異議なく了承された。

### 2. 第68回総会日時・場所等について

会長から、第68回総会日時・場所等について、会場借用の都合もあるので「資料6」のとおり予定してよいかお諮りすると述べられ、異議なく了承された。

### 3. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、これについて協議が行われた。

#### (1) 第1常置委員会（小坂委員長）

##### ① 高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方について

この問題については前々回の理事会（5月21日）でご報告したが、その際お話ししたように関

係の3委員会（第1常置，第2常置，教養課程に関する特別委員会）による合同小委員会においてこの問題を討議し，その結果を各委員会に持ち帰ってそれぞれの立場で問題の詰めを行うこととした。

この合同小委員会はこれまで7月22日と10月15日の2回開催され，第2常置委員会から60年度以降の大学入試のあり方についての審議経過の報告をきき，これとの関連で大学教育のあり方，特に教養課程教育のあり方について意見交換を行った。この結果を踏まえ，去る10月16日に第1常置委員会を開催して協議したが，この高校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方については，今後さらに合同小委員会の審議を進めながら，入試改訂の構想と睨み合わせて大学独自の立場でこの問題を検討していきたいと考えている。

## ② 学部改組に伴う事務組織の問題について

この問題は，近年学部改組によって，一学部を2～3の学部に分離改組を図った大学においては，研究・教育部門は分離独立をするが，事務機構の方は元のまま一つの事務部として残されたかたちになっており，そのため事務運営上支障があるのではないかということから検討することになったものである。

この問題について，本委員会では過般，52年度以降学部改組が行われた11大学についてアンケート調査を行いその調査結果を基に検討を行った。その結果，このような事務機構ではかなり無理があるように見受けられるが，この複数学部の事務を1事務部で処理するという方式は事務機構の合理化という狙いもあるので，単に学部改組に関わる問題としてではなく，それ以外の学部をも含めた機構改革の問題として検討しなければならないと思われる。そこでこの

問題については，今後も慎重審議を尽して検討していきたいと考えている。

なお，事務機構の合理化の問題は，定員削減との関連で，第6常置委員会でも取り上げられているので，本委員会である程度考えがまとまったところで，第6常置と協議することも考えている。

以上の報告に対して，次のような質疑があった。

- 新設の医科大学でも事務機構の改善が行われたところもあるが，その方も調査の対象にされたのであろうか。
- 事務機構の合理化の問題は，各大学の事情により多種多様に亘っている。従ってこれらの問題を全体として集約しながら取り上げていきたいと考えている。

## (2) 第2常置委員会（斎藤委員長）

共通入試に関する問題について，斎藤委員長に代り肥田野専門委員より資料(7)，(8)，(9)，(10)を基に次の事項について説明があった。

- ① 地区連絡協議会の設置について（その目的と運営について）
- ② 昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60年度以降の大学入試改訂の基本的方針について（その検討経過と問題点および作業スケジュールについて）
- ③ 産業医科大学の共通第1次学力試験（以下共通1次）参加の申し入れについて（その審議経過について）
- ④ 私立大学の共通1次参加の問題について（一部の新聞報道に関連して）

ついで，斎藤委員長より以上の各項についての補足説明とともに次のような提案があった。

産業医科大学の共通1次参加の問題は、産業医科大学1校にとどまらず、私立大学の参加という全般的な問題に関わりがあるので、第2常置委員会の一存で可否の結論を出すことはむずかしい。それで、この問題への対応は、会長、副会長および一部の理事をもって構成する特別委員会を設けて検討し対処することが適当と思われるので、ご考慮をお願いしたい。

以上のような説明ならびに提案があったのち、次のような質疑があった。

(会長が所用により退席、香月副会長が代って司会)

○ 地区連絡協議会についてであるが、この協議会に関する通知によると、試験場の地域割りの問題については「現行の行政区域割りを原則とする前提に立って慎重に対処することとし、線引き見直しの課題が提起された際には、そのことを第2常置委員長まで連絡されたい」とあるが、その連絡を受けたら第2常置委員会としてはどのように処置するつもりなのか。

○ 地区連絡協議会を設置した主たる目的は、共通1次に関わるその地区の特殊事情として生ずる問題について、できるだけ適切に対処するためである。例えば、受験地区の線引きの問題について、大学入試センター（以下入試センター）の方としては、原則として現在の受験地域を変更しないという方針がある。

しかし、特殊事情のある地区の現場としては無理があるというような場合には、入試センターの方でも考えざるを得ないであろうということである。その場合、各地区から提出される要求について、第2常置としては、全体の立場から調整の助言をしていきたいとい

うことから、連絡方をお願いしたわけである。

- 隣接県との受験地域の調整の問題であるが、この線引き変更の可能性はあるのであろうか。
- そのことについては地元の教育委員会との協議が必要となるが、具体的問題が出てきた際には協力して貰うよう措置している。

以上のような質疑があったのち、香月副会長から、次の2つの事項について採否の協議を願いたいと諮られた。

- ① 「昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60年度以降の大学入学者選抜の基本的方針(案)」について(資料8)

この案について協議した結果、原案を若干修正して、これを承認した。

なお、この基本的方針(案)については、この理事会終了後、会長、第2常置委員長出席のもとに行われる記者会見において、この案を総会に提出することになった旨報告することを了承した。

- ② 産業医科大学を含む私立大学の共通1次参加の問題を検討するための特別委員会の設置について

さきに第2常置委員長から提案のあったこの議案について協議した結果、特別委員会を設けることを了承し、なおその委員の人選については会長に一任することになった。

ついで、加藤入試センター所長より、56年度の共通1次募集状況について次のように報告があった。

56年度の共通1次応募人員は357,636人で、昨年に比し約8,000人の増となっている。そのうち現役は229,820人、浪人は126,480人、大学

入学資格検定者は1,330人となっている。昨年より若干増加をみたのは、高校卒業見込者数の増加の影響かとも思われる。なお、身障者の応募状況はほぼ昨年と同様である。この受験志願者に対する試験場の設定については、第1回、第2回の共通入試の実績と1割増推計数を基に各大学に試験場確保のお願いをしていたが、この推計数を上回る県が5県あった（埼玉、千葉、新潟、広島、沖縄）。

このほか斎藤委員長から、次の事項の報告があった。

来年度に学部新設が予定されている大学の設置認可は3月になるため、その入学試験は来年5月に行われることになる。従って、この新設学部に入学者は、前もって共通1次を受験するというわけにはいかないため、特例として共通1次を受験しなくてもよいとの措置をとることにした。これに該当するのは香川大学の法学部であるが、香川大学と文部省、入試センターとの間でこれについての了解がついている。

### (3) 第3常置委員会（広根委員長）

#### ◎ 留年問題について

本委員会では、予てから検討課題とされていた「留年問題」の検討を始めることにした。近年留年者が増加の傾向にあり、これに関する調査研究等もあるが、その実態や対策が十分明らかにされているとはいえないので、この問題に取り組むことにした。そのため、第一段階としてまずその実情を把握することにし、その手始めとして本委員会に所属する大学に調査を依頼し、その結果を踏まえた上でさらに国立大学に対する調査を行い、そのデータを踏まえてこれに対する対策を検討していきたいと考えている。

### (4) 第4常置委員会（山岡委員長）

第4常置委員会は、現段階ではとりわけ報告しなければならない事項はない。今後の問題については、来る11月10日に委員会を開きその取り組むべき課題について検討したいと考えている。なお、去る6月総会で採択された学生の厚生に関する4つの要望書については、文部省の担当官、日本育英会の責任者に会見して要望を行った。

ついで、小坂第1常置委員長から、第3・第4常置委員会に関連する問題として、次のような報告があった。

先般岡山において全国の学生部長会議が開かれ、その際「全国学生部長協議会」というものを発足させることが決定された。そして、今後この協議会で意見書あるいは要望書を議決した場合には、これを直接文部省に提出せずに国大協の関係委員会宛に建議し、国大協を通して関係方面に働きかけて貰うということが取り決められたので、ご了承いただきたい。

（昼食休憩）

### (5) 第5常置委員会（石塚委員長）

#### ① 本年度の外国学長の招待について

本年度の外国学長招致事業については、本年初頭にブラジルから学長を招待するという計画が決まり、文部省を通じ交渉した結果、ウペランディア連邦大学総長とサンタ・マリーア連邦大学総長の2人が来日されることになった。それで、これの受入れの具体的準備を進めるため、訪問予定大学の学長をもって構成する「ブラジル国大学学長招待準備委員会」を組織し、9月25日に会議を開催した。そこで取りまとめられた日程表が配付の「資料12」である。この

日程にあるように両学長は10月13日に来日され、27日に帰国されるまでの2週間の間に東京、京都、名古屋、北海道の各地区を歴訪され、大学施設を始め文化施設、産業施設等を見学され、関係者等と懇談を行った。なお帰国前の24日には関係者を招いて国大協主催の懇談会ならびに送別パーティを催した。今回のブラジル国学長の招待の状況については、いずれ報告書をまとめ「会報」に掲載することになっているのでご了承いただきたい。

## ② 有志学長による中国視察について

有志学長の訪中については、実現まで難航を続けたが、当初の希望者20名の人数を絞らせていただいて9名の有志学長からなる国立大学学長訪中団（団長畑群馬大学長）として、10月3日から14日までの期間中国を訪問視察することになった。その日程は「資料13」のとおりで、北京、南京、上海、杭州の各地を歴訪し、政府機関を始め大学その他の施設を視察した。

ついで畑理事（訪中団団長）よりその経過の概況ならびに印象や感想について報告があった。

## (6) 第6常置委員会（今村委員長）

### ① 昭和56年度予算に関する要望書について

去る6月総会の際に提出方を了承された56年度予算に関する要望書については、文部省に対しては去る9月24日の特別会計制度協議会の席上で趣旨説明のうえ提出し、大蔵省に対しては同日両副会長と私が同道して田中事務次官等と会見し、これを提出し要望懇談した。なお、この要望書の重点事項として、基準経費の増額、それに今回はとくに教官研究旅費の問題を取り上げ、これの配慮方を強く要望した。

### ② 各省庁職員の非常勤講師の任用問題について

最近各省庁関係職員を非常勤講師に招くことがむずかしくなってきたので、この問題を検討するため、当委員会に所属する各大学に対し実態調査を行った。その結果を踏まえこの問題の対応策を考えたが、要望書の提出ということもどうかと思い、特別会計制度協議会の席上で文部省関係官にその実状を説明し配慮方を要望した。なお、その際、光熱水料の高騰に伴う教育・研究の窮状に対する善処方についても要望した。

### ③ 学費問題について

来年度授業料値上げが行われそうな気配もあるが、まだ具体的な話はないので状況を見守っている。具体的な動きが出たら直ちに対応したいと考えている。

### ④ 事務機構の合理化および大学の事務職員の勤務体制について

定員削減との関連で事務機構の簡素化の問題を取り上げているが、その後余り進展していない。それから、前総会で検討を委託された大学の事務職員の勤務体制の問題であるが、差し当りその内容の一部である「共通1次試験に関連する職員の代休制度」の問題の検討に取り組みたいと考えている。

### ⑤ 定員問題について

来年度は特に定員問題が厳しい状況にあるため、必要最小限の増員を確保できるよう関係方面への働きかけに努めている。

以上の報告に引き続き畑理事（学費問題小委員会委員長）より、学費問題の経過とその対応について補足説明があった。

## (7) 図書館特別委員会（今村委員長）

本特別委員会では「大学図書館の昭和56年度予算に関する要望書」をまとめて文部省、大蔵

省に提出したが、今回は特に学術情報システムの整備の面を強調した。

これに関連して香月副会長から、文部省において構想が進められている「学術情報センター」の進展状況について説明があった。

#### (8) 教員養成制度特別委員会（須田委員長）

予て当委員会において検討を重ねてきた「一般大学・学部における教員養成」、「教育系大学院の問題」をテーマとした調査研究がまとまったので、この報告書(案)を過般各大学に送付して意見を求め、それを基に更に検討を加えてこのたびこれを「大学における教員養成—一般大学・学部と大学院の現状と問題点—」(資料14)として取りまとめた。ついては、理事会の了承を得て今総会に報告書として提出したいのでよろしくご審議をお願いしたい。

以上の前置きののち、その内容の要点について説明があり、これを総会に提案することが了承された。

#### (9) 教養課程に関する特別委員会

(岳中委員長)

本委員会においては教養課程に関する調査研究のため、昨年末各大学からこれに関する資料の提供を求めたが、それらの資料を検討している間に、それらのものを整理分析してまとめれば各大学の参考になるのではないかということになった。その結果、このたび配付のような報告書がまとめられたが、この報告書については次の二つの問題がある。

その一つはこの報告書の表題に関することである。上述のように、この報告書は各大学からの提供資料を基にまとめたものであって本委員会独自の調査によるものではないので、これを

国大協の「調査研究報告書」と銘打って発表することは適当でないと考えられる。それで、取敢えず「—アンケート調査結果を中心とした—教養課程教育の実状」ということにしたが、これでよろしいかどうか。

いま一つの問題はこれの公表に関することである。上述のような経緯から、この報告書には各大学の提供資料からの引用が随所にあり、それには出典を明記してある。それで、これをそのままの形で公表することに対し、関係大学からあるいは異議が出される恐れもある。そこで取敢えず、総会には、これを内部資料として提出することにし、その際に以上の事情を説明して関係大学に公表の可否について諮り、とくに異議がないということであれば、その後これを一般に公表することにしたいと考えている。

以上のような説明があり、これを異議なく了承した。

#### (10) 医学教育に関する特別委員会

(石塚委員長)

来る11月10日に委員会を開いて、新設医科大学からの要望事項について審議することにして

#### (1) 創立30周年記念行事準備委員会

(香月委員長)

創立30周年記念行事の実施計画進行状況について、「資料16」を基に石塚事務局長から記念式典、祝賀会の実施要領および記念品について説明があった。

以上をもって、本日の議事を終了した。

日 時 昭和55年11月11日(火) 11:30~13:00

場 所 学士会館(神田)202号室

出席者 向坊会長

香月, 沢田各副会長

今村, 大池, 前田, 畑, 須甲, 猪, 丸山, 石塚,

井沢, 山村, 須田, 綾部, 竹山, 山岡, 神田,

岳中, 井上各理事

小坂第1常置委員長

福田, 吉田各監事

## 理 事 会

向坊会長主宰のもとに開会。

初めに会長より次のように述べられた。

本日緊急に理事会を開催したのは、石塚医学教育に関する特別委員会委員長の申し出により同委員会が昨日(11月10日)の委員会で取りまとめた「医学教育の充実振興についての要望書」についてご審議いただくためである。なお、この審議ののちご報告のうえご意見をお伺いしたい事項があるのでよろしく願います。

### 【議 事】

#### 1. 「医学教育の充実振興についての要望書」の提出について

初めに、石塚委員長より要望書(案)の趣旨について次のように説明があった。

この要望書案をまとめることになったのは、新設医科大学の拡充整備に端を発している。新設医科大学は、医学に関する教育研究を行うということと同時に一方、地域医療の中心をなすという重要な役目を担って昭和48年以降漸時新設整備が行われてきており、56年度は3医科大(高知医科大、佐賀医科大、大分医科大)の附属病院の開設が予定されている。ところが、聞くところによると、近時の国の行財政の事情から大学の予算も圧縮が余儀なくされる気配で、とりわけ教職員定員の整備が大幅に抑制される

のではないかとされている。これが事実とすれば、開設が予定される附属病院の運営に重大な支障を来たすばかりでなく、既設大学の病院の整備にもこのしわ寄せが及ぶおそれが強い。そこで昨日委員会を開き、これの対処方について協議した結果、要望書を作成し関係方面に提出してはどうかということになり、お手許に配付の要望書(案)として取りまとめることになったものである。

以上のように説明があったのち、「医学教育の充実振興についての要望書(案)」について協議を行った結果、一部字句の修正を行いこれを承認し、会長名をもって関係方面に要望することとした。

#### 2. そ の 他

##### (1) 入試センターの人事について

これについて会長より次のように述べられた。

入試センターの所長の任期は、入試センターの申合せで満70歳に達した年の年度末ということになっている。これによると、加藤所長は再来年3月退職ということになる。また一方、そのセンターに副所長を置くことについて目下予算要求が行われている。センター所長の人事については、従来国大協が国立大学の学長経験者の中から推薦し決めるという形をとっており、

同副所長についても国大協より推薦することになるが、この機会に所長、副所長の推薦基準を更に明確にしてはどうかと考える。ついては、その推薦基準を入試センターの評議員会で決めることにしてはどうかと思うが、如何であろうか。

この会長からの提案に対し特に異議はなく、これを了承した。

#### (2) 総会へのオブザーバー参加の申し入れについて

会長より、研究所の関係者より国大協総会にオブザーバーとして参加したい旨の申し入れがあったことについて、これの取扱いについて諮

られた。

これについて協議の結果、総会へのオブザーバー出席については曾てこれを認めない方針とした経緯もあり、仮に参加を認めるとしてもこれをどの範囲にするかの基準を立てることがむずかしいなどのことがあるので、今回の申し入れについては断わることとした。

以上のような協議が行われたほか、学長の交代に伴う新任学長の常置委員会の所属のことについて若干意見の交換があって、会議を終了した。

---

## 第67回総会（第1日）

日 時 昭和55年11月11日(火) 10:00~17:00

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

---

向坊会長から開会の挨拶があり、ついで代理出席について、福井医科大学からは奥田副学長が、高知医科大学からは俵副学長が出席された旨の紹介があった。

#### (1) 議事の進行について

会長から議事の進行について次のように諮られ、了承された。

第2常置委員会担当の「高等学校学習指導要領改訂に伴う共通入試のあり方」の問題は、当面の重要課題なので「各委員会の委員長報告と協議」と切り離し、別個の独立議題として審議することとしたい。なお、この議題に関し第3日目の午前中も協議を行うか否かについては、本日午後の論議の状況を勘案して決定したい。

次に、本日の昼食休憩時に理事会および第2常置委員会が開催されるので、昼食休憩時間は午前11時30分から午後1時までの1時間半とし

たいのでご了承願いたい。

第2日目の午後は、文部省関係者を招き、「学長懇談会」が開催されるので、ご了承願いたい。なお、その際に質問あるいは提言等を行いたいとお考えの向きは、配付のメモ用紙に記入のうえ早めに事務局までご提出願いたい。

#### (2) 会議の資料について

竹下事務局次長から、今回の配付資料について説明があった。

#### (3) 日程について

会長から、今回総会の日程について、去る10月28日開催の理事会において協議した結果、別紙(資料3)により会議を取り運ぶことになった旨の説明があり、了承された。



## I 会務報告

### 1. 学長の交代について

会長から、前回総会以降に交代された学長について次のとおり紹介があった。

(大学)	(前任)	(新任)
一橋大学	蓼沼 謙一	宮沢 健一
滋賀大学	桑原 正信	川崎 源
大阪教育大学	安藤 格	阪田 卷蔵
長崎大学	具島兼三郎	福見 秀雄
宮崎医科大学	勝木司馬之助	玉井 達二

(前総会以後再任の学長：山形大学広根学長)

### 2. 委員長の交代について

会長から、委員長の交代について次のとおり報告があった。

教養課程に関する特別委員会

(前任) 岳中 典男(熊本大)

(新任) 神田 慶也(九州大)

過般の同特別委員会において以上のように次期委員長の選任が行われたが、岳中委員長には学長任期満了(55.11.19)まで委員長として在任されるのでご了承いただきたい。

### 3. 前総会以後の主な事項の報告と追認について

会長から次のとおり報告があった。

#### (1) 要望書の処理について

去る6月の総会において決議された各要望書(「高等教育の計画的整備について」に対する要望書、「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」ほか厚生補導関係の4つの要望書、および「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」等)については、総会終了

直後、関係委員長ならびに事務局長が文部省、人事院および日本育英会に対し関係の要望書をそれぞれ提出し、配慮方を要望した。なお、人事院に対しては、今村第6常置委員会委員長および同委員会委員2名が文部省人事担当官と同道して人事院の担当官(給与局長、給与第一課長)と会見し、国立大学教職員の待遇改善に関し隔意のない懇談を行ったうえ総裁宛要望書を提出した。

#### (2) 要望書の提出について

また同じく6月総会の際、本年も関係方面に提出することを決議された「昭和56年度予算に関する要望書」と「大学図書館の昭和56年度予算に関する要望書」については、去る9月19日㊦第6常置委員会および図書館特別委員会において成案を取りまとめ、文部省に対しては9月24日の特別会計制度協議会の席上、今村第6常置委員会委員長が諸次事務次官以下関係官に対し趣旨説明のうえこれを提出した。また大蔵省に対しては、同日午後、香月・沢田両副会長および今村第6常置委員会委員長が田中事務次官(松下主計局長、篠沢文部主計官同席)に面会し、これを提出し要望懇談した。

なお、このあと引続き行政管理庁を訪れ、山下行政管理局管理官(文部担当)に面会し、国立大学の定員問題に関し実情を説明のうえ配慮方を要望した。

#### (3) 文部大臣との懇談について

去る9月8日、文部省よりの案内により、会長、両副会長および各常置委員会委員長等が出席して文部大臣始め文部省幹部と国立大学の当面する諸問題について懇談した。

#### (4) 国際大学協会の総会について

去る8月25日より6日間に亘りフィリピン国マニラにおいて国際大学協会第7回総会(5年

に1回開催)が開催され、本協会から私と石塚第5常置委員会委員長、今村第6常置委員会委員長の3名が出席し、協議に参加した(香月副会長は健康上の理由で不参加)。なお、沢田副会長も別途日程によりこの会議に参加された。

#### (5) 地区連絡協議会の設置について

一般の第66回総会において、このたびの高等学校学習指導要領の改訂に伴う国公立大学入学選抜のあり方、ならびに現行の共通第1次学力試験(以下、共通第1次試験)の受験のあり方(試験場の地域割りの問題)を検討するため、全国7地区に「地区連絡協議会(ブロック会議)」を設置することが了承されたので、その後これの組織・運営に関する構想をまとめ、去る9月26日付会長名文書をもって各国立大学長宛にこれを送付し、協力方を依頼した。なお、各地区の世話校には何かとご面倒をおかけするが、何分ともよろしくご配慮をお願いしたい。

なお、この地区連絡協議会の開催に当たって、第2常置委員会より共通1次試験改訂問題に関する4種の「討議資料」を送付し、協議の便に資することにした。この地区連絡協議会は、現在までのところ6地区で開催され、あと1地区は来週開催される予定となっている。

なお、「入試教科目改訂専門委員会」開催に伴う本年度所要額について、文部省より(東京工業大学宛)旅費100万円、校費450万円の予算措置を得たのでご報告する。

#### (6) 共通1次試験に関する記者会見について

去る10月28日開催の理事会終了後、文部省記者クラブからの申し入れに応じ私と斎藤第2常置委員会委員長が記者会見を行い、「昭和60年度以降の大学入学選抜の基本的方針」および「私立大学の共通1次試験参加の問題」に関し

理事会の審議経過を説明した。

#### (7) ブラジル国大学学長の招待について

予て計画を進めていたブラジル国大学学長の招待については、去る9月25日、関係大学長によって構成された「招待準備委員会」を開催し、これの受入れの具体的計画について打合せを行った。

ブラジル学長一行2人(うち1人は夫人同伴)は、去る10月13日に来日され、所定のスケジュールに従って国内各地の諸大学、諸施設等を訪問視察し、2週間の訪問日程を終えて同月27日無事帰国された。関係大学に種々お世話いただいたことに対し厚くお礼申し上げる。

#### (8) 有志大学長による中国視察について

予て第5常置委員会で実施の促進を図ってきた「有志学長による中国視察」がこのたび実現の運びとなり、第1回「国立大学学長訪中団」として、総員11名が去る10月3日から14日までの12日間、中国各地を訪問視察し、無事帰国した。その際、中国教育部長宛の会長メッセージを畑団長に託し、当協会の謝意と希望を表明した(資料10)。

#### (9) 特別会計制度協議会について

去る9月24日、第44回特別会計制度協議会を開催し、文部省から昭和56年度概算要求の折衝状況について説明をきくとともに、当協会から予算に関する要望事項について説明し、要望書を提出した。なお、この席上において、一般の6月総会で決議された諸要望書も配付し、重ねて配慮方を要請した。

#### (10) 日教組との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、去る7月14日、今村第6常置委員会委員長が山川大学部副部長ほか4名と会見し、日教組大学部が去る6月の国大協総会に当たって提出した要望書

に提起されている諸問題について意見交換を行った。

なお、以上のほか、その他の事項については資料16「第67回総会国立大学協会事業報告」をご参照願いたい。

---

## II 協議事項

---

### 1. 各委員会委員長報告と協議

前総会以後の各委員会の審議状況について、各委員会委員長から次のとおり報告があり、協議が行われた。

#### (1) 第1常置委員会（小坂委員長）

##### ① 高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方について

高等学校学習指導要領改訂に伴う大学側の対応については、このあと入試問題との関連のことが論議されることになっているが、第1常置委員会としてはこの改訂に対応する大学教育のあり方について検討をすることになった。このため、前総会でご承認いただいたとおり、第1常置委員会、第2常置委員会および教養課程に関する特別委員会の3者合同小委員会（各委員会委員長以下4名参加、12名で構成）を設置し、そこでの意見交換を通じて、この問題の検討を進めていくことになった。なお、この小委員会は、関係各委員会の関連事項について連絡調整を行うためのものであって、そこでの協議の内容を各親委員会に反映させ、それに基づいて各親委員会で検討した結果をさらに小委員会に持ち寄り、相互に連携を取りつつ各委員会の担当課題の検討を進めていこうというものである。この合同小委員会は7月22日に第1回会議を開催し、さらに第2常置委員会の検討状況を

勘案して、10月15日に第2回会議を開催した。これらの作業を踏まえて10月16日の第1常置委員会では、高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方の検討を行い、大学教育全体の見直しの必要性、高等学校の教育と大学での一般教育、専門教育との関連、学習指導要領の改訂に伴う学力レベルの変化への対応、初等・中等・高等を通じての教育の一貫性の問題、大学入試のあり方等の問題について協議を行った。第1常置委員会としては、合同小委員会を通じて第2常置委員会および教養課程に関する特別委員会と連絡・調整を行いながら、この問題を引き続き検討していきたいと考えている。

#### ② 学部改組に伴う事務組織の問題について

昭和52年度以降、学部の改組拡充が進んでおり、その際に教官組織や学生組織は分離独立されるが、事務組織の方は一本のままに取り残されており、事務運営に苦慮している例が多い。昭和52年度から現在まで、全国で11大学がこうした問題を抱えており、第1常置委員会ではこの問題を検討するに当たり、まず当該大学の実情を知るためにアンケート調査を行った。その結果、学部の改組によって、分離した学部は別々の建物に分かれ、なかには一般教育の分野を受持つ学部もあるにもかかわらず、事務組織の方は元のまま一つの事務部として残されているため、その事務運営に苦慮している実態が分かった。それで、この問題を大学の組織上の問題として検討することにしたわけであるが、これは問題提起としては簡単であるが、これをどう処理したらよいかという点になるとむずかしい問題がある。最近における財政事情の悪化に伴う人員削減ともからみ、一方で事務組織の合理化が進んでいるときだけにその対応はむずかしい。それで、この問題に関しては、取敢えずこ

のアンケートの調査結果を対象の各大学に報告し、当該大学において各学部との関係を考慮して貰うよう処置したいと考えている。

以上の報告に対して会長から、①に関連する合同小委員会の性格について質され、これに対し委員長から、この合同小委員会は各関係委員会相互の連絡協議の場とし、この小委員会独自の結論を出すような性格のものではない旨説明があった。

\* 第2常置委員会関係の報告と協議は、このあとの議題「高等学校学習指導要領改訂に伴う共通入試のあり方について」として別途協議。

#### (2) 第3常置委員会（広根委員長）

昭和50年以来、第4常置委員会と合同で協議を続けてきた学寮問題、また一昨年の6月以降検討を続けてきた「課外活動施設の整備拡充」の問題が一段落をみたので、予てからの懸案であった留年問題を中心に検討したほか、卒業予定者の就職問題についても検討した。

##### ① 留年の問題について

留年問題というのは、大学における所定の修業年限（4年あるいは6年）を超えてなお残留している学生に対する対応の問題のことである。大学における留年者は最近増加の傾向にあり、一部には100名の入学生のうち20名が留年するという統計もある。100名中20名というと大変なことのように感じるかもしれないが、その1～2年後にはそのほとんどが卒業していくので、それ程深刻な問題ではないとの見方もある。しかし、中には在学期間を過ぎても卒業できないで退学する学生も若干ある。

それで、この問題については、これまでにも

重要な問題として論議の対象とされ、最近では文部省学生課の機関誌「厚生補導」にこの問題の特集号も出されている。このようにこの問題について或る程度は研究がすすめられてはいるが、大学側の対応としてはなお検討を必要とする面が多いため、本委員会で討議することとなったものである。

留年の問題点としては、①大学の管理上の問題、制度上の問題の側面があり、また②学生側からみた問題としてこれをどう考えるか、という側面がある。しかし、この「留年」についての実態は大変把握しにくい面がある。それは各国立大学毎にこれの取扱い上の制度が異なったり、また学部によっても事情が異なるということがあるからである。それで、この問題を検討するに当たって、まずその実態を把握する必要があるが、それをどのような方法で調べたらよいか、また、具体的にどのようなデータを集めればよいか、などについて目下検討を進めており、取敢えず第3常置委員会のメンバーである大学に対して予備調査を行い、その結果を検討したうえで全大学を対象とした本格的な調査を実施したいと考えている。

##### ② 卒業予定者の就職の問題について

大学卒業予定者のための就職事務の開始時期の問題および就職に関する差別の問題（特にいわゆる同和問題）について、就職問題懇談会（国公私立大学、高専の11団体の集まり）における論議をもとに検討を行った。

このことについては、第4常置委員会からの報告にも述べられると思うが、いわゆる同和問題についての論議がすすめられており、国大協としてもこの問題に関わりがあるので、今後引き続き同懇談会の研究討議を見守りつつ対処していきたいと考えている。

以上の報告に対し次のような意見の交換が行われた。

○ 留年問題についての今後の検討のスケジュールはどのようになっているのか。また就職問題については年度内くらいに結論が出されるのであろうか。

○ 今後のスケジュールとしては、年内に委員会のメンバー校からレポートをいただき、委員会において来年の1～2月に調査の方式を打ち出したのち、各大学に対する調査を行い、次回の総会に報告したいと考えている。

また、就職問題については、就職問題懇談会の中にスタディ・グループが作られ、目下検討がすすめられている状況である。

### (3) 第4常置委員会（山岡委員長）

前総会以後6月18日（総会2日目）と11月10日に委員会を開催し、学寮問題一段落後の今後の検討課題について協議した。前総会の際に承認いただいた本委員会関係の4つの要望書については総会直後に関係方面に提出し要望した。以下本委員会が担当してきた関係事項についてその後の状況をご報告する。

① 保健管理施設については、順調に設置が進んでおり、未設置の大学である福島大学は来年、北海道教育大学は学内の意見がまとまり次第文部省に要求し、実現される見通しである。なお、新設の医科大学についても、大学側から要求があれば引き続き設置の促進を図りたい。

② 国立大学の共同利用研修施設については、昨日文部省で伺ったところによると、大学から新規の設置要求は出されていないとのことである。なお、この研修施設の管理要員の定員化の要求については、定員削減が実施され

ている現況からその定員確保はむずかしいようである。来年度の計画としては長崎大学が管理している雲仙の研修施設に体育施設を付設することと、関東甲信越地区の共同利用施設である群馬県赤城の老朽の施設の改修が概算要求されているとのことである。

③ 寮問題については、中部、中国、四国および九州地区では、だいたい改善が進んでいるようであるが、関東、東北地区はあまり進んでいないようである。しかし、各大学とも前進の方向で進めていただいているので漸次解決されるものと期待している。

④ 奨学制度の問題については、昨日の委員会で文部省学生課の方からこれに関する財政当局側の動向について説明があったので、この奨学制度のあり方について今後検討を進めていきたいと考えている。

⑤ 昨日の委員会では、文部省の方から上述の奨学制度の問題のほか就職の問題、特に差別の問題（いわゆる同和問題）についても説明があった。この同和問題については、国公立大学団体で構成されている就職問題懇談会で検討が進められているが、各大学におかれても今後よろしくご配慮をお願いしたい。

⑥ 去る7月30日付で文部省から、「厚生補導施設改善充実に関する調査研究会」がまとめた報告書が各大学に通知されたが、この通知は「2.18通達」のような次官通達ではなく、厚生補導施設の改善・充実のために参考にしてほしいとの趣旨のものである。この調査研究は、過般の学寮に対する会計検査の問題を契機として始められたもので、厚生補導施設である学生会館、課外活動施設、学寮等の整備の方針をまとめたもので、その中で当委員会が要望している「厚生補導施設の基準面積

の拡大」も取り上げられている。しかし、それと共に、当然のことながらこれらの施設の管理運営の適正化のことも要請されている。各大学におかれては同報告の趣旨に添うようご協力を願いたい。

- ⑦ 次に委員会の運営の問題であるが、私の委員長在任も長くなったので、今年は国大協30周年でもあり、また当委員会の作業も一段落したこともあり、この機会に委員長の交代を申し出た。11月10日の委員会でこれの選挙を行い、互選によって野村横浜国立大学長を選任したので、ご了承いただきたい。

ついで、以上の報告に関連して畑群馬大学長から赤城の共同利用研修施設について、次のとおり補足説明があった。

群馬県赤城の施設は、関東甲信越25大学の共同利用施設として昭和31年に第1号の共同利用研修施設として設置されたものである。この施設は年間5,000人～6,000人の利用者があるが、山小屋風の建物で、既に老朽化が激しく、5年程前から運営委員会より改修の希望が出されていた。しかし、この建物が県立公園の中であり、県の条例等いろいろな制限があるために他の適地を探していた。幸い草津町の斡旋により営林署から15,000平米の敷地を借り受けることができたので、そこに移転することとして概算要求している。場所は、群馬大学医学部附属病院分院から500米の位置にあり、管理・運営上も都合がよい。ご後援をお願いしたい。

ついで小坂岡山大学長から次のような発言があった。

すでに要望書が会長に提出されているかと思うが、第3常置委員会および第4常置委員会に

特に関係が深い事柄と思うので、この機会にご了承を得たい。

本年9月16日、17日に岡山大学の世話で全国の学生部長協議会が開催された。これは文部省招集によるものではなく自主的な会合であったが、ほとんどの大学の学生部長が参加し、文部省からも学生課長と係長がオブザーバーとして出席した。

ご承知のとおり、寮問題をはじめ学生問題等で学生部長は随分苦勞しているが、協議会としてはこれらの当面している問題について今後自主的に協議を行い、そこで得られた意見や要望は直接に文部省その他の機関に提出するのではなく、国大協の第3、第4常置委員会等の下部組織に近いたちで、委員会に意見を反映させていきたいということである。以上の趣旨をご了承の上ご高配をお願いする次第である。

これに対して会長から、この件は最近になって要望書をいただいたので、今総会に配付することは間にあわなかったが、今後第3、第4常置委員会においてよろしくご処理願いたい、と述べられた。

#### (4) 第5常置委員会（石塚委員長）

##### ① 外国学長の招致について

本年はブラジル国から招致する計画で、文部省を通してブラジル政府と折衝を進めた結果、ウペランディア連邦大学総長クウンニャ・フィーリョ博士とサンタ・マリーア連邦大学総長デルブレイ・ガルヴァオン博士（ブラジル大学協会会長）の2名が来日することに決定した。それで、文部省とも協議して招待日程の骨子をまとめ、これを基に9月25日開催の「ブラジル国大学学長招待準備委員会」（訪問予定大学の学

長等をもって構成)において、これの受入れの具体的な計画について協議した。その結果、配付の「資料9」のような2週間に亘るスケジュールが決定された。来日学長のうち一人はポルトガル語しか話せないということもあり、各訪問先の大学ではブラジルからの留学生に通訳等の協力をしていただいた。

一行は、10月13日に東京に到着したあと、東京では東京外国語大学、東京医科歯科大学、東京水産大学、早稲田大学、京都では京都大学、中部地区では名古屋大学を訪問され、さらに北海道に渡って北海道大学を訪問されたのち、再び東京に戻って東京大学を訪問された。それらの訪問視察を終えたのち、10月24日に国大協主催の懇談会(大学関係者、文部省関係官出席)を開催し、訪問の感想、今後の抱負などを伺い、意見交換を行った。ちょうどこの時期にブラジルに出張されていた向坊会長も帰国しておられ出席され、ブラジルの印象等の披露もあり、大変有益な時間を過ごすことができた。

なお、昨日の委員会で、次の招致国について検討した結果、メキシコとカナダが候補にあがった。中国も候補にあがったが、中国には今年訪中団が訪問し、今後第二次、第三次の訪中団が組織されることがあるかもしれないので、もう少し時間をかけて考えてはどうかという意見もあり、来年度はメキシコ、カナダのいずれかを招致することとして文部省を通じ折衝を進めて貰うこととした。

#### ◎ 有志学長による中国訪問について

この件は、一年以上前からの懸案事項であったが、今回ようやく実現の運びとなった。これの発端は三上(前)三重大学長の要望によるものであったが、各学長に訪中希望を照会したところ当初20名程の希望があった。しかし、これ

の実施について文部省と折衝している過程で計画も大分変更され、結局その約半数の9名がこれに参加することになり(他に随行2名、団長は畑群馬大学長)、去る10月3日から14日までの12日間、中国の各地(北京、南京、上海、杭州)を訪問し、政府機関および大学の関係者等と交歓を行った。

#### ◎ 国際大学協会の総会について

会長の会務報告にもあったが、去る8月25日より6日間に亘って国際大学協会の総会がフィリピンのマニラにおいて開催された。これには世界各国の115大学から約280名の関係者が参加し、三つのテーマについてそれぞれの分科会で討議が行われた。向坊会長はその中の第3部会の議長を務められたのであわせてご報告する。

以上の報告があったのち、畑群馬大学長(訪中団団長)から、中国訪問に関する印象について、次のとおり報告があった。

最初に、この中国訪問計画の実現のためにご尽力いただいた石塚委員長はじめ関係の方々には厚くお礼申し上げます。ただ今委員長からその経過について報告があったので、総括的な印象を披露したい。なお、現在訪中についての報告書を編集しているので詳しくは後刻それをご覧願いたい。

次に、訪問の日程について簡単に申し上げると、はじめに中国教育部を表敬訪問し、長時間懇談した。その後北京では北京大学、清華大学、中国科学院、中国医学科学院および社会科学院を表敬訪問し、懇談した。それから南京では南京大学、上海においては復旦大学、上海第2医学院、研究所では原子核エネルギー研究所を訪問した。そのほか各地でレセプションが5回開催された。

そのほか教育部との懇談において、現在日本に留学している進修生について話題となったので、特にご報告しておきたい。今日本には400人程の進修生がきているが、中国全土では約6,000人の希望があり、統一試験によって400人にしぼったとのことであった。また、その懇談の際、当方から日本の高等教育について話をしたが、教育部の幹部の方々が意外に日本の地方の大学の実情を知らないことがわかった。そこで、もっと日本の大学の実情を知っていただくために今回訪中した9名の学長がそれぞれの大学について紹介するとともに、帰国後国大協から国立93大学の概要を記した冊子を送る約束をしてきた。

(午前11時30分から午後1時まで昼食休憩。  
この間、理事会および第2常置委員会を別室において開催)

(議長を香月副会長に交代して議事を再開)

#### (5) 第6常置委員会(今村委員長)

本委員会の審議経過等については、配付の事業報告(資料16)の6頁以下および会報(90号)の26頁以下を参照されたい。また、給与問題については、先程の向坊会長の会務報告で述べられたとおりであるので省略したい。

##### ① 昭和56年度予算に関する要望書について

これについては前回の総会において、その文案ならびに提出時期についておまかせいただいたので、その後、本委員会で要望書の原案を作成した。その文章は会報の41頁以下に掲載されているとおりである。内容としては、例年とほぼ変わらないが、今回は、あまり細かなことは省略し、特に重要と思われる事項を掲げることにした。

この要望書は、特別会計制度協議会の席上、

文部事務次官以下各関係官に説明し、また大蔵省にも持参して事務次官に要望した。なお、本要望書で重点事項として要望した事項は概ね次のとおりである。

##### 1) 基準的教育研究費の充実について

これは大学における教育研究の基礎となるものであるので特に強調した。その主な内容は以下のとおりである。

イ 「教官当積算校費および学生当積算校費の増額」については、本年度が低かったのので来年度は特に考慮願いたいと要望した。

ロ 「教官研究旅費の増額(野外調査旅費の計上を含む)」については、昨年は5%減額となり困難をきたした事情がある。また、野外調査旅費については、従来計上されていなかったが、今回は文部省の概算要求で取り上げられているので、これの実現を特に要望した。

##### 2) 科学研究費の増額について

これについては、最近特に大型研究プロジェクトに多額の子算が計上されており、その必要性については否定できないところであるが、同時に一般の研究がそのために圧迫されることのないよう配慮されたいことを併せて要望した。

##### ② 定員問題について

この問題については、行政管理庁の担当官に面談して要望した。これは、要望書を提出した訳ではないが、定員削減が行われているため、定員増要求も大変厳しい状況となっているので、これに対する善処方について要望したものである。

なお、定員問題については、今年度は新設医科大学の附属病院に1病院当り約300名、3病院で約900名の定員が必要とされ、全体として



非常に厳しい定員事情の中にあつて文部省の増員要求が膨大となっているところから、国大協としてもこれのバックアップに努力した。

#### ③ 学費問題について

この問題については、学費問題小委員会において検討してきた。来年度における学費引上げの問題は当然出てくることが予想されるが、今のところ、表向きには出ていない。それで、さきに説明した「昭和56年度予算に関する要望書」において、昭和55年度に引上げられたばかりであり、増額を行わないよう配慮されたい旨付言するにとどめた。しかし、この問題は、年末頃には表面化することも予測されるので十分に準備を重ねておき、適切に対処したいと考えている。

#### ④ 各省庁職員の非常勤講師任用の問題について

この問題は、過般の6月総会においても論議されたが、その後本委員会に所属する大学の実情を調査した結果、これの任用が困難なため多くの支障があることが判明したので、これらの調査結果をもとに特別会計制度協議会において文部省に対し、概略次のように説明して善処方を要望した。

大学として定員が十分でないため必要な範囲に教官が行きわたりにくいことや、学問が細分化してきた結果一人の教官ではカバーしきれない面もある。また、各省庁の職員には、すぐれた専門家がおり、そのような人に教育に参加して貰うことは有益である。さらに各省庁の職員は実務者でもあるから、大学の教官とは異なった感覚で教育に携わっていただけると、双方の学問知識の交流という面からもまた有益である。

なおこの問題については、本委員会として今後さらに推進していきたいと考えている。

#### ⑤ 国立大学における勤務時間のあり方の問題について

この問題は、昨年夏の総会において、向坊会長からの提言にもとづき、本委員会で検討しているものである。これについては、全般的な問題もあるが、具体的には共通1次試験が毎年1月中旬の土曜、日曜に実施されることについて、試験当日の勤務に従事する職員に対し、超過勤務手当の支給に代えて代休により処理することができないかという問題がある。この代休措置は人事院規則等が改正されれば可能なことではあるが、各大学の事情等もあるので、これの処置をどうするかについて現在、専門委員会を中心に検討をすすめている。

#### ⑥ 光熱費の問題について

本年4月からの電気料金、ガス料金の大幅な高騰により、大学の各講座当積算校費中に占める率は従来10%程度であったものが、最近では30%程度を占めるまで至っているとの調査結果も出ている状況である。この問題については、4月の特別会計制度協議会において文部省に善処方を申し入れ、その後も機会ある毎に申し入れられている。これに対して、文部省では、補正予算等も考え合せ善処しなければならない問題であると考えているとのことである。

#### ⑦ その他

以上報告した問題のほか、助手問題、非常勤職員問題、定員削減に伴う事務簡素化の問題等についても検討中である。

以上の報告に対し、概略次のような意見が交された。

○ 地方の大学においては、非常勤講師に集中講義を依頼する例が多い。そこで非常勤講師の手当および旅費については、全国一律では

なく実情に即し重点的に配分するよう配慮していただきたい。

- そのことについては明日午後の学長懇談会の際に、文部省に対し提言してほしい。
- 国の予算には、大きく分けて未来への投資或いは国民全体の財産として残していくものと、費消していくものと考えられる。両者とも重要ではあるが、これらを全く同一の考えのもとに処理していくことには疑問がある。特に教育関係予算の多くの部分は、国民共有の財産として将来各方面に活用されるものの基本をなすものである。医科大学の問題などもその一例であろう。国の予算を考えるとき、これらの分野についての仕分けを明確にし、大学のエゴイズムとしてではなく、国の将来への投資としてどのように位置づけていくかの理論づけが必要であると考え。

また、大学関係の予算については、諸外国に比べ、我が国の場合は予算の項目が極めて厳格に指定されており、弾力的な運用の途が開かれていない。そのため、国民の同一年齢層の40%近くが高等教育を受けている現在においても予算枠組みの効率化が考えられていない。近年は綱紀粛正などの関連からますますこれが硬直化するきらいがあり、大学の活動が鈍ってきているようにも思われる。十分なチェックを必要とすることは当然であるが、与えられた予算の中で、もう少し自由度を持たせ、それぞれの大学の特色を生かしていけるように配慮されることが強く望まれる。

- 最近国際交流がますます盛んになってきているが、外国の学者、研究者を招へいするには文部省、学術振興会を通して要求することになり、5倍、10倍の競争を経ないと実現で

きない現状である。この点、大学で予算をプールして各大学が独自に外国人を呼べるような途を開くべきであると思う。日本の大学くらい国際交流の自由度を持たない国はない。

- 授業料値上げの問題が出ているが、国立大学の授業料というものをどのように考えるべきであろうか。
- 国立大学の授業料は、国の将来の学問的水準を高めていくための学生に対する基本的な投資という考え方にたち、教育の機会均等とその根本に据えて考えるべきものと思う。したがって、国の財政上の一般的な趨勢により機械的にその増額を図るというような考えでなく、できるだけ低廉に抑えるべきものと思う。
- 学費の問題について学生と対応する場合、国大協の姿勢を問われることも考えられるので、第6常置委員会で十分検討していただきたい。
- 学費の問題については新聞報道等で、授業料に学部別の格差を設ける話とか、入学料の引上げなどのほか、新しい問題として奨学金の有利子制度の導入などの情報が流れているが、これは財政当局から公式に出されたものではないようである。

国大協としては単なる風聞によって行動するわけにもいかないので、その時機を待って判断し、行動したいと考えている。

国立大学の授業料についての従来の考え方としては、国立大学は教育の機会均等を保障するものでなければならないとの基本的立場に立っている。また、私立大学の授業料との格差の点については、従来から国立大学はその2分の1程度ということが関係方面において暗黙のうちに考えられてきた経緯がある

が、本年の引上げでこの2分の1は超えることとなったので、来年さらにこれを引上げる理由はないと考えられる。さらに、国立大学の授業料は公共料金の一つであり、これを引上げることは一般諸物価に跳ね返る恐れもあり、直接的には私立大学の学費引上げの引金ともなる。それらの点からしても、国立大学の授業料はできるだけ低廉であることが望ましい。例年、学費引上げの動きは12月頃になって現われてくるので、その時は理事会の議を経て国大協の態度を表明していきたいと考えている。

- 第6常置委員会の協議した事項の中に国際会議場の設置の問題があるが、これは一橋大学の講堂の跡地を提供して貰い、国立大学共用会議場（宿泊施設を備えた）を設置しようとする構想で、その建物の中にあいゆる学術情報センターを設置する話も出ている。まだ具体化していないが調査費はついたとのことである。

#### (6) 図書館特別委員会（今村委員長）

図書館に関する問題については、例年のおり今年も「大学図書館の昭和56年度予算に関する要望書」を取りまとめ、さきほどの第6常置委員会関係の予算全般に関する要望書と共に文部省、大蔵省に提出して要望した。

この内容については、例年、国立大学図書館協議会から細かな要望を受け、これをバック・アップする形で要望してきたものを改め、今回は、細かなことはそちらに委ね、学術情報センターを作る計画の実現と、これに関連して各大学の図書館の整備充実について要望したものである。このセンターは、さきほども話が出たように一橋大学の講堂跡地に計画されているいわ

ゆる大学学術会館の建物の一部に設置しようというものである。

なお、この機会に申し上げておきたいが、今後学術情報の管理運営に関しては、学術情報センターのようなものが中心となってやっていると追いつかない状況となっている。各大学の附属図書館においてもそれぞれ検討されているが、各大学がそれぞれ大学全体としても十分理解し、バック・アップしていく姿勢が是非必要であるので、特にご配慮願いたい。

#### (7) 医学教育に関する特別委員会

（石塚委員長）

##### ① 医学教育振興財団への加入について

私立医科大学によって組織されている医学教育振興財団から呼びかけがあった国立大学の参加の問題については、医学部に限定された問題であるので、国立大学医学部長会議に検討をお願いしていたところ、参加について賛意を示された。

この問題について、昨日開催した「医学教育に関する特別委員会」において文部省医学教育課長から、国立および公立大学の医学部と医科大学から既に理事および評議員が選出されていること、また年会費については国立大学の場合は校費による支出が認められること、などの説明があった。

##### ② 新設の医科大学附属病院の拡充整備の問題について

新設医科大学学長会議から、附属病院の適正規模ならびに拡充整備についての要望書が関係方面に提出されており、この問題について昨日開催の委員会で協議した。

この新設医科大学は、無医大県の解消を目指し、現在までに15の大学が設置され、そのうち

附属病院は9大学に開設されている。この新設医科大学の附属病院は、医学の教育研究のためのものであるが、それと共に地域の中心的医療機関としての役割を果たすことが一つの大きな目的とされている。そして、この附属病院の規模は、当初、基準として800床必要であるといわれてきたが、その後関連教育病院との兼合いで附属病院は600床として、あとは関連病院で補うという考え方が出てきた。しかし、元来、関連病院は、教育上の意義は持つものの、直ちにそれが附属病院とはなり得ないという観点から、800床を600床とすることには納得し難い面がある。それはそれとして、文部省は当面600床を目標として整備を図るということである。

新設医科大学の附属病院は来年度に3つ開設されることになっていてそのための教職員の配置が必要であるが、既に設置されて数年を経過した附属病院においても、当初の計画からみてまだ若干定員その他に積み残しが見られる所もある。それで56年度にはその要員として1,400人程度必要であるとされている。ところが、当面する財政上の理由からこれを圧縮するとの声も聞かれる状況にある。しかし医科大学については、従前からの計画にもとづく必要最小限のものを要求しており、これが圧縮されるようなことがあれば計画の基本に関わる重大な支障を生ずるものと考えられる。この問題については、国立大学医学部長会議から既に文部大臣あて要望書が提出されているが、これをさらに推進するため、昨日の委員会で、本日お配りした「医学教育の充実振興についての要望書」を取りまとめ、本日の理事会で討議願った。その結果、一部字句修正のうえ、本日の総会にお諮りすることが了承されたのでご審議をお願いしたい。

### ③ 大学病院における臨床研修のあり方について

この問題については、医学視学委員会で検討をすすめ、過般これの中間報告を各大学に配布して意見を求めたが、それらの意見を基に再検討してまとめたものが7月14日に出された。

その内容は、臨床研修医に常時接触し、その指導に当たる医師の増員と待遇改善が図られるよう述べたもので、これに対応して文部省は56年度概算要求において待遇改善を含む要求を行っている。

以上の報告について意見の交換が行われたのち、提案の「医学教育の充実振興についての要望書」が採択され、これを関係方面に提出することになった。

以上の報告に対する意見等は概略次のとおりである。

○ 新設医科大学附属病院の拡充整備の問題については、本日開催された理事会の議題となった。これについては既に新設医科大学学長会議ならびに同医学部長会議から関係方面に要望書が出されているが、財政、定員問題が極めて厳しい状況にあるので、国大協としてさらにこれを推進することとした。しかし、これを強力に推進することによって、他方において国立大学全体の整備計画に支障をきたすようなことがあっても困るということで種々協議されたが、新設大学は国策に基づいて出発したという経緯もあり、また医学教育は附属病院の整備なしには遂行できない事情を勘案し、要望書の原案を一部修正のうえ理事会において了承されたものである。

○ 高知、大分、佐賀の3医科大学を合せて約900名の要員が得られないと開院できない。来年から臨床実習が始まるという事情にある

のでご理解とご協力をお願いしたい。

- 医師となる学生に対し臨床実習を行わない訳にはいかない。殊に学年進行で臨床に進む学生がいる状況で病院が整備されないと大きな問題である。この要望は是非とも達成させなければならない。
- 設置が比較的早く卒業生が既に出ている新設医科大学でも、まだ定員など充たされていないのが実情である。臨床教育が或る幅をもつものであるとしても、最小限の臨床教育も行わず卒業させることは、医科大学としてはできないことである。是非とも従来の質を落とすことなく立派な臨床教育が行えるようお願いしたい。
- 要望の趣旨に異論はないが、国大協としては医科大学に限らず全体の大学のことも合せ考える必要がある。今年度文部省の概算要求で約5,000名の増員要求がなされているが、そのうち医学教育関係として附属病院新設のために900名とその他合せて約1,400名が含まれている。これは大きな比重を占めているので、これの達成だけに重点を置くと他に影響が及ぶので、それらの点を勘案して要望書の内容を若干修正したわけである。
- 大学病院における臨床研修の問題についてであるが、これは厚生省から国立大学のカリキュラムが不十分であるとの意見が出されたということから提起されたものであろうか。
- 出発点はそうであるが、しかし、それとは別に文部省の医学視学委員会での検討の結果出された結論である。なお、この問題について、文部省は具体的には3つの柱を立てて概算要求を行っている。すなわち①臨床研修指導手当の新設、②非常勤医師手当の改善、③非常勤医師の積算校費の改善、である。

#### (8) 教員養成制度特別委員会(須田委員長)

各大学のご協力により本日お配りした「大学における教員養成——一般大学・学部と大学院の現状と問題点——」が2年ぶりにまとまった。この調査報告書については、「報告書(案)」の段階で本年9月に各大学に意見照会を行い、これをもとにさらに検討を行って最終的な取りまとめをした。本日お認めいただければこれを国大協の報告書として発表いたしたいのでよろしくお願いしたい。

この報告書の構成は、大別すると「一般大学・学部における教員養成」と「大学院と教員養成」の二つの部門に分けられる。以下その内容の概要についてご紹介する。

##### ① 一般大学・学部における教員養成の問題について

この問題は国立大学に限らず、公立、私立大学を含む問題であるが、この問題を提起すると各方面に大きな影響を及ぼすことが予想される。

現在、中学校教員の約59%、高等学校教員の約80%は、一般大学・学部の卒業生である。ところが、一般大学・学部における教員養成は開放制であって、教員養成が本務ではないし、またその義務も負っていない。従って、予算上も教育実習費や教員の派遣費も計上されていない。この点は医師養成の医学部教育とは極めて対照的である。しかし、現在の制度では、教員になるためには教職課程を取り、教育実習にも出なければならない、専門の学科の履修と並行してこれを行うことは学生には困難が多い。それで、教職課程を取る場合には在学を1年延期して5年間にするとか、あるいは専門課程を取ったあと、教職課程1年を履修するというような提案もあるが、これは国立大学だけの問題では

すまないのでむずかしい点がある。

なお、過般の意見照会の際に19項目について問題提起をしたが、これは各大学が回答しやすいようにとの配慮から問題点をまとめたものであって、本委員会としての要望事項ではない。その中の一つに「免許状の種類の再検討について」という項目があるが、これは影響が大きい問題であるため本文では触れないこととした。

② 大学院における教員養成の問題について  
大学院で免許を取得した人で教員として就職する人の割合は一般大学・学部の場合と余り変りない。

次に大学院に関しては、いわゆる新構想大学院の問題があり、一方において、教育系の大学にも近來大学院が設置されつつあるが、教育系の大学院についてはいろいろ問題がある。例えば教育系の大学院に旧帝大系の教育行政を主として専攻するものと、教員養成を主とした修士課程のみの大学の二通りがあるが、それでよいものかどうか。それと、この教員養成の修士課程の大学院の性格はどのように位置づけるべきかについて各大学の教育関係学部の考え方が必ずしも明確でない。

そこで、今後大学院を作るときはこの点を明確にしていきたいことと、カリキュラムを画一化しないことが望ましいということが、委員会の結論であった。しかし、その実現については大学設置審議会との関連もありなお難しい問題がある。カリキュラムの問題については、その多様化がいわれていながら、むしろ画一化の傾向にある。特に研究を本来の使命とする大学院においても、この原則が実現しにくいという問題がある。

③ いわゆる教職課程センターの問題について

この問題については、この前の報告においても各大学、特に旧制総合大学では各学部からの教員志望者が多数いる現状においては、そのための一つのセンターを作る必要があるという意見がある。これは、総合大学で学部数の多い大学では、教育学部の教職課程の教官は、これらの学生に単位を与えるための講義に忙殺される状況があるために考えられているものである。この教職課程センターは、各大学の実情に応じて作られなければならないと考えられているが、教育学部の方の意見では、要求はするが順位が低くなかなか実現しにくいということである。この点教育学部のためにご配慮願いたい。

この報告書の取扱いについては、本日ご了承願えればこれを直ちに世間一般に公表するというのではなく、まず国立大学内で十分討議していただき、この中で国大協として行政当局に要望していきべき事項はどれか、また仮に大学設置審議会などに改訂を要望するのであればどのような点か、などについてご意見を伺うこととしたい。ご意見は1月15日頃までに学長から委員会宛にいただき、それをもとに委員会でさらに検討して、どのように要望していくかその方針を取りまとめたい。そして公表はそのあとにしたいと考えている。

以上の説明に対し、意見の交換が行われたあと、この報告書の取扱いについては、これを国立大学に限定して公表し、各学長においてこれに対する意見がある場合は、1月15日までに委員会に提出し、これをもとに委員会においてさらに検討することが了承された。

(このあと15分休憩。午後3時5分再開)

(沢田副会長が議長となる)

## (9) 教養課程に関する特別委員会

(岳中委員長)

教養課程に関する問題を検討するため、これに関する各大学で取りまとめた各種の資料の提供を昨年11月にお願したところ29大学から貴重な資料をいただいた。これを基に検討を進めている過程で、これらの資料を整理分析したものをまとめることも有意義であろうということになり、その結果出来上がったものが本日配付の「教養課程教育の実状」という報告書である。以下その概要についてご報告し、ご了承を得たい。

先ず「まえがき」であるが、ここでこの報告書をまとめた経緯を説明するとともに、各大学から提供のあった資料の中に見られる教養課程教育に対する大方の指向するところを抽出・要約してみた。

次に本文であるが、これは「I教養課程の実状」と「II教養部学生を主とした学生生活の実態」の二部門に大別し、Iについてはこれを4つの項目に分類した。なお、これの「1. 教養教育について」においては、各大学の資料から得られたデータの紹介を大学名を明記して掲載してあるのでご了承いただきたい。

次に2.として「外国語教育について」を取り上げているが、これは大学における外国語教育の目的が教養か実用かについて論議が分かれるところであり、さらに学生の受け取り方も多様であるため、特に一項を設けまとめてみたわけである。

次の「3. 保健体育について」もこれが教養課程教育の一部門となっていることから、この問題を一項として取り上げた。

最後に「4. 一般教育と専門教育との連携いならびに専門基礎教育に対する考え方につい

て」を取り上げたが、これは各大学とも苦勞している問題である。両者の連携いを密にしてほしいとの要望は学生にも教官にもあり、その連携いの仕方については各大学が、それぞれ工夫していることがうかがえる。

なお、IIとして「学生生活の実態」について取りまとめたが、何らかのご参考となろうと思われる。

なお、「おわりに」においても述べてあるが、大方の学生、教官は、一般教育を予科的性格のものとして受け止めているところが多分にある。「人間性豊かな社会人の育成を目指す」という一般教育の理念が果して真に理解され実現されているか疑問なしとしない。その他教養課程教育は問題が山積しているが、その改革・改善には大学教育全体の視座から取り組む必要があることが、今度の調査を通して読み取れるように思われる。

以上、本報告書の内容の概要をご紹介したが、この報告書の取扱いとして、これを公表することについては、この中でしばしば引用させていただいた大学の学長には個別にご了解をいただいたが、その他に異存がないかどうか、この1週間位の間にお考えいただき、特別にご意見がなければこれを公表することにしたいのでご了承願いたい。

以上の説明があったのち、この報告書の取扱いについて、今後10日間程度の間の特段の意見がなければ公表することが了承された。

このあと向坊会長から、11月19日に学長任期満了のため退任する岳中委員長に対し、謝辞が述べられた。

## (10) 大学格差問題特別委員会(丸山委員長)

昨日開催した委員会において種々意見の交換

を行ったので、その概略について報告したい。

国立大学の中でまだ修士課程の設置が進んでいないのは人文、社会、教育系であるが、このうち教育系については教員養成制度特別委員会でご検討いただいているので、本委員会としては、人文、社会系について設置の促進を図りたいと考えている。しかし、この修士課程の設置を考える前に、その基盤となる学部の改組についての問題と、さらにまだ人文、社会系の学部を持たない大学について新設の問題もある。また従来と若干異なる問題として、成人教育との関係から、夜間部開設の問題も考慮しなければならない。既に改組が行われた大学においても、例えば3学部になっても事務が依然として一本であることなどの問題もある。これらの諸問題を含めて引き続き検討をすすめていきたい。

また、自然科学系に関連のある問題として、いわゆる新設大学の大学院博士課程設置促進のことがあり、これに関して現在連合大学院構想のほかに総合大学院構想もあるが、この問題については、第1常置委員会において検討されているので、本委員会としては具体的な問題、例えば大学院調整手当などの格差の問題について具体的なケースを整理して、その是正に向けて検討を続けたい。

さらに、いわゆる地方大学の特色、或いはこれまでに果たしてきた役割、有用性などについて十分説得力のある説明が出来るようにすること、また地域の協力がなければ地方大学の充実は困難であることなどの点についても考慮して検討をすすめることにしたい。

なお、この委員会では、いわゆる旧帝大とそれ以外の大学との比較検討資料を作成したが、旧帝大の資料の一部に誤りがあるとのこと指摘を

うけた。そこで、これを点検していただくため各大学事務局あて関係の文書を送付したのでよろしく検討のうえご訂正いただきたい。

#### (1) 創立30周年記念行事準備委員会

(香月委員長)

資料「13」および「14」をご参照願いたい。国大協は、本年7月13日をもって、創立30周年を迎えることとなった。そこで、これを機に記念行事を執り行うことが企画され、昨年4月からその具体的検討に着手した。その実施計画のうち、記念誌の刊行と記念品の作製は既に完成し、記念式典ならびに祝賀会についての準備も完了した。

記念式典は、明後日の11月13日に挙行し、向坊会長の式辞のあと、文部大臣および岡本(前)副会長の祝辞のほか、和達(前)日本学士院長の記念講演、それに東京芸大教官各位による箏曲の演奏を予定している。

以上の報告のあと、向坊会長から、この度の記念行事実施に際しての東京芸術大学の協力に対し謝辞が述べられた。

## 2. 高等学校学習指導要領改訂に伴う共通入試のあり方について

### (1) 入試関係事項について

本題に入る前に昭和56年度の共通第1次学力試験に関する事項について加藤大学入試センター所長から概ね次のように報告があった。

#### ① 昭和56年度共通第1次学力試験志願者数等について

来年行われる共通1次試験の志願者数が確定し、その数は357,633名となった。昨年に比べ2.3%、約8,000名の増となっている。これは予測より若干上回った数である。このうち高等学



校卒業見込者が229,825名、いわゆる浪人が126,473名であり、その比率は昨年と同様となっている。男女別では、男子271,213名、女子が86,420名でこの比率も昨年とほぼ同様である。また出身科については普通科が大多数を占めており、職業高校出身者については種々問題が取り上げられてはいるものの、その割合は少なく、実質的には97%が普通科高等学校の出身者となっている。

身体障害者については、166名で昨年より僅かに増加している。その中で盲者は昨年より2名増の12名となっている。

56年3月高等学校卒業見込者中に占める志願者の割合、いわゆる現役志願率は、今年度の16%に対し来年度は16.1%であり、ほとんど変わっていない。

志願者数の募集定員数に対する倍率は今年度と同じ3.77倍となっている。志願者数が約8,000名増えている一方、高等学校在校生が約25,000名増え、また、国立大学の募集定員が現在までのところ430名増えていることなどから、倍率においては昨年と同じになったものである。

今後の情勢については、昨年と今年の情勢がこのまま続けば、昭和60年頃までに高等学校の在籍者数が150万名程度となり、現在より7万名位増えることとなる。このように比率の上での変化は見られないとしても、実数ではかなり増加していく可能性がある。志願者数としては、1万～1万5千名程度増加することが予測されている。

出願書類の不備件数は、昨年より大分減少した。これは受験案内など十分配慮してきた結果の表われと思うが、まだいわゆる浪人が卒業証明書を添付しない例など、手続きに関する高等学校の教育が必ずしも十分でないと思われるこ

とからくる不備件数が多い。大学入試センターとしては、引き続き不備件数を減らすための努力をしたい。

なお、検定料の納入件数が受験者数を上回っているのは、二重納入や取消し件数等が含まれているためであり、これについては、今後返付の手続きがとられることとなる。

そのほか都道府県別の志願者数の資料もお配りしたが、これらの資料は先般各大学に配布したので既にご覧になった方もあると思うが、志願者数が増えた都道府県は35、減ったのは12都道府県である。東京都は減っており、むしろ地方が増えたと考えてよい。

なお既に事務的に受験者予測数を各大学に連絡し、これに従ってあらかじめ試験場の設定をお願いしてあるが、その予測数よりも確定数が増えた所は千葉県と埼玉県で、その数は千葉県が約900名、埼玉県が約500名である。その他では、昨年より実数が増えた所はあるが、何れも予測数は下回っている。

志願者に対する受験票の発送は11月18日から開始する。また問題発送等の作業は、年末年始の輸送事情等を勘案して、年内に完了したいと考えているのでよろしくご協力願いたい。

## ② 大学入試センターにおける諸問題について

### 1) 試験問題特別専門委員会の設置について

試験問題については、従前より極めて慎重に注意を重ねているにもかかわらず、試験開始と同時に誤植や問題に対する疑問を生ずることなどが絶えない。これを防止するため今までも各種委員会で努力を重ねてきたが、さらに出来る限り防止に努めるため、過去に問題作成に関与された経験のあるいわゆるOBの教官をお願いして、大学入試センター内に、試験問題特別専門委員会を設置した。この委員会で全ての問題

についてあらかじめ第三者的立場から見ていただくことにしたもので、今のところ組織的にはこれ以上は考えられない。

## 2) 試験教科目等調査研究委員会の状況について

第2常置委員会からご報告があると思うが、国大協における入試教科目改訂専門委員会に対応する委員会として、センターに試験教科目等調査研究委員会があり、毎月1回委員会を開催し高校の新教育課程に伴う共通第1次試験の改訂の問題についての研究討論を重ねている。

## 3) 大学入試センターにおける研究の取扱いについて

センターにおける研究部門については、少しずつ定員もつき、かなり充足がすすみつつあり、各部門における研究が鋭意すすめられている。その一つとして、試験実施科目間の平均点格差の調整の問題がかなり論議されており、その面での研究成果も具体化しつつあるが、この研究発表の取扱いに問題が生じている。我々としては、自由なテーマについて自由な研究をすすめる、その成果を公表して批判をいただきながらさらに研究をすすめていくことが当然と考えているが、事柄が入試の問題に関わるものであり、受験者個人に係るプライバシーの問題や、さらには特定の大学地区について明らかにそれと判るデータ等を取扱うこととなるので、研究報告に際しこれを公表してよいものかどうか問題がある。センター内部でも各種委員会で論議を重ねているが、どの辺に線を引くか困難な問題である。当面は、研究部の研究員に対し、そのようなことに関わりなく仕事をすすめてほしいと伝えてあり、出来上った段階で吟味することが現実的であるとの考えのもとに研究をすすめていることをご報告し、併せてこの問題に対

するお力添えをお願いしたい。

以上の報告に対し、概ね次のような質疑応答等が行われた。

- 受験者数の動向について、都道府県別、ブロック別または地域別の予測はできるものであろうか。
- 予測数をもとに試験場の設定をお願いしているが、今回は千葉、埼玉両県で予測数を上回り、他は実数は増えた所はあるが何れも予測数を下回った。全般的に見て予測数との相違はそれ程大きくはなかった。今後どの地方が増えるか見当はつきかねるが、関東、京浜、阪神地区は必ずしも増える傾向にはなく、高等学校の増加はむしろ地方に多いと思われるが、これについてはもう少し検討させていただきたい。
- 身体障害者のうち全盲者については、大学入試センターの方で特定の試験場で実施し、その他の身障者については各試験場で実施するものと理解してよろしいか。
- その通りである。特別にお願いする必要がある所については、連絡する予定となっているのでご協力願いたい。

## (2) 第2常置委員会の報告と協議について

初めに斎藤委員長から資料「6」および「7」についての説明と今回の入試教科目訂改作業に関し、文部省より若干予算措置があった旨報告があったあと、次のように述べられた。

本日は、①私立医科大学の共通1次試験参加の問題および②共通1次試験の試験場の地域割りの問題についてご審議いただきたいが、時間の都合もあるので原案の提案は明日行うこととし、本日はその背景等について説明したい。

① 私立医科大の共通1次試験参加の問題について  
本日お配りした資料にもとづき参加の申し入れがあった産業医科大学について説明したい。

同大学は労働安全衛生法の制定を機に労働省が中心となり、産業医科大学設置準備懇話会が発足したのち設置された経緯がある。労働省が国の機関として設置する場合は、法制上いわゆる「大学校」となるが、これを大学として設置するためには特殊法人を作って設置する必要がある。従って、同大学は内容的には国立大学に近いものであるが、制度上は私立大学にほかならない。そこでこの問題は、私立大学の共通1次試験参加の問題として考えることとなる。なお、同大学は、私立医科大学協会と私大連盟の会員となっている。

また、同大学が希望する参加の方式については資料をお配りしたが、その中には、共通1次試験は国立大学と同期日とすること、2次試験における二段階選抜は行わないこと、57年度から参加したいこと、などが盛り込まれている。私立大学の共通1次試験参加の問題については、以前大阪医科大学から参加申し込みがあった際にその受入れ条件についての検討がなされ、一応の基準として①過去の実績において当該大学の受験者の90%以上が共通1次試験を受験していること、②入学定員を厳守すること、③第2次試験の合格者発表を3月20日までにを行うこと、という3原則を設定した。

それで、今回の産業医科大学からの申し入れについては、この私立大学参加の場合のガイドラインの3条件を充たしているかどうかの判定は本委員会で出来るとしても、私立大学の参加という種々な重大な影響を及ぼす問題について参加の可否を第2常置委員会の立場で決定することは越権であると考えられる。そこで、向坊

会長に対し、理事会に特別のワーキング・グループを設置して検討願いたい旨提案したところ、これが理事会で了承された。それで、この私立大学の共通1次試験参加の問題については、今後その特別委員会で審議されることになった点をご了承いただきたい。

なお、10月3日の一部の新聞紙上に、自民党文教部会の中に大学問題に関する研究会を設け、私立大学の共通1次試験参加のことも検討されている旨の報道があったので、ご参考までにご報告しておく。

また、日教組からの要望の中に、共通1次試験実施のため大学入試センターが設置されるに際しての国会付帯決議事項を再確認されたいとの意見が述べられているが、これについては、その趣旨の内容を明らかにしたいと考えている。

#### ② 共通1次試験の試験場の地域割りの問題について

この問題については、さきに地区連絡協議会の設置に関して連絡した際、付帯事項として、特に試験場の地域割りの問題の扱い方について指示めいたことを記したが、これには次のような背景があったのでご了解願いたい。

この試験場の地域割りの問題——現行の都道府県単位の居住地受験の枠を越えた線引きを設定するという構想——については、関係各都道府県の教育委員会に協力して貰う必要があるので、先般向坊会長より文部省初中局長に対し、その趣旨説明と教育委員会への連絡方についての依頼を行った。しかし、この問題を全般的に検討するということになると種々な要求が出てきて、従来の行政区域単位とする受験方式が崩れるという懸念も出てきた。そこで、これの扱いについては、現行の形では問題が生じている地

区からだけご連絡をいただき、その関連する都道府県教育委員会に協力をお願いしていくようにしたいと考えた。現在、各大学の受験者の収容状況は、地区によって難易の差が認められ、現行の都道府県の行政区分別としたことが必ずしもベストとは考えられない面があるにしても、これを根本より変えることは容易ではないので、特に試験場の問題で負担過重となっている地区について特例として地域割りの改定を行い、バランスが取れるように考えたわけである。

現実にこの問題が生じている地区としては、昨年同様神奈川地区がある。同地区では志願者が今年は300名近く増えており、ますます困難となっている。この神奈川地区の問題については、東京地区から応援の教官を派遣する方法と、神奈川地区の受験生を東京地区で受入れる方法の二つがあるが、今年は昨年同様東京の大学から教官等を派遣し、試験場の設定は神奈川地区において行う方法で措置することとなった。

この他、兵庫、鳥取両県の県境の問題、大阪府と京都府の問題があるが、それぞれの地区でこれの対策を詰めている段階である。

ところで、この地域割りの問題については次のようなケースが考えられる。即ち、援助を必要としている地区(A)に対する他の地区(B)からの応援の仕方については、例えば、A地区では試験場は足りるが教官が足りないという場合は、B地区から教官を派遣する方法が考えられる。またこれとは逆に、B地区が、教官も試験場も足りていて、A地区から受験生を受入れる条件を備えている場合は受験生の移動も可能性がある。しかし、東京地区と神奈川地区のように、東京地区では教官は何とかできるが、試験場が大学だけでは足りず高校等から借り足さなければ

ならない状況にある場合には、神奈川地区の受験生のために東京地区の高校を借りることができるかどうか實際上難しい問題がある。このような場合は、神奈川地区で高等学校を借り、東京地区の大学の管理下においてお世話するというのも一つの解決策として考えられる。

このようにいくつかのカテゴリーの問題があるので、それぞれの状況に応じて、解決策を考える必要がある。この他、県境などで、地図上では判りにくいのが、地形上などの関係で、県内より隣接県で受験する方が著しく便利である場合などもあるが、これは例外的に処理せざるを得ない。まだこの問題に関する全てのデータをいただいた訳ではなく実情を十分把握していないが、只今、関係大学間で友好的に話し合いが進行中の所があると聞いている。

今後の方針としては、試験場の新設は出来るだけさけたい。その理由は、経済的な問題もあるが、それよりも大学から離れた所で実施する場合には、特に安全確保等、管理上の問題があるからである。

以上のようにこの試験場の地域割りの問題については、必要止むを得ない場合について特例として認める方針としているが、これに該当する地区において昭和57年度からこれを実施したい希望がある場合には、種々準備の都合もあるので遅くとも今年度中に結論をまとめるようご配慮をお願いしたい。

以上の報告があったのち、向坊会長から次のように提案があり、異議なく了承された。

産業医科大学の共通1次試験参加の問題について、理事会で審議したが、この問題については、私立大学全体としてどの位の大学が参加することになるのか、またいつ頃からこれが参加

することになるのか、という見通しが無いままに、個々のケースを審議することも困難であるので、この際、この問題に関する特別委員会を設け、私立大学側の意見を徴しつつ検討することが適当であるとの結論となった。そこで、会長、両副会長、第1・第2両常置委員会委員長および教養課程に関する特別委員会委員長の6名で組織する特別委員会を設置し検討をすすめることとしたい。

以上の報告に対する意見等は概略次のとおりである。

○ 地域割りの問題について京都府と大阪府両地区の間では目下友好的に話し合いがすすんでいるが、この問題については最終的に教育委員会との相談が必要である。近畿地区では、先般の地区連絡協議会の際にこの問題を討議し、京都と大阪のほか兵庫と鳥取の間でも地域割りの話し合いを進めることが了承された。この問題については、基本的には受験生に迷惑がかからないようにという立場から線引きを考えることが了承された。このあとの手続きとしては教育委員会側の賛成を取りつけることが残されている。

○ 試験場の地域割り等の問題については、大学入試センターとしては国大協の決定に従いすすめていきたいが、ただこれが決定されるとセンターにおいて作成する実施要項や受験案内等を改訂する必要があるので、日程の面で若干お願いしておきたい。

昭和57年度の共通1次試験において、試験場の地域割り変更の措置を実施する場合は、本年度中にその結論をお聞かせいただきたい。遅くとも来年4月末までにはご通知いただきたい。実施方法の変更については当該年

度の1年前に実施要項で予告する必要があるのでお含みいただきたい。

このあと沢田議長から次のように説明があり了承された。

資料「6」の「昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60年度以降の大学入学者選抜の基本的方針(案)」については、明日説明を伺ったうえで採否をお諮りすることにしたい。また、地域割りの問題については明日午前に引き続き協議をお願いしたい。

### 3. その他

#### (1) 学長懇談会の運営について

向坊会長から、明日午後予定されている学長懇談会の取り運びについて概略次のように説明があった。

明日は文部大臣が出席される予定である。また、予算折衝の現況等について文部省担当官から説明してもらって、そのあと各位からご提出のあった質問や提言について質疑や意見交換を行いたいと考えている。

#### (2) 第68回総会の日程等について

沢田議長から、次回第68回総会の日程等について資料「14」のとおり、昭和56年6月16日(火)および17日(水)の両日、国立教育会館において開催することについて諮られ、異議なく了承された。

また、昭和56年6月18日(木)には文部省招集の学長会議が、同月19日(金)には事務連絡会議が開催される旨説明があり了承された。

最後に向坊会長より次のように述べられ、本日の会議を終了した。

明日の午前中は、引続き共通入試関係の問題について協議し、午後は文部省首脳を交えての学長懇談会を開催する。なお、今総会では、共通入試問題について十分論議を尽くす趣旨から、必要な場合には3日目午前中をこれの協議

に当てる予定としていたが、第2常置委員長と相談した結果、その必要はなかろうとのことであったので、3日目の午前中はフリーとし、午後3時から創立30周年記念式典を挙げるのでご了承いただきたい。

---

## 第67回総会（第2日）

日時 昭和55年11月12日(水) 10:00~12:00

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

---

向坊会長主宰のもとに開会。

(沢田副会長が議長となり議事を進行)

### 【議事】

#### 1. 高等学校学習指導要領改訂に伴う共通入試のあり方について

初めに、齋藤第2常置委員会委員長より次のような説明があった。

第2常置委員会から提案を出し、理事会で承認を得た「昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60年度以降の大学入学者選抜の基本的方針(案)」(資料6)について先ずご審議いただきたい。この案は従来の共通入試の方針の確認だけで内容的に変わっていないように思われるが、このようにコンパクトしたものをまとめたのは次のような事情からである。

去る6月開催の前総会の際、この昭和60年度以降の大学入学者選抜の基本的方針を今度の11月総会で審議するについては、その1カ月くらい前にその検討資料を各大学に送ってほしいとの要望があった。そこで、本委員会では、本日配付の資料6—(2)「昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60年度以降の大学

入試改訂の基本方針の決定に関する資料」のほか「国立大学協会入試教科目改訂専門委員会の主要審議事項」、「大学入試センター試験教科目等調査研究委員会の現在までの審議状況」、これに加えて参考資料として、「新高等学校学習指導要領概説」、「現行の新しい大学入学者選抜試験制度成立の経過」等の資料を送付し、これに基づいて各大学で審議され、そのうえで地区連絡協議会でも審議願いたい旨を依頼した。

本日提案した資料6の「昭和60年度以降の大学入学者選抜の基本的方針(案)」は、前述したようにこれまでの共通1次試験の方針の再確認のような側面があるが、これは今回の学習指導要領改訂という大きな改革に対応して共通入試のあり方を見直すに当たっては、その具体的内容の検討に入る前に、まず基本的な考え方を確立しておく必要があると考えたからである。それで、この(案)では、その第1項として「60年度以降も現行制度と同様の大学入学者選抜試験を行い、……共通1次試験と2次試験の結果とを総合して入学者を決定する。」というように規定した。これは現行の方針と同じものであるが、このことを再確認したのは、共通1次試験を資格試験的なものと考えようとする考え方も

あるので、これはあくまで選抜試験であるということを明示したわけである。このように規定した理由は、現在のわが国の学校制度では、高等学校で卒業と認めた場合は、大学入学試験の受験資格を得られることになっており、もしこれを資格試験によって制限した場合には広義の「足切り」と解釈できるためである。

次に、この（案）の第2項において、「共通1次試験の出題教科は、国語・社会・数学・理科・外国語（英・仏・独）の5教科とする」ことを確認したことについては、高等学校側もこの点を了解しているからである。

次に第3項として「国語・社会・数学・理科の4教科については原則として、高等学校教育課程における必修科目のほかに選択科目を加えて出題する方向で検討する」としたのは、高等学校の新教育課程での4教科の「必修科目」は「国語Ⅰ」「現代社会」「数学Ⅰ」「理科Ⅰ」であり、これらはすべて高校1学年で履修されるので、これらの「必修科目」のみでは「高校における一般的、基礎的な学習の達成度」や「大学教育課程履修のために必要な基本的学力」をみるには不十分であり、このためこれらの「必修科目」に「選択科目」を加えて出題することにしたものである。これによって高校1～3年の履修状況を把握することにしたものである。

最後の第4項で「外国語は上記4教科に準ずる」としたのは、外国語は高校では「選択科目」にされているので第3項の中に含め得ないため別項目として記述したわけである。

以上の第2項～第4項は高校の新教育課程に対応する共通1次試験の出題教科に関する基本の方針であるが、新教育課程では履修コースの多様化が行われるので、従来のように全受験生

に一樣に同一形式の出題をする「単一出題方式」でよいかどうかの問題がある。これについては「コース別出題方式」あるいは「ア・ラ・カルト出題方式」などの出題方式も考えられるが、目下検討中である。次回の来年6月総会までにはこの問題も詰めたいと考えている。

そのほか共通1次試験に関する問題として、これの実施時期に関する問題がある。これについては高校側等からこれを繰り下げてほしいとの要望があるが、これについては種々の制約があつてむずかしい点がある。その理由は、共通1次試験実施と並行してⅠ期校・Ⅱ期校制度が廃止され、国立大学受験の機会が1回だけとなったという事情によるものであるが、この詳細については入試センター所長の方からご説明をお願いする。

ついで、加藤入試センター所長より、次のように説明があった。

共通1次試験が実施されることになったと同時に国立大学のⅠ期校・Ⅱ期校制度が廃止され、このため受験生の国立大学受験の出願は1回だけしかできなくなった。このように2回受験のチャンスが失われることになったことに対する配慮として、共通1次試験の実施に当たり、受験生に志望校選択のための便宜を供する措置をとることになった。すなわち、共通1次試験が実施されたあと、各国公立大学・学部等の志望状況、試験問題の正解、試験結果の総括的データ(科目別平均点等)を公表し、それによって受験生が自分の試験成績を自己採点して自分に適した志望校を選択し出願できるような措置を講ずることにした。このため1次試験と2次試験の間に相当な期間を置かざるを得なくなり、従って共通1次試験実施の時期を現在より

遅らせることが困難な事情となっている。

もし、この試験実施時期を遅らせるための便法として、共通1次試験と第2次試験を同時に(連続して)実施するというにすると、受験生は最初から一つの大学に固定されることになり、志望校選択の余地がなくなることになる。なお、I期校・II期校制廃止に伴う配慮として、その他に二次募集の制度も取り入れられることになった。

ついで斎藤委員長よりさらに次のような説明があった。

共通1次試験の自己採点の結果、共通1次試験出願の際申告した志望校を変更したいと考えた場合は、その変更の自由が認められているが、この点について高等学校側としては、今後この方針を続けてほしいという要望が強く出されている。そこで今後、例えばア・ラ・カルト方式という共通1次試験出題方式を考えた場合、これは問題の選定が細分化されるので、受験生が第1志望用のア・ラ・カルトを選択して受験し、その後予定を変更して第2志望・第3志望の大学に出願しようとした場合、当該大学が設定している科目と食い違うという事態も生ずることになる。

なお、このア・ラ・カルト出題方式については、学生が任意に選択するやり方と、大学側が指定するやり方が考えられるが、前者で実施した場合には受入れ側の大学としては、学力の面等で非常に異なった水準の学生が入学してくることになって判定が困難になり、各大学ごとに自由選択せざるを得ないことになる。また、共通1次試験で受験生が受けた選択科目と第2次試験において大学が設けている選択科目が食い違った場合、共通1次試験と第2次試験との対応の自由度が束縛されることになる。次にコ

ース別出題方式(メニュー方式)についてであるが、今回の高等学校の新学習指導要領によると一応7つの類型が例示されている。すなわち、普通科目について全体的にバランスをとるような一般的な教育課程以外のものとして、文科系の教科・科目に重点を置く型、理科の教科・科目に重点を置く型、芸術系の教科・科目に重点を置く型等7つの類型が想定されている。もしそれに応じてメニューを考えるととなるといろいろ問題があるので、この問題についてはまだ煮詰めていない。出題方式の問題も詰めなければならないが、まず出題科目の内容から決めていくということで検討作業を進めている。

次にこの出題教科・科目の数の扱いについてである。現在は5教科7科目で実施されているが、新教育課程に対応して、それをどの程度にしたらよいかについて各方面で検討されている。普通科高校ではこれについてのアンケートを行っているが、それによると5教科は概ね受入れられており、その中で科目数をどれだけにしたらよいかが議論されている。大体の傾向としては9~10科目とする意見が多いようである。また、日教組も5教科10科目というような意見である。なお、この出題教科・科目の問題に関しては、過般各大学に送付した討議資料の中の大学入試センターの試験教科科目等調査研究委員会の審議状況報告の中に、これまでの審議経過が録されているのでご参照いただきたい。なお、この資料の中には共通1次試験の出題方式の問題についても述べられているので併せてご検討いただきたい。

次は職業高校について考えた場合の問題である。大都会付近の職業高校では大学の入学試験の準備をしている者があるが、どうしても職業高校からは浪人が多く出るという実情がある。



このため、職業高校側では大学に対し推せん入学の新設・拡大や代替科目の出題を強く要望している。大学の中には、これを取り入れている大学もあるようなので、以上のような事情を地方毎にわかる範囲で調査していただきたいと思う。これは共通1次試験に出題する選択科目についての検討の際の参考となる。

次は今度の学習指導要領の改訂によって、受験生の学力レベルの低下が懸念されるという問題のことである。学習指導要領が改訂されても、小学校から高等学校までの修学年数は12年間ということで従来と変りはないが、学習生活に「ゆとり」を持たせるという今回の改訂の趣旨のもとに授業時間が約1割減少されている。これを機械的に計算すると、合計の授業時間は、現行の11年分に満たない結果になる。このことに関しては第1常置・第2常置各委員会および教養課程に関する特別委員会3者の合同小委員会において、大学側としてのこれの対応について検討中である。

以上の説明ののち、次のような意見の交換が行われた。

○ 共通1次試験の基本方針はこれまでと変わらないことと思うが、この大学入試制度は昭和51年6月の総会で殆どの国立大学の賛成のもとに実施が決定され、それによって共通1次試験と第2次試験とをセットした大学入学者選抜の新しい制度が発足した。そしてこの入試制度は特に問題がなければ継続していくことができるわけである。しかし、これまでこの制度は過去2回の実施経験があるにすぎない。それで、過去に数年に亘って研究したこの入試制度が果して良かったのかどうかを、根本から検討するということがあっても

よいのではなかろうか。

- この基本的方針(案)は、共通1次試験の従来の格づけを変えるものではない。従来の共通1次試験の出題教科目は高校の必修科目に準拠してきたが、新学習指導要領による必修科目はその数も減り且つその程度も低くなったので、必修科目のほかに2~3年次で履修する選択科目を加えなければならなくなったが、それには何を取り上げればよいか、一つの問題である。新学習指導要領による必修科目に対応して共通1次試験を行うとなると、必然的に第2次試験の比重が増大することになる。それで、この基本的方針(案)では2~3年次に履修する選択科目も1次試験に取り入れて高校の一般的、基礎的な学習達成度を検査し、第2次試験においては志望学部・学科の適性をみるという従来の方針に添うよう配慮したわけである。
- 配付資料6のII-1-(2)の部分で第2次試験の内容について規定するような文言があるが、これは今までの第2次試験の範囲まで規制しようということであるのか。従来の方針では、共通1次試験の目的は高校の学習達成度を見るのが目的で、第2次試験は各大学・学部の目的・特徴などに照らして、それに見合った能力や適性等を見るのが目的だと思われる。そこで、この箇所の記述は今までの考え方に多少の変更を伴うような解釈もできるので、これをはっきりさせた方がよいのではないか。
- 現在の高校教育課程の内容と新教育課程の内容とを比較検討する必要があると思われる。現在の教育課程は進学率(中学から高校へ)が60%~65%台の時代に作られたものである。ところが、現在は95%を越えた進学率

になっており、現在の教育課程の内容はこのように高い進学率によって入学してきた多様な資質を持った生徒に対してはなじまなくなってきた。それが、今度の学習指導要領改訂の大きな背景になっている。43年当時の60%台の進学率の頃に設定されている必修科目と、現在の95%に及ぶ進学率の時代の必修科目の性質は異なってきた。現在の必修科目は入学試験制度を考えた場合、高校における一般的、基礎的学習内容とその学力検査という観点から妥当なものであろうということから、入試問題は必修科目から出題するという表現になって、一般的には共通1次試験はイコール必修科目であるという表現に肩代わりしている。ところで、今回の新高校教育課程での必修科目というのは、その内容・性格がこれとは異なっている。新教育課程の必修科目というのは、中学において履修したものを高校1年次で総括して、2年次以降の多様化されたコースの学習のための出発点としようというものである。そこで、今度の新教育課程に即して、従来の「高校における一般的、基礎的な学習達成度」という標準に合わせようとする場合、どう対応したらよいかということが問題の焦点となってきたわけである。

共通1次試験が主眼とする「高校における一般的、基礎的な学習達成度の評価」というものを、今度の新しい教育課程に合わせると、必修科目だけでは足りないことは明らかである。そこで、新教育課程の必修科目に加えた選択科目のどの範囲までが、基礎的概念として捉えることができるのかという問題になってくる。例えば、国語でいえば、必修の国語Ⅰの他に選択の4科目が設定されてい

る。その4科目を全部包括して共通1次試験の出題範囲にしようということにはならないが、現在の必修の国語に対応させるにはどの程度まで包括すれば、それに相当するものになるであろうかの議論が進んでいるわけである。そういった意味で、今度の新しい必修科目は、現在のものとは非常に性格が異なるので、必修科目にプラスして選択科目の一部分までを包括しなければ、共通1次試験の趣旨に添わないであろうという考え方から、この基本的方針(案)にある「必修科目のほかに選択科目を加える」という表現が出てきているというように理解できる。

なお、この考え方は普通科高校を対象とした場合のことであるが、職業高校の場合のことも考える必要がある。必修科目については両者共通であるが、選択科目については両者に相違がある。それで選択科目に関しては職業高校に対する代替科目のことも検討しなければならない。

- 現在、海外子女の帰国後の教育のことが問題になっている。私立大学ではこれを受入れている所が2~3あるが、国立大学では共通1次試験があるため仲々入学しにくい事情にある。これをそのまま放置しておくのか、あるいは何らかの便法を講ずる考えがあるのか。
- その問題については推せん入学を適用することも考えられる。
- 今回提案の基本的方針(案)は、昭和60年度以降も大抵現在の内容と変わらないものというように理解してよいのか。そうだとすると資料6-Ⅱ-1-②の第2次試験の目的に関する定義は、従来と異なっているような印象を受けるが、その点はどうか。
- 第2次試験のあり方については従来同様各

大学の自主性に委せられている。このところで「第2次試験は、……創造力、表現力等について学力試験を行い、必要あるときは実技検査等も加えて……」と述べたのは、1次試験に2次試験を加えることの趣旨について述べたもので、2次試験の内容を規定しようとしたものではない。

- 趣旨は分かったが大学の意向を十分反映させるようにしてほしい。そのため、大学で十分審議できるよう討議資料を早目に送るよう配慮してほしい。
- 共通1次試験に選択科目を加えることに関してであるが、この選択に関し大学側が受験生にどの科目を受験するようにとの指示を与えることができるのか。それともこの選択科目は全般的な能力の判定のために使うだけのものであるのか。
- 現行制度の趣旨では、共通1次試験というのは包括的学力検査ということになっている。それで、今度選択科目を課するようになって、その一環として扱われることになる。現在の共通1次試験でも社会と理科は選択科目となっているが、どの科目を選ぶかは大学の指定でなく受験生の自由選択であり、この選択科目は他の必修科目と一括して「一般的、基礎的学力」の判定に用いられている。今後は新しい教育課程に対応する形としてア・ラ・カルト方式とかメニュー方式等の出題方式を、どのように展開していくかということが問題になってくる。
- 共通1次試験の実施と共にⅠ期校・Ⅱ期校制度が廃止されたため、共通1次試験実施に際して、受験生が1次試験の成績を自己採点してそれを基に志望大学を選ぶという配慮が施された。しかし、この志望校の選定は受験

生本人でなく、第三者が入学の安全性という観点から、共通1次試験の成績を基に決めている傾向がある。そのため、Ⅰ期校、Ⅱ期校という差別に代る別な差別が生み出されつつあるように見受けられる。

- この質問は受験産業の問題と思われるが、第2常置委員会としては法的措置がない限り対応の方法はない。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、議長から「昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60年度以降の大学入学者選抜の基本的方針(案)」について採否を諮られた結果、原案どおり承認された。

## 2. その他

### (1) 香川大学法学部の入試について

香川大学長より次のとおり報告があった。

香川大学では法学部の設置について準備しているが、これの実現は国会での審議が終了後の明年4月頃になる見込みである。従って、法学部の入学試験はその後に実施されることになる。そのような事情で、この新設の法学部の受験生は、予め共通1次試験を受験するというわけにはいかないで、これの措置について文部省、大学入試センター、国大協と相談の結果、初年度は共通1次試験は課さなくてもよいということで了承されたので、よろしくご了承いただきたい。

### (2) 共通1次試験の試験場の地域割りについて

議長から次のように述べられ、了承された。

昨日から問題になっていた試験場の地域割りの問題については、具体的な詰めを関係大学間または地区で行っていくことになるが、この間

題は時間的な制約があるので、結論が得られたら理事会の承認によって事を運び、総会には追認ということにしたいのでご承認願いた

い。

最後に向坊会長より閉会の挨拶があって総会を終了した。

---

## 第34回事務連絡会議

日時 昭和55年11月14日(金) 10:00~15:00  
場所 学士会館(神田)210号室  
出席者 各国立大学事務局長  
(説明者) 大学入試センター中村管理部長  
(事務連絡) 文部省菟谷学生課長, 大門研究助成課長, 斎藤人事課長, 植木会計課長, 鳥田高等教育計画課長

---

石塚事務局長司会のもとに開会。

開会に当たり向坊会長から次のような挨拶があった。

事務局長各位には平素から大学運営にご尽力いただき厚くお礼申し上げたい。

秋の定例総会(第67回)は一昨日と昨日の午前中開催され、また昨日の午後は文部省関係官を交え学長懇談会が開催された。今総会における議事内容の詳細については後刻石塚事務局長より報告があると思うが、主要な論議は、昭和57年度より施行される新高校学習指導要領に伴う昭和60年度以降の大学入試のあり方の問題であり、その他の論議としては、予算問題、定員問題などであった。このうち入試問題については、今総会で「昭和60年度以降の大学入学者選抜の基本的方針」が決定され、今後これをもとに各地区連絡協議会(ブロック会議)、入試教科目改訂専門委員会、あるいは入試センターの試験教科目等調査研究委員会等で検討がすすめられることになるので、よろしくご協力をお願いしたい。

以上のような会長の挨拶があったのち、石塚事務局長より前回事務連絡会議以後人事異動により新たに就任された以下の事務局長の紹介が

あった。

岩本一太(茨城大学)

田中亀夫(上越教育大学)

住藤士郎(大阪外国語大学)

小室悟郎(鳥取大学)

久保田晃(福岡教育大学)

ついで、竹下事務局次長から配付資料の説明および会議日程の説明があったのち、次のように今総会の状況報告が行われた。

---

### I 総会状況報告

#### 1. 会務報告

石塚事務局長より、別紙資料「第67回総会概況」および「第67回総会国立大学協会事業報告書」に基づき、今総会における会長からの会務報告について次のように説明があった。

(1) 前総会以後における学長の交代について別紙「資料4」により報告があった。

(2) 前総会以後における委員長の交代について

別紙「資料5」により報告があった。

(3) 前総会以後の主な事項の報告と追認について

以下の諸事項について報告があった（詳細は総会議事要録参照）。

1) 要望書の処理について

- ① 「高等教育の計画的整備について」に対する要望書
  - ② 厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書
  - ③ 課外活動施設・設備の整備に関する要望書
  - ④ 国立大学共同利用研修施設設置・充実に關する要望書
  - ⑤ 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書
  - ⑥ 学生部関係職員の待遇改善に関する要望書
  - ⑦ 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書
- 以上の要望書については、去る6月総会終了直後、文部省、人事院および日本育英会に対し関係の要望書を提出し配慮方を要望した。

2) 要望書の提出について

- ① 昭和56年度予算に関する要望書
- ② 大学図書館の昭和56年度予算に関する要望書

以上二点の要望書については、9月24日に文部省および大蔵省に提出し要望した。なお同日、行政管理庁に国立大学の定員問題に関し実情を説明のうえ配慮方を要望した。

3) 文部大臣との懇談について

4) 国際大学協会の総会について

5) 地区連絡協議会の設置について

地区連絡協議会の発足に伴うその後の経過について、開催状況、予算措置等の報告があった。

6) 共通第1次試験に関する記者会見について

7) ブラジル国大学学長の招待について

本年度の外国学長招致計画に基づき、文部省との協力により招待したブラジル国学長一行2

名は去る10月13日来日され、所定のスケジュールに従って国内各地の諸大学、諸施設等を訪問視察し、2週間の訪問日程を終えて同月27日無事帰国された。

8) 有志学長による中国視察について

予て促進を図っていた有志学長による中国視察がこのたび実現し、第1回「国立大学学長訪中団(団長畑群馬大学長)」として、総員11名が去る10月3日から14日までの12日間、中国各地を訪問視察し、無事帰国した。

9) 特別会計制度協議会について

去る9月24日開催の特別会計制度協議会において、文部省より昭和56年度概算要求の折衝状況について説明をうけ、これについて意見交換を行うとともに、本協会からの来年度予算に関する要望書を提出した。

10) 日教組との会見について

## 2. 議事概要

石塚事務局長より、別紙資料「第67回総会概況」および「第67回総会国立大学協会事業報告書」に基づき、総会における議事概要について次のように説明があった。

(1) 各委員会の委員長報告と協議について

前総会以後の各委員会の審議状況について各委員長よりそれぞれ報告があった。なお、この際、医学教育に関する特別委員会提出の「医学教育の充実振興についての要望書」が採択され、総会終了直後これを関係方面に提出した。

(2) 高等学校学習指導要領改訂に伴う共通入試のあり方について

このことについての審議は第2日目の午前に行われ、第1日目はこれの関連事項として、共通第1次学力試験の試験場の地域割りの問題と私立大学の共通1次試験参加の問題が論議され

た。

第2日目の午前中に行われた「高等学校学習指導要領改訂に伴う共通入試のあり方」についての審議においては、斎藤委員長より、配付資料6「昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60年度以降の大学入学者選抜の基本的方針（案）」が提案され、その趣旨について斎藤第2置常委員長より説明があり、これについて討議の結果、この案が承認された。

### (3) その他

#### 1) 学長懇談会の運営について

#### 2) 第68回総会の日時・場所等について

次回総会の日時・場所等については「資料14」のとおりに決定した。

以上で1日半にわたる総会の議事を終了し、2日目午後は文部省より関係係官の出席のもとに学長懇談会が開催された。

学長懇談会では文部大臣の挨拶があったのち、大学の当面する諸問題について種々懇談が行われた。その内容は、①予算・定員問題の現状について、②授業料問題について、③中国の大学との学术交流の方法について、④非常勤講師手当、旅費の配分方法について、⑤教員養成大学・学部における実地教育推進のための協力学校制度の検討について、⑥高校以下の制度改革と大学における研究教育体制との関係について、その他二、三の提言があり、これについて文部省関係官からそれぞれ説明があり、意見交換が行われた。

以上で第67回総会の全日程を終え、ついで午後4時半より会長、両副会長、関係委員長が出席して記者会見を行った。

以上をもって石塚事務局長からの総会関係事項についての報告を終了した。

## II 大学入試センター連絡事項

中村大学入試センター管理部長より、共通第1次学力試験に関し次のような説明があった。

事務局長各位には平素より共通入試の実施についてご尽力を賜わり、この機会に感謝申し上げたい。

初めにこのたび確定した「昭和56年度共通第1次学力試験志願者数」についてご報告申し上げる。

配付資料にあるとおり、国公立大学に対する56年度の志願者総数は357,633人で、これは55年度に比べ8,067人増(2.3%増)である。このうち現役の志願者は229,825人で、対前年度比5,511人の増(2.5%増)であるが、受験者総数に対する比率は変わっていない。また、この現役の志願者が高校卒業見込者総数に占める割合は16.1%で、対前年度比0.1%増である。一方浪人の志願者は126,473人で、対前年度比2.1%の増となっている。さらに志願者を学科別にみると、総数の96.7%は普通科の出身者となっている。なお、志願者数についてはこれで概ね定着したものと思われる。しかし、今後の動向としては、高校卒業生総数がピークに達する58年度には37~38万人程度になるものと見込まれる。

次に、受験生の試験場の割振りについては目下その作業中であるが、近日中に確定し各国立大学長宛て通知申し上げたい。なお、受験票の発送は今月中に終る予定である。

次に、試験問題用紙の各大学への輸送の件についてであるが、56年度の共通第1次学力試験の期日が例年より若干早まって1月10・11日となっているため、来る12月25日を目途にこれを完了しておきたいと考えているので、よろしく

ご協力いただきたい。

(以上で午前の会議を終了し、午後2時より会議を再開)

### III 文部省連絡事項

文部省から関係官が出席し、それぞれその所管事項に関し概ね次のような説明があった。

#### ○ 菫谷学生課長

##### (1) 学園における秩序維持と施設管理について

新聞等の報道によりすでにご承知のことと思うが、先日、過激派同士の内ゲバによると目される殺人事件が発生し、この被害者の中に現役を含む国立大学出身者が混じっていたことが分かった。そして、これら過激派がそのセクト活動を行うために国立大学の学内サークル施設を利用していたことが調査で明らかにされている。学園における施設等の管理運営については常々各大学に注意を喚起しているが、これらの施設が過激派同士の抗争の場として利用されることなどのないよう、今後その管理運営の適正化に一層ご留意願いたい。

##### (2) 学寮における経費負担区分について

##### (3) 学費値上げ反対ストに対する措置について

#### ○ 大門研究助成課長

##### (1) 科学研究費補助金の経理について

##### (2) 放射性同位元素等の取扱いについて

##### (3) 受託研究について

各大学が受託研究の受入れを決定されるに際しては、文部省が昭和45年に会計課長および大学局長名で通知した内容に従って措置を取るよ

うお願いしているが、最近他省庁関連の大型受託研究に参画するケースが多くなってきている。これについては研究が3～5年という長期にわたる場合があり、これの終了後の処理を巡ってしばしば問題が生じ、苦慮されている大学の事例も多いようである。そこで、大規模の受託研究に参加する場合には、事前に研究助成課までご連絡願いたい。

#### ○ 斎藤人事課長

##### (1) 公務員の綱紀について

昨年来公務員の綱紀肅正が強く叫ばれているが、今後とも公務員の綱紀について十分ご留意願ひ、不正行為が起らぬようよろしく措置をお願いしたい。

##### (2) 国家公務員関係法案の国会審議の動向について

#### ○ 植木会計課長

##### (1) 昭和56年度予算編成の現況と見通しについて

昭和56年度文部省概算要求は、去る7月29日の閣議決定に基づいて8月末に大蔵省へ提出し、現在大蔵省で査定作業が進行中である。56年度の一般会計の規模については、財源の確保が最大の課題で、55年度の超緊縮型予算以上に厳しい内容になることは必至とみられる。来年度予算編成については、すでに去る5月に財政当局よりその試算が提示され、これに伴って予算編成はサマーレビューを含む歳出抑制策がとられてきた。このように極めて厳しい状況下にあるが、今後、財政当局との折衝にあたっては国大協からの要望をも踏まえて国立学校関係予算の充実確保のために努力していきたい。

##### (2) 光熱費の高騰に対する措置について

55年度の光熱費が一挙に前年度比4～5割値上げされた。この値上げ分は当初予算には見込まれていないため、これによる影響を心配していたが、実態調査を行ったところその不足額は予想以上に多額にのぼることが判明した。この光熱費の不足が教育研究上にしわよせされるおそれが強いと、目下文部省では、これに対する補正予算等の特別措置を講ずるよう財政当局と折衝しているところである。

(3) 経費の節約について

(4) 会計事務の適正な執行について

#### ○ 島田高等教育計画課長

(1) 放送大学学園法案について

放送大学学園法案は再三国会に上程されながら、その都度廃案となっていたが、このほど衆議院の審議を終え今日明日中に通過の運びとなった。まだ参議院の審議が残されているが、ようやく目処をつけることができた。

(2) 高等教育の整備計画について

最近、高等教育進学率の停滞がみられるが、来年から18歳人口の増加が予測されているので、この両面をにらみ合わせて高等教育問題について検討を行っている。

(3) 外国人教師の招へいについて

外国人教師の招へいにあたっては、本人の業績等について事前に調査を行い、後でトラブルなどの起きないように注意願いたい。

日時 昭和55年10月16日(木) 13:30～16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 小坂委員長

吉田、山田、秋田、長谷、井上、猪、川上、館、橋爪、山田、谷口、岳中各委員  
坂井、安盛各専門委員

## 第1常置委員会

小坂委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より開会の挨拶があったのち、直ちに議事に入った。

### 【議事】

#### 1. 高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方について

このことについて委員長より、過般の3委員会(第1常置・第2常置および教養課程に関する特別委員会)合同による小委員会の状況について次のように報告があった。

昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴い大学入試の改訂が必要となり、第2常

置委員会で目下検討が進められているが、この高校の教育課程の改訂は単に大学入試のあり方に関わるのみでなく、大学教育、特に教養課程教育にも大きな影響があるということから、関係の三つの委員会で意見の調整を図ることになった。この関係の三つの委員会による合同小委員会はこれまで2回開かれたが、2回目の合同小委員会(10月15日)では、入試問題を主として検討している第2常置委員会の審議の進展状況について第2常置委員長から説明があった。第2常置委員会では、過般各大学に対し、これまでの審議経過をまとめた数種の資料を送っているので、当日はそれを中心にして説明があったが、現在までのところ、まだ新しい教科書が出



ていないこともあって入試改訂の具体案は出るところまでいっていない。しかし、現在までのところ考えられていることは、新しい高等学校の1年次に行われる必修科目（中学で履修したものの総括）は約20単位、2年次、3年次に行われる選択科目は約60単位、併せて80単位程度がこの新しい高等学校の卒業履修単位となることが予測されているので、これを踏まえて共通1次試験の実施を考えてはどうかということのようである。

なお、どのような方式で試験を課すかということについては、理科系も文科系も区別せずに従来のような共通のかたちでやるという案（単一出題方式）と、文科系、理科系等幾つかのメニューを用意してやるという案（コース別出題方式）と、いろいろな科目を備えてその中から希望する科目を選ぶというア・ラ・カルト方式といったものが考えられるということである。しかし、その中のア・ラ・カルト方式は実施上無理があるようである。したがって、従来どおりの単一出題方式か、あるいはメニュー方式（コース別出題方式）が考えられるのではないかということのようである。

それから、選択科目60単位を踏まえて共通1次試験を行った場合、現在の共通1次試験の程度と比べると、国語、英語については差は出ないであろうが、数学は少し程度が落ちるのではなかろうかということである。いちばん問題になるのは理科であって、その半数の科目は程度が落ちるようである。

なお、受験教科目についての、高校側の現在の意見としては、高校側のアンケート結果によると、5教科10科目とする案がいちばん支持率が高いようである。そのほか、8科目、7科目等いろいろな意見が分かれているようであるが、

要は、選択科目をどのように取らせるかが問題のようである。高校側の意見がこのように多岐に分かれているのは、高校教育との関係という複雑な問題が存在するのであろうが、大学は大学としての立場からこの問題を考えていくべきであろう。つまり、必修科目20単位、選択科目60単位で共通1次試験を実施しようとする場合、大学としてどの程度対応できるか、またしなければならぬかを、いろいろな角度から検討し絞っていかなければならない。それが或る程度煮詰まったところで、その入試に対応する大学教育のあり方が具体的に検討されることになる。そのほか前回の合同小委員会では工学系の教育に関わる問題（教養課程と専門課程との間に挟まる外国語、基礎科目の取扱いの問題）が取り上げられていた。

以上の委員長の説明に関連して、合同小委員会に出席した他の委員から若干補足説明があった。

ついで、入試問題に関連し、川上委員より我が国の高等教育のあり方に関し、独創力の涵養の重要性ということについて、配付資料「独創への道」「少し気になることなど」を基に、次の要点を指摘しながら提言があった。

- ①独創力がどうして必要なのか。
- ②日本人の知的レベルとそれに対する批判。
- ③独創力の貧弱な原因は何か。
- ④独創力を増強する方策はないか。
- ⑤独創力増強のために。

以上の説明ののち次のような意見の交換があった。

- 先程説明があったように、新教育課程では、国語、外国語は従来とほぼ同一レベルだが数学はやや落ち、理科は大分落ちるという

ことになる、必修科目と選択科目をうまく組み合わせて出題しても、入学者の数学、理科の学力低下は免がれないということになるのか。

- そのようなことが予測されるということであるが、それでは大学自体で行う第2次試験で志望学科に合わせて関係科目についてより高度の試験を課するとなると、高校では必要以上の勉強を課することになり、競争意識も強まって、折角「ゆとりある」教育方針をとろうとした高校教育を曲げる結果となる。それではこのギャップをどのようにして埋めるかということになるが、大学の教養部である科目の学力不足を補うことになるのか、それとも他に方法があるのか、その辺のことを検討しなければならない。昨日の合同小委員会が出た話であるが、新教育課程になっても成績上位の者については従来の場合とそう学力は変わらないだろうということであるが、裾野の方にいる者の学力はまぢまぢになるのではないかということである。それと、新学習指導要領は小学校では今年から施行され、中学校では来年度から施行されるが、このように下から積み上げてきた者が次々と大学に入ってくることになると、大学としてはその都度これの対応を考えなければならなくなるのではないか、というようなことも議論された。
- 今回の新しい学習指導要領の施行に伴い57年度より高校教育のあり方が変わり、そのために学力が低下するのではないかと評価する傾向が一般に強い。そこで、そのようなことを受けて、大学としても教養部の教育をどうかしなければならぬのではなからうかと自然に論理が進んでいるようである。しかし、このようなことを根拠に教育の問題を考えて

よいのかという問題が一つあると思う。それからもう一つは、57年度より高等学校の教育が変わってくるというのに大学が従前どおりのイメージを持ち、そして、その形の中へ新しい高校教育による教育を受けてきた者をはめ込むにはどうしたらよからうかという手当論がかなり論ぜられているようである。しかし、大学が高校教育の今回の改訂を是認するならば、それには大学として、この問題に対して本質的にどう対応するかという問題を先ず考えるべきではなからうか。

- そのような問題に関連する問題であるが、高等学校の教育方針を変えなければならないというような必然性については、それが一体どこで決められるのであろうか。もしもこれを決めるためにある機構があるというのであれば、そこでは何故大学も教育の一環としてそのあり方について論ぜられないのか。この問題を高等学校教育、大学教育というように、現在それを別個の問題として考えているというところにそもそも問題があるのではないか。
- そのことは昨年の学長懇談会の際にも話が出て、初中局と大学局との連携のことが問題とされた経緯がある。それは兎も角として教育の改革を行おうとする場合には、文部省は先ず国立大学の附属学校において実験を推進すべきである。そして、その結果が出れば対処がしやすいと思われる。単なる議論だけでは水かけ論に終ることになる。
- 教育の改革の問題は、日本の教育をどうするかということから始めなければならない。単に大学だけのことを言っていたのでは埒があかない。しかし、60年度には改革された高校教育のもとに育った学生を受け入れなければ

ばならない事態となっているので、大学としてもある程度予見しながらこれに対応する実際的な策を早急に考えざるを得ないのではなからうか。

- そのとおりであるが、一度決まってしまうとこれを変更することはむずかしい。事態が進行していても、同時に実験できることは活用して改善に資することが望ましい。
- 今回の学習指導要領の方針は立派なことが書いてある。しかし、大学受験がある以上、受験校はその方針に沿うことには無理があつて、ますます大学受験に拍車をかけるであろう。そのため高等学校間の格差はさらに激しくなり、いわゆる受験地獄は解消するどころか今よりももっと厳しい状態にもなりかねないのではないかとと思われる。
- 受け入れる学生の層（ピークとか裾野とか）によって大学にも格差が生ずるであろうが、それぞれの人間には特長があるのであるから、これを伸ばすことを考えればピークとか裾野とかいうことにこだわらなくてもよいと思う。川上委員が先程言われた「知的訓練の重点を知識の詰め込みから考え出す力の増強に切り換える」ことを考え直すよい機会ということもできる。
- 私はむしろ楽観論である。今度の教育課程の改訂によって知識の量は落ちるかもしれないが生徒の能力はそう変らないと思う。あるいは独創的能力は高まるかもしれない。知識の量と内容はある程度制限された方がよい。先程、理科のレベルは落ちるとの話があつたが、生物に関していうと、これまでの高校の授業は高度に過ぎたとも思われる。それで、今回その量や内容が減ったとしてもそう影響はないと思われる。物理、化学については、

教養課程で少し力を入れて教えればよいのではないかと思う。

- 人文・社会系の学問は積み上げが必要だが、数学や理論物理などは20歳代で独創的な研究成果が挙げられる。学生に対する要求は学問によって違う面がある。それを大学全体としてどうするかということを考える必要がある。
  - 昨日の合同小委員会で工学系の大学におけるカリキュラムの問題が話題となった。それによると、工学系のカリキュラムは非常に過密なため、修士課程まで取り入れた在学年数のかたちを考えなければならないのではないかということのようである。また、教養課程のカリキュラムのなかへ工学系の専門基礎科目を持ち込んで教養課程の年数を短縮し、工学系の専門の学問を履修する期間を延ばすことも考えられるという意見もあつた。
- 次に別の問題ではあつたが、英才教育という立場からすれば、ある専門の学問を修めるのには、必ずしも高等学校の正規の修学年数を経ずとも、大学へ入学させて教養課程で一般教育をしっかりと身につけて、できるだけ早いうちに専門の学問を修めさせることが良いのではないかという意見があつた。しかし、このような問題は議論としては言えるのであるが、現実の問題としてどの程度取り上げられるかについては問題がある。
- 今回の高校教育の改訂に伴いいろいろ問題もあるようであるが、第1常置としてはどのような問題点に焦点を合わせて検討すればよいのであろうか。
  - 今回の学習指導要領の改訂に伴い、それに対応する入試のことだけを問題にするなら第2常置委員会に委せておけばよい。しかし、それでは大学はただ受身の立場に立つことに

なる。大学としてはその独自の立場から、どのような学生を入学させ、どのように教育していくかを考えなければならない。そうなる、必然的に大学における教育の組織、機構の問題にも関わってくることになるので、第1常置委員会としてもそれらの点を検討せざるを得ないことになる。

- 先程から話のあった教育水準の低下のことに関しては、私も楽観的に考えている。今度の教育課程の改訂によって生徒の知識の量は減るかもしれないが、質的には変りはないと思う。そこで、大学側として要望したいことは、初等・中等教育において知識の詰め込みを行うのではなく、本質的なことを理解させるような教育をしてほしいということである。また大学側としては、新しい高校教育を受けた学生の受け止め方として、差し当り問題になるのは一般教育の問題であると思う。

この一般教育のあり方の問題であるが、現在は大部分の大学では教養部を別において、それぞれの大学の事情に応じて1年ないし2年間の一般教育課程が行われている。ところが、その場合に一般教育の内容と専門の分野との重複がかなり見受けられる。そこで大学教育のカリキュラムを合理的に組織的に組み変える検討を行う必要があると思われる。一般教育についてはいろいろところで歪があって問題になっているので、今がこの歪をカリキュラムの面から改める絶好の時機ではないかと思う。

それから、大学がどのような学生を受け入れるかという問題については、各大学が第2次試験について工夫をして、学生の本質的理解をみることに重点をおいて実施すればよいと思う。初等・中等教育と高等教育との連携

がよくいっていないことが先程も論議されたが、既に改訂が行われたのであるから、大学としてもこれに対応せざるを得ない。

- 大学教育のあり方についてであるが、今回高等学校の教育方針が変わるから、それに伴い大学の教育も変えるということではなくて、大学教育の立場から、高校教育はこうあってほしいと望むべきであろうと思う。そこで高等学校側に、例えば基本的な原理に重点をおいて高校教育を施してもらいたいというようなことを要望するのであれば、それはこの委員会で提言できることではなかろうか。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

このたびの高等学校学習指導要領改訂に伴う大学入試（共通1次試験および第2次試験）のあり方については、第2常置委員会が担当して検討を進めているが、その入試を通して入学してくる学生をどのように教育指導するかに関わる大学の組織、機構の問題は当委員会の担当事項ということになる。それで、今後引き続きこの問題について審議を重ねたいが、その際、教養課程と専門課程の教育の一貫性の問題（これについては「教養課程に関する特別委員会」の意見も徴して）、高校教育の現実を踏まえての大学の対応の問題等についても検討することにしたい。そして、60年度以降の入試の新しい体系に即応し得るよう大学側の整備構想をまとめることにしたい。

## 2. 学部改組に伴う事務組織の問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

この問題については前々回（6月16日）の委員会で審議し、その際調査資料もお渡しして検討方をお願いしておいた。この問題は、昭和52年度以降に学部改組が行われた大学では、学部が増設されても事務組織の方はこれに対応した増設が行われず、一つの事務部というかたちで事務処理が行われているが、このような措置に問題はないかということである。これについて文部省は、これは事務簡素化の方向づけからする事務機構の改善策であるとの考え方に立っているが、現実には独立した学部の運営にいろいろと支障があるようである。それで、本委員会としては第三者的な立場でこの問題をどう考えたらよいかということでご討議をお願いする次第である。

以上の問題に関して、配付資料「学部改組に伴う事務組織の問題に関するアンケート」（調査対象11大学12例）を参考に次のような意見の交換が行われた。

○ 学部改組の具体的な事例としては、文理学部が人文学部と理学部の2つの学部に分かれた例がいちばん多いが、そのほか、法文学部が法学部と文学部あるいは法・文・経と3学部に分かれるなどの例がある。

問題は、改組されるまでは一つの建物のなかで、例えば文理学部の事務部という一つのかたちで事務もそれに附随して納っていたのが、人文学部と理学部に分かれたために建物まで別になり、なかには一般教育の分野まで人文学部だけで行わなければならない状況にある大学もある。このように学部改組によって学部が2つないし3つに分離されたのに、それに伴って事務組織の改組がないということからいろいろな矛盾が起きているという問

題がある。

- この問題を国大協が取り上げるということは、国大協としては、従来のように一学部一事務部にすべきであるという期待の下に論議しようということであろうか。
- 国大協としてそのようなかたちで取り上げようというのではない。大学という立場から、大学の事務組織というものを旧来の組織と比べてどうあるべきかという問題として捉えていきたいと考えているのである。
- これまでの一学部一事務部というかたちは歴史的な経過としてそうなったものである。しかし、この問題は合理的に工夫する余地がある問題ではなかろうか。但し部門によっては若干の事務職員の増員は必要であるところもあろう。
- 学部の分離は、研究・教育のうえからすれば教官としては当然でてくる要求である。そして、これに伴って事務系の要求がでてくるのも自然な成り行きである。しかし、現実には事務系の問題は行政整理の建前から、大学の要求どおりには応ぜられないということは目に見えている。そこで、学部の分離には、指摘されているような問題が起こってくるということは、今後学部を分離したいという大学に対する大きなチェックになると思う。したがって、大学は学部を分離することによって研究・教育上の要求を充たせばよいのか、それに伴って事務機構のうえには支障が起きるがそれは覚悟のうえであるのか、その辺のところを十分に検討してこの問題に当たっていかなければならない。
- それだからこそ、大学の事務機構の面を全学的な立場から見て、何等かの改善合理化の方法がないかということを考えることも必要

となるのではなからうか。

- そうはいつでも定員問題がむずかしい現状からして事務職員の増員は不可能に近い。もしそれを要求することになると学部増設はできないことになる。それで、この問題は国大協の立場で取り上げるのではなく、その問題を抱えているそれぞれの大学が自ら考えて解決を図るべき事であると思われる。
- この問題が、学部改組に伴う問題にとどまるのであれば、各大学が考えて解決すればよい。しかし、このような問題は、学部・学科増設の場合にも起こり得る問題であると思う。そうなるとやはり国立大学全体の将来構想に関わる問題になり得ると考えられる。そこで、国大協としても適当な時期にこの問題を十分に議論しておくことは必要であろう。
- しかし、この問題は一般化できる問題ではない。学部改組をやった大学はそれぞれの要求、条件の下でやったのであるから大学自体で処置すべきである。
- この学部改組ならびに学部・学科の増設に伴う事務組織の問題、あるいは国立大学の事務機構はいかにあるべきかの問題は、国大協として取り上げるべき性質の問題であるかどうかについてはいろいろ意見もあろう。しかし、この問題は大学の組織機構に関連する問題であることには違いないから、国大協とし

て第1常置委員会が取り上げたことは適当であると思う。しかし、この問題をこの委員会で審議をして総論的な結論を出すべきかどうかは、なお検討の余地があるのではなからうか。

- この問題は事務簡素化の立場から考えるのか、あるいは定員増の方向で考えようとするのか。
- この問題は理事会での発言に基づき当委員会で検討することになったものであるが、検討するについては実情を把握する必要があるので関係大学にアンケートをした。しかし、これはこの事態をどう考えたらよいかというためのものであって、どうこうしてくれというためのものではない。ただ、この問題は各大学で今後も出てくる問題でもあるので、その時のためにも一応の考え方を検討しておく必要があると思われる。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長から次のような提言があり、了承された。

この問題については、いろいろ意見もあるようであるから、取敢えず本日の意見を集約してこれを理事会に報告し、理事会の意見も伺ったうえでこの委員会に諮ることにしたい。

なお、その他の問題として委員長から、放送教育開発センターの最近の状況について報告があり、本日の会議を終了した。

## 第2 常置委員会

日時 昭和55年11月11日(火) 11:30~13:00

場所 学士会館(神田)202号室

出席者 斎藤委員長

長谷部, 大塚, 福田, 谷, 辰野, 五十嵐, 丸井,  
井沢, 脇坂, 林, 山村, 片山, 深瀬, 平木, 浅原,  
蟹江各委員

小林, 佐藤, 猪岡各専門委員

斎藤委員長主宰のもとに開会。

### 【議事】

#### 1. 高等学校学習指導要領改訂に伴う昭和60年度以降の大学入学者選抜の基本的方針について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

昭和60年度以降における大学入学者選抜の基本的方針については、お手許に配付した資料「昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60年度以降の大学入学者選抜の基本的方針(案)」のように原案をまとめた。そこでこの案を今総会に提出して承認を求めているが、これが採択されれば、来年6月の総会までにこの原案に即して更に検討し、具体的な内容の詰めを進めていくことにしたいと考えている。

#### 2. 産業医科大学の共通第1次学力試験参加について

このことについて委員長より次のように報告があった。

去る10月28日の理事会にこの問題を諮ったところ、この問題については、会長、副会長そのほか理事数名で構成する特別委員会を新たに設けて、この産業医科大学の共通第1次学力試験

参加の問題にかぎらず、今後予想されるその他の私立大学の共通第1次学力試験参加に関わる基本的問題を検討し、これに対処していくことになった。

#### 3. 入試教科目改訂専門委員会のための会議旅費の予算交付について

このことについて委員長より、このたび文部省よりこの専門委員会の本年度分の会議旅費として100万円の予算交付があった旨が報告された。

#### 4. 地区連絡協議会の状況について

このことについて委員長より次のように報告があった。

共通入試改訂問題について協議するため、このたび各地区に設置された地区連絡協議会の状況については、只今のところ近畿地区連絡協議会から、大阪大学、神戸大学に係る「共通入試の受験の地域割り」の問題について、当該大学と隣接県の関係大学とで協議を進めていくことが承認された旨の報告を受けている。

#### 5. 国公立大学入試問題連絡協議委員会の状況について

このことについて委員長より次のように報告があった。

去る11月5日にこの連絡協議会が開催され、

その際公立大学協会入試制度委員会から、お手許に配付した資料「昭和60年度以降における共通第1次学力試験教科目等に関する意見」のような意見書が提示された。

この意見書の中でとくに留意すべき問題は、「単一出題形式」（現行）が望ましいという点と、「現代社会」は共通第1次学力試験のマークシート方式にはなじみにくいという点である。これらの問題を中心に意見交換が行われた。

以上のような委員長からの説明ならびに報告に関し次のような意見の交換があった。

- 受験地域の線引きの問題については、各ブロックでもいろいろな問題もあると思うが、地区連絡協議会において結論が出て57年度より実施したいというような場合には、事務的なタイムリミットの関係もあるため、大学入試センターへ56年4月までに連絡を願いたい。
- 地区連絡協議会から現在までに、受験地域

の問題で結論が出たという報告があったのは、先程の委員長の報告にあった神戸大学と大阪大学の二校だけであるのか。

- 結論が出たというのはその二校だけである。
- 公立大学協会入試制度委員会からの意見のうちで、「現代社会」は共通第1次学力試験のマークシート方式にはなじまないのではないかと取り上げられているが、この問題は、まだ新しい教科書も出ていないことでもあり、もう少し時間をかけて検討しなければ結論は得られないのではなからうか。
- 入試教科目についての、高校側の意向としては、アンケート調査の結果では5教科10科目を主張する高校が圧倒的に多いということである。

概ね以上のような意見の交換があったのち、各地区連絡協議会で既に第1回の会議を終了した地区の代表の大学より、それぞれ簡単な状況報告があり、本日の議事を終了した。

---

## 入試教科目改訂専門委員会

日時 昭和55年11月20日(木) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 斎藤委員長

喜多, 帷子, 高野, 肥田野, 中谷, 福原, 末松,  
奥田, 丸井, 松井, 扇谷, 片山, 吉村各委員

(大学入試センター) 中村管理部長

---

斎藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように挨拶があった。

議題の協議に入る前に入試関連事項について二、三ご報告しておきたい。

その一つは、昭和60年度以降の大学入学者選抜の基本方針についてである。これについては、当専門委員会ならびに第2常置委員会が検

討して取りまとめた「昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60年度以降の大学入学者選抜の基本的方針(案)」が過般の理事会(10.28)で一部字句修正のうえ了承され、これを今総会に諮った結果これが承認された。

それで、当委員会では今後、この枠組み(現行同様、共通1次試験と第2次試験の総合判定



で入学者を決定、共通1次の出題教科は国・社・数・理・外国語の5教科、国・社・理・数については原則として必修に選択科目を加える)に従って入試センターの試験教科目等調査研究委員会等の協力を得ながら入試教科目改訂の具体的内容についてさらに検討をすすめていきたい。

次は、共通入試への私立大学参加の問題についてである。これについては以前大阪医科大学より参加希望があったが、今回、産業医科大学から57年度より共通入試に参加したい旨第2常置委員長宛申し入れがあった。この申し入れについて第2常置で検討した結果、これの取扱いについては理事会に委ねることとなった。そして過般の理事会でこのことについて協議した結果、理事会の中にこの問題を検討する特別委員会を設置(その構成員は会長、両副会長、第1・第2常置委員長、教養課程に関する特別委員会委員長の6名とする)することとし、この件も過般の総会において了承された。

なお、60年度以降の共通入試に関して、過般の国公立大学入試問題連絡協議委員会において公立大学側より意見が示されたので併せてご報告しておきたい。それによると、入学者の選抜方法・共通第1次試験の教科については国大協の基本方針と同様、共通1次試験と第2次試験の組合せによる総合判定とし、出題教科については国・社・数・理・外国語の5教科の出題を是としている。ただこのうち「現代社会」についてはマークシート方式になじみにくいのではないか。また、試験の出題方式については、大方の意見が「単一出題方式(現行型)が望ましい」としている。

以上のように述べられたのち議事に入った。

## 【議事】

### ◎ 入試教科目の改訂について

初めに委員長より次のように述べられた。

当専門委員会では今後、前述の基本方針に基づいて60年度以降の共通入試の出題方式および出題教科目の中味など具体的な内容について漸次詰めていくことになるが、出来れば来春の総会(6月中旬開催予定)にこれの骨組みとなるものを提出したいと考えている。そのため、各大学にはある程度この審議がまとまった段階で再度情報提供を行う必要があるが、同時にこの問題について来春の総会前にアンケートで各大学の考えを聞いておく必要があるかとも思われる。それで本日は、この点についてフリーに意見交換をお願いしたい。

委員長より以上のように述べられたのち、このアンケートの取扱いについて、過般各地区で開催された第1回ブロック会議の模様を踏まえつつ概ね次のような意見の交換があった。

- 今後各地区ブロック会議の議論をすすめていくための一助として、来春総会前に各大学に対しアンケートを行ってはどうか。
- 入試教科目改訂問題について各大学の理解がまだ十分に深まっているとは思われない今の段階で、例えば出題方式について単一方式がよいか、メニュー方式がよいかといったようなアンケートをとることは疑問がある。
- 今回の第1回のブロック会議の際、私の地区では、今後ブロック会議として何を検討していくのか、そのガイドラインを示してほしいという希望が出された。

それから、入試教科目改訂問題に対する各

大学の取り組み状況をきいてみたところ、大方の大学がまだこれについての学内体制が整っていないようであった。したがって、アンケートを実施するとしても来年6月総会で出題科目等について一定の方向を示した叩き台が出て、これを更にブロック会議で検討したのちに実施した方がよいと思われる。

- 私の地区でも、ブロック会議の性格に関して、共通入試そのもののあり方から議論していったよいか、それとも本専門委員会から提供された情報について協議していく性格のものかという質問があった。
- 私の地区では、当方の説明に対し特に疑問は出されなかったが、次回にはもう少し具体的な資料を示してほしいという希望があった。
- 私の地区では、当方の説明に対し57年度からの高校学習指導要領の改訂によって影響が及んでくると予想される一般教育の問題についてもブロック会議で審議するのか、との質問があった。
- 私の地区では、当方の説明に対し特に問題となるような質問はなかったが、まだ各大学の検討体制が整っていないこともあって、今回の話をもう一度ブロック会議で説明してほしいという希望があった。
- アンケートは実施するとしても慎重にやってほしい。これは過去の例からみても、問題が相当煮詰まってからでないかと実効の薄いものになってしまうおそれがある。
- 入試教科目改訂問題について各ブロック会議での審議をすすめるうえで、アンケートを通じこの問題に対する各大学内部における審議の促進方を図ることを考えたわけであるが、他の方法があればそれでもよい。

- ブロック会議では、もっと解説をやってほしいとの意見もあった。
- 第1回のブロック会議は当方からの説明だけに終わったが、次回は討議資料を用意して審議できるようにする必要があるだろう。
- 各大学にこの問題を検討するための受け皿を設置してもらうことが先決ではないだろうか。

以上のような意見交換があったのち、委員長よりアンケートの取扱いについて、今回は各大学における大学入試改訂の問題についての検討組織の有無、形態等にかぎってアンケートを行うこととしたいが如何であろうか、ご了承願えばその文案については事務局と相談し作成することとしたいと述べられ、これを了承した。

また、入試教科目の問題について、昨日開催された入試センター試験教科目等調査研究委員会で審議された新共通第1次試験の出題方式、出題教科目の内容などについて肥田野委員より説明があり、これに対し次のような意見があった。

- 新共通1次試験で、英語の出題範囲を英語Iプラス英語IIに止めると現行の英語Bよりもレベルが下がることになる（英語I・II合せて9単位、現行英語Bは15単位）。そのため今後、共通1次試験でII B程度まで課すのがよいか、それともII B・II Cについては各大学の2次試験で課す方がよいかということを検討しておく必要があると思う。
- 改訂理科Iは、現行基礎理科の基礎的事項でまとめられ、内容が基礎理科よりもかなり減っている。また他科目との融合性という点で基礎理科の方が高いといえる。そのため理科Iは、共通第1次試験の趣旨である高校教

育における一般的、基礎的な達成度を測る共通尺度とは成り難いのではないかと思われる。したがって、共通1次試験の出題方式については、コース別（文科系、理科系等に区分）における文科系コースにあっても理科Iだけでは不十分で、これに物理・化学・生物・地学のうちから1科目を加える必要があると思われる。ところで、このコース別方式については以前より、受験生のコース選択時期の問題で（共通第1次試験の受験書類提出時とするか受験時とするか、これは第2次試験受験の際志望大学・学部の変更の幅とも絡んでくる）、これを受験願書提出時ということになると2年次の段階から志望大学・学部を決めておかなければならないことになり、これが高校教育に及ぼす影響が懸念されている

経緯がある。このようなことから、理科においてはコース別よりも単一方式が望ましいと思われる。

以上のような意見があったが、この問題については入試センター試験教科目等調査研究委員会の検討結果に基づいて次回の会議で引続いて協議することとした。

このほか、近畿高校教育協議会（府県教育委員会、高等学校長などで組織）のうちで、文部省および都道府県の研究指定校37における特色ある高校教育の研究をすすめている活動状況について扇谷委員の報告をもとにした意見の交換、特異才能を有する者の大学推薦入学等についての意見交換等が行われ、本日の会議を終了した。

---

### 第3 常置委員会

日時 昭和55年10月15日(水) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

小池、木下、須甲、山本、金子、吉田、水野、南、三谷、岡、沢田、永松、中村各委員  
粟冠専門委員

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

留年問題については、前回(7.23)の委員会の協議にもとづき、各国立大学の留年の実態を把握するためにアンケート調査を実施することとなった。

そこで去る9月12日に小委員会を開催し、アンケートの設問の形式・内容等について水野委員の提案をもとに検討した結果、本日お手許に配付した資料「留年問題に関する第一次調査について」というような案ができた。ただ、このアンケート調査を実施するについては、まず第

一次調査として当委員会委員・専門委員の所属する20大学を対象とした調査を行い、これの回答結果を踏まえ、設問項目等を再検討したうえで改めて全国立大学を対象にアンケート調査を実施してはどうかということとなった。

そこで、本日はこのアンケート調査案をもとにご協議いただき、これの最終的なお取りまとめをお願いしたい。なお、その協議ののち、過般開催された就職問題懇談会で協議された求人求職関係事務について、当日ご出席願った須甲委員よりご報告いただくこととしたい。

以上のように述べられたのち議事に入った。

## 【議 事】

### 1. 留年問題について

初めに委員長より、アンケート調査の実施方法について、今回は第一段階として当委員会委員・専門委員の所属する大学（20大学）の調査を行い、その結果をもとに改めて全国立大学にアンケートを行うという手順ですすめたい旨が述べられた。

ついで、水野委員よりアンケート調査案の作成について次のような説明があった。

各大学の留年の実情を調査するについては、個々の大学の留年に関する制度および留年者に対する学内的配慮がどのようになっているかという二つの面から捉える必要があると思う。アンケート調査の設問項目を建てるについてはその点に考慮を払って作成した。先の小委員会では設問項目の中に留年率を含めるかどうかを検討されたが、これについては、留年の定義が各大学でどのように理解されているか疑問であるので、今回のアンケート調査からはこの問題を省くことにした。ただ、今後全国立大学を対象としたアンケート調査を実施する際の参考に資するため、留年率を含め関連した調査資料の提供方を依頼することになっている。

以上の説明があったのち、配付資料「留年問題に関する第一次調査について」をもとに逐条的に審議が行われた。その修正点は次のとおりである。

#### 修学年限・在学可能年数について

- 設問項目の見出しの「修学年限」は、大学によっては修業といっているところもあるので、「修業（学）年限」と改める。
- 修学年限・在学可能年数について、前期課程・後期課程に区分して例示があるが、学部

によっては縦割になっていて、この区分のないところもあるので、「○○学部は4年（修学年限）、8年（在学可能年数）」とする例示を追加する。

#### 学部・学科の区分について

- この項の設問中の「学科」となっているところは、課程制を敷いている教育学部のことを考慮して「学科等」と改める。
- 初めの設問の選択肢cの「……卒業まで分化しない」を「……卒業まで学科等には分かれられない」と改める。
- 二番目の設問に対する選択肢a、bに、cとして「上記a、b以外である」を加える。

#### カリキュラムの編成について

- 科目の定義を明確にするため、初めの設問の選択肢bの「専門科目」の前に「狭義の」という語句を入れ、「一般教養科目」のあとにカッコ書きで「専門基礎科目」という語句を入れる。

#### 前期課程から後期課程への進学について

- 前期課程から後期課程へ進学する際にチェックが行われ、更に4年次進学時にチェックが行われているところもあり、また医学部のように基礎を終えないと臨床にすすめないというように専門課程の中でチェックされることもあるので、「e それ以外の時期に上記に類するチェックをする。（具体的にお示し下さい）」という選択肢を新たに加える。

#### 取得単位数が低い学生の取扱いについて

特に修正点はなく、原案どおり。

#### 長期休学者の取扱いについて

特に修正点はなく、原案どおり。

#### 指導教官制・担任教官制等について

- 新たな設問として、「こうした制度以外に教官と学生間のコミュニケーションを保つ

ためにどのような措置がとられていますか」  
をつけ加える。

#### 学生相談室等について

特に修正点はなく、原案どおり。

#### 留年者について

- 二番目の設問は、本人の意思により留年を希望する者の実態を問う文章に改め、「貴学では卒業時に本人の意思（希望）によって留年をする学生がおりますか。ありましたらその実態をお示し下さい」とする。
- 最後に新しい設問として、「留年者が大学の教育・研究・運営上にどのような支障を来しているとお考えですか」を設ける。

以上のような設問項目の修正のほか、前文中に①調査の時点を昭和54年度（昭和54年4月1日～55年3月31日）とする、②回答締切りを本年12月10日とする、④回答の提出部数を6部とする、を書き加えることとした。

## 2. その他

須甲委員より、去る9月2日に開催された就職問題懇談会で協議された求人求職関係事務について、次のような報告があった。

企業における同和問題等に関連した就職差別の排除を図るため、就職応募書類の様式統一を

検討されたい旨の文部省側の提案をもとに種々論議が交された結果、この問題を検討するための小委員会を設置する（大学・高専各団体より1名ずつの委員により構成）ということであった。

ついで委員長より、就職問題懇談会小委員会の国大協委員として、過般当委員会の根本専門委員（一橋大学事務局長）を推せんしたので、ご了承願いたい旨諮られ、これを了承した。

このあと引続き小委員会を開き次のことを取り決めた。

- ① アンケート調査結果の取りまとめの分担は次のとおりとする。

設問1～2	栗冠専門委員
〃 3～6	永松委員
〃 7	木下委員
〃 8	根本専門委員
〃 9	水野委員

- ② 調査票は回収次第12月15～20日の間に小委員に送付する。

- ③ 次回小委員会を来年1月26日に開催することとする。それまでに各小委員は分担の分についての取りまとめを行い、これを持ち寄って検討を行ったうえ、第二次調査についての検討を行う。

---

日 時 昭和55年11月10日(月) 16:00～17:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 山岡委員長

村尾、岡路、大池、渡辺、世良、吉田、柳田、鈴木、川崎、百々、筒井、綾部、吉武、山川、玉井各委員

根本専門委員

(文部省) 大島学生課課長補佐ほか1名

## 第4 常置委員会

---

山岡委員長主宰のもとに開会。

開会に当たり委員長より、新たに委員に就任

された川崎(滋賀大学)、玉井(宮崎医科大学)

両委員の紹介があり、ついで次のように述べら

れた。

本日の議題はご案内のとおりであるが、その後文部省学生課の方から連絡事項があるので参上したいとの申し越しがあり、本日同課の大島課長補佐がみえているので、まずその説明から伺うことにしたい。

ついで、大島課長補佐より概ね次のような説明があった。

本日は二、三の当面の問題についてご報告とお願いを申し上げるために参上した。その一つは、大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職指導の改善に関することである。この問題は、本来第3常置委員会に関係した事項であって本委員会には直接関係のない事柄であるが、学生の厚生問題を担当されている本委員会にもご理解を得たいと思い、お話し申し上げる次第である。

この就職指導の改善のことについては、既に去る10月7日付大学局長名文書をもって各大学にご依頼しているが、その趣旨は、職業選択の機会均等の見地から、学生の就職に際して本人の資質・能力に関係のない形式的理由によって差別することがないように措置されたいということである。この就職上の差別に関しては二部学生（夜間部学生）の問題、女子学生の問題、指定校制の問題等があるが、特に同和地区の卒業予定者の就職差別のことが問題となっている。

このことに関し、このたび労働省の方から各種業界団体に対し要請が行われると共に、文部省に対しても大学側にこの趣旨の徹底を図られるようにとの依頼があった。そして、この就職差別解消のための取敢えずの具体的措置として、採用・選考時において、①応募用紙に本籍

地番及び家族の職業について記入しないこと、②戸籍謄本等の提出をしないこと、③身元調査を行わないこと、などが挙げられている。

このことについて、高校生の就職の場合には、既に就職差別に係る事項を排除した統一応募書類の使用が行われており、また大学関係においても日本私立大学連盟傘下の大学においては、社用紙によらずに大学側で作った統一様式のものを使用しているが、国立大学においてはこのような配慮がまだ十分でない点もあるようなので、この際これの徹底方について格別のご配慮をお願いしたい。

次は育英奨学に関する問題である。奨学制度の拡充については、かねがね国大協より要望をいただいているところであるが、昭和54年度には自民党と新自由クラブとの協定によって大幅な改定が行われた（ただし、これは私立大学学生に対するものである）。ただ、奨学金の大幅な増額が行われると学年進行に伴う後年度の負担が大きなものとなり、56年度の概算要求においても既改定貸与月額・貸与人員の学年進行に伴う予算増が100億円を超えている。そのほか、56年度においては大学院貸与人員の増員、私立大学特別貸与人員の増員、専修学校貸与人員の増員等の要求をしており、これに要する額は約10億円となっており、育英事業費の総額は1,000億円を超えるに至っている。

このような状況に対し、近年の国の財政逼迫の事情から財政当局では育英奨学のあり方についての検討を始めることになり、返還免除制度の見直しや有利子資金の導入などの構想が考え出され、財政制度審議会においてもこの問題が論議されるような情勢となった。この成行は予断を許さないが、文部省としてはこの二つの問題は承服できないとの立場をとっている。それ

に、この改正構想は法律改正の手續を要することもあり、いま直ちにこれが実施されるということにはならないが、育英奨学制度の見直しを迫られている現状にあることをご理解のうえ、本委員会においてもご検討をいただきたいと思う次第である。

以上の説明に対し、育英奨学に関する問題について若干質疑応答や意見交換が行われた。

(文部省側退席)

#### 【議 事】

議事に入るに当たり委員長より次のように述べられた。

本日の第一の議題である「第4常置委員会の運営について」というのは、一つは今後どのような課題を優先して討議するかということがあるのであるが、いま一つは委員長の交代のことをご審議願いたいということがある。私も委員長就任以来既に5年余を経過し、一方当委員会の長年の懸案であった学寮問題も一段落したので、この際委員長の交代をお願いしたいと思うのでよろしく願いたい。

次に第二の議題として「厚生補導施設改善充実に関する調査研究会の報告について」を取り上げたのは、今般この調査研究会の報告がまとめられたので、これについてのご意見を伺いたいと思ったからである。この調査研究会は、学寮の経費負担区分の問題を契機として昨年11月文部省内に設置されたもので、ここで学寮問題のほか、大学会館、課外活動施設の整備や管理運営の問題が討議され、このたびこれの調査研究の結果が取りまとめられて各大学に送付された。この調査研究報告の内容をみると、当委員会が予てから要望している「厚生補導施設の基準面積の改正」のことも提言されており、一方

では厚生補導施設の管理運営の適正化のことについても言及されている。文部省は各大学に対し、これを参考にして厚生補導施設の整備充実を図ってほしいということであるが、この調査研究報告の内容についてご意見があればこの機会にお伺いしたい。

#### 1. 委員長の選任について

山岡委員長の委員長辞任の申出を承けて後任委員長の選任を行うことになり、その方法について協議の結果、複数の候補者を選びこの中より投票により互選を行うことになった。その結果、野村委員(横浜国立大学)が得票多数で委員長に選出されたが、同委員が本日欠席のため、明日の総会の際に山岡委員長より同委員に対し本日の経過を伝えたいと委員長の就任を要請することとなった(注:その結果、同委員の承諾が得られ、総会の席上でこの旨が報告された)。

#### 2. 今後の検討課題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

本委員会の今後の検討課題については、新委員長に一任することになるが、これまでの検討経過を踏まえ、取り上げるべき問題があればご意見を伺いたい。

これについて協議の結果、次のような問題提起があり、これらを参考に今後の検討課題を設定することとなった。

- 厚生補導に関する施設の基準面積の拡大  
(継続審議中のもの)
- 大学院学生及び留学生の学寮の問題(既婚者の問題も含めて)
- 学生食堂の問題(今回の「厚生補導施設改

- 善充実調査研究報告」でも取り上げている)
- 学会館の問題 (同上)
  - 学寮従業員の雇用に関わる問題 (特に労災保険の問題)

- 育英奨学制度の問題 (最近の動向に関連して)
- 以上をもって本日の協議を終わり、閉会した。

---

## 第5常置委員会

日時 昭和55年11月10日(月) 14:00~15:30  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 石塚委員長  
西川, 原田, 坂本, 平島, 高安, 平松, 丸山,  
天野, 伊地智, 小林, 小西, 野木, 井上, 宮城  
各委員  
(文部省) 福田国際教育文化課長, 佐藤課長補佐

石塚委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日の議題は、ご案内のように「昭和56年度の外国学長招致計画について」ということであるが、これの協議に入る前に当委員会の関係事項についてご報告したい。

その一つは、本年度の外国学長招致に関することである。このことについては、本年1月25日の当委員会でブラジル国から学長を招致することが決まったが、その後文部省の国際教育文化課から外務省を通じブラジル政府と折衝した結果、ウベランディア連邦大学総長とサンタ・マリア連邦大学総長の2名が来日することになった(ウベランディア連邦大学総長は夫人同伴)。

その招待スケジュールについては既に各位にご通知申し上げたが、両総長は去る10月13日に来日され、2週間に亘る国内視察を終えて10月13日に帰国された。その間、文部省への表敬訪問に引き続き、大学関係としては北海道大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京水産大学、早稲田大学、名古屋大学、京都大学の8大学を訪問され、その他各地の文

化施設、産業施設等を見学された。また、各地の訪問を終えて帰京された10月24日には、両総長を囲んでの文部省関係官、大学関係者等との懇談会を開催し、引き続き関係者を招いての国大協主催のお別れパーティを催した。両総長には感謝と満足の意を表して帰国された。

次は、予てからの懸案であった「有志学長による中国視察」のことである。昨年、一部の学長から提起されたこの問題のお世話を当委員会が引き受けることになったが、1年がかりの関係方面との折衝の末、今回漸くこれの実現をみた。当初これに参加希望を表明された学長は20名であったが、最終的には9名の学長が参加することになり、これに世話役2名を加え総勢11名で訪中団を編成した(団長は畑群馬大学長)。そして、その名称は「国立大学学長訪中団」ということにし、中国教育部の招待という形式で訪問した。そのような関係で、現地での種々の世話は中国側が配慮してくれたが、往復旅費とホテル代は各自の自己負担であった。日程は11月3日出発、11月14日帰国の12日間で、その間北京、南京、上海、杭州等を歴訪し、各地の大学や諸施設を視察し、関係者との懇談を行っ



た。本委員会所属の学長の中からは井上宮崎大学長、宮城琉球大学長のお二人がこれに参加された。

以上の報告に関し、今回の訪中に対する返礼として中国の学長を招待する必要はないか、また、この訪中団は今後も継続して実施する計画であるのか、などのことについて意見交換があった。

#### 【議 事】

#### 1. 昭和56年度の外国学長招致計画について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

例年実施しているこの外国学長招致のことについては、毎年、次年度の計画を定めるというよりも2～3年先の分を予め決めておくようにしてはどうかとの話が以前にあったが、本日は当面の問題として来年度の招致計画についてご審議をお願いしたい。これについて文部省側から何かご意見があればお伺いしたい。

ついで福田国際教育文化課長より次のように述べられた。

文部省としては招致国に関して格別の意見はない。国大協の方でお決めいただければ、それに従って相手国との交渉に当たりたいと考えている。なお、招待者の人数については、招致事業予算の関係もあり、従来どおり3名程度ということをご了解いただきたい。

このあと次のような意見交換が行われた。

○ 過去6回に亘る外国学長招致の実施経過をみると、ヨーロッパ（西ドイツとフランス）、東南アジア（タイとフィリピン）、オーストラリア、ブラジルとなっているが、中南米か

らの招致は今回のブラジルだけでよいであろうか。中米のメキシコあたりを呼ぶことを考えてもよいのではなかろうか。あるいは、昨年招致したオーストラリアと同格とみられるカナダあたりもよいのではないか。それと近隣の中国を加え、この三者を一応の候補としてはどうであろうか。

- 中国からは最近視察団が頻繁に来ているので、特に招致する必要もないのではなかろうか。
- 文部省の招致事業予算の伸びが余り期待できないとなると、旅費の余りかからない近国から呼ぶことも考えられる。今回の国大協の訪中団の場合は航空賃は自弁であったが、中国から呼ぶ場合それと同じ形式でも差支えないか。
- 招待するという前提で予算を組むことになるので、旅費抜きでその他の経費だけを支出するということはむずかしい。なお、中国の場合には、大学は教育部所管のものと科学院所管のものがあるので、その点留意しなければならない。
- 中国からはいろいろな形で大学関係者が来日しているので、中国からの招致はそう急ぐ必要はないと思われる。
- この外国学長招致計画においてアメリカを取り上げていないのは、日米両国間では始終交流が行われているからである。この招致計画で招致国を決めるに際しては、日本の実情を余り知らない国を呼ぶことを考えた方がよい。その方が効果的である。
- 中国については、今回の国大協の訪中団に対する返礼のことを考えなければならないが、中国の場合は他国と違い、昨年からは始まった中国政府派遣留学生の受入れのことで日

本に随分世話になっているという特殊な事情もあるので、そう急いで呼ぶ必要もないと思われる。そうなると、来年度はメキシコかカナダということになるが、それでよろしいであろうか。

- メキシコかカナダの両国のうち都合のよい方を先にするというのでよいのではなからうか。強いて順序をつけずに、文部省の方で先方に当たってみた結果でどちらかに決めることにしてはどうか。
- こちらが招致した国から返礼の招待が行われ、相互の交流が行われるというかたちが望ましいが、返礼の可能性を招致国選定の際の条件として考えるべきではない。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のような提言があり、了承された。

昭和56年度の外国学長招致計画については、先程来のご意見に基づきメキシコあるいはカナダということにし、そのいずれが先になってもよいということによろしいか。それでよろしいということになれば、2年先のことまで決めたことになるが、それでよろしいか。

## 2. その他

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

議題の2として「その他」としてあるが、特に議題を用意している訳ではないので、何かご意見があれば提議していただきたい。本第5常置委員会の担当事項は「大学間の協力」ということになっており、現在主として内外の大学間の交流の問題を取扱っている。これに関連するテーマは沢山あるが、実りあるものでないと取り上げても余り意味がない。それで、委員各位において討議すべきテーマをお考えいただき、お申し出があればそれを取り上げて審議することにした。当面の問題の一つとして、昨年からは始まった中国政府派遣留学生の問題があるが、これは政府間交渉でやっている関係もあり、余り立入ったことを論議するのも適当でないと思われる。しかし、何かこれについてご意見があれば伺いたい。

これについて、中国留学生の生活費の問題を中心に種々意見の交換が行われた。

また、今回の「有志学長による中国視察」に際し、公用でないとの理由から休暇の手続きを取って出張したということに関連し、今後国際交流が益々盛んになる状況下において、たとえ私費による海外出張であっても、これを公式に認める何らかの措置を講ずべきではないかとの意見が述べられた。

以上をもって本日の会議を終了した。

## 医学教育に関する特別委員会

日時 昭和55年11月10日(月) 10:30~12:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 石塚委員長

大池, 吉田, 館, 吉利, 脇坂, 猪, 須田, 小坂,  
古川各委員

堀, 尾島各専門委員

(説明者) 川島浜松医科大学副学長

(文部省) 川村医学教育課長ほか1名

石塚委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように挨拶があった。

本日は議題にもあるように、1.「新設医科大学(医学部)附属病院の拡充整備について」——①附属病院の適正規模について、②当面の整備計画の達成について——、および2.「大学病院における臨床研修のあり方について」の問題についてご審議願うわけであるが、議題1の問題については、先般新設医科大学の間で検討された結果、配付のような要望書がまとめられたということである。

そこで本日は、その内容説明のために浜松医科大学の川島副学長(附属病院長併任)が出席されているので、先ずその説明から伺うことにしたい。

以上のように挨拶があったのち議事に入った。

### 【議事】

#### 1. 新設医科大学(医学部)附属病院の拡充整備について

##### ① 附属病院の適正規模について

このことについて川島浜松医科大学副学長から、今回の要望書をまとめるに至った経緯および内容について次のように説明があった。

新設医科大学附属病院は大学創設後4年経っ

た時点で整備が始まり、完成まで3年計画である。そして、その整備の内容は診療科17、中央診療施設4(手術部・材料部・放射線部・検査部)、ベット数600床、定員575人ということになっている。

ところで、このような計画のもとに、新設医科大学附属病院の整備が進むにつれて、関係者側から最近における医学、医療の急速な進歩や医療の高度化、専門分化等の傾向に鑑み、それに対処するためには、関連教育病院の制度とも併せて、附属病院の拡充整備の方向付けを行う必要があるということが提起されてきた。そこで、1年に2~3回、関係者が集まってこれの検討を続けてきたが、去る6月2日に富山医科薬科大学において、12大学の病院長ならびに創設準備室長会議が開催され、新設医科大学附属病院の整備・拡充に関する問題について検討し、その結果、お手許に配付のような要望書「新設医科大学(医学部)附属病院の拡充整備について」を作成したという次第である。

ついで配付資料「要望書」を朗読しながら、その内容説明があった。

以上の説明に関して次のような意見の交換が行われた。

○ この要望書の中で、新設医科大学の病院施設の拡充整備の必要性に関し、新設医科大学

が無医大県に設置されたものであり、地域社会における医療機関としての役割をも担っているという点を強調しているが、既設の大学病院も地域社会への貢献は果しているのだから、その理由づけは根拠が弱いのではないか。

- この要望書は、どこへ提出されるものであろうか。また国大協としてはこれに対しどうすればよいというのであろうか。
- これは、国大協のこの特別委員会宛に提出されたものである。それで、国大協としてはこれを承けて審議し、その上で、国大協から関係官庁に対する要望書として提出してもらいたいというのがその趣旨であると思う。
- この要望書の最後の部分に、「その運営の万全を期すためには、何よりも既定の整備計画に基づく定員措置を確保する必要があります」とあるが、これは定員確保に危機感があるから、国大協もその重要性を認識して対処すべきであるということであろうか。
- このようなものをまとめたきっかけは、格差是正という問題からである。新設医科大学の創設に当たって、附属病院のベッド数は600床とされたが、これは大学設置基準で定められた800床に対して、200床不足する。このことについて、新設医科大学の場合は、その不足数は関連教育病院で補うということにされている。しかし、この関連教育病院との連携という構想は新設医科大学の規模を縮小するための措置という趣旨ではなく、医学診療の強化という見地から採られたものである。従来の大学附属病院は、ともすると特殊な患者に片寄り過ぎることがあるので、関連教育病院との連携が行われれば、種々なる患者に触れることができるであろうということ

が考慮されたわけである。そのような趣旨からして、関連教育病院があるからということから、将来も新設医科大学の附属病院の規模を600床に据え置くというのでは問題があるのではないかと思う。要は、附属病院も必要であるし、関連病院も必要であるということである。

- ところで、既設の大学の附属病院でも600床に達していないというようなところがあるのではなからうか。もしも、それがあれば、これは新設医科大学だけの問題として考えるわけにはいかない問題であろう。
- 現在、既設の大学附属病院で、600床以下のところはない。それから、既設の医学部でも関連病院が、もしも必要であるということであれば、文部省はこれに対処する努力はするつもりである。

概ね以上のような意見交換があったのち、この要望書の取扱い方については、取敢えず委員長より明日の総会にその趣旨について口頭で報告するという事になった。

#### ② 当面の整備計画の達成について

このことについて川村医学教育課長より、配付資料1、「無医大県解消計画の進捗状況」、2、「医学教育の充実と教職員定員の確保に関する要望書」（国立大学医学部長会議）を基に、新設医科大学整備の進捗状況と今後の整備計画について説明があったのち、来年度の附属病院関係の概算要求（特に定員要求）に関し、極めて厳しい状況にあるので、これの対応について協議願いたい、と述べられた。

以上の説明に関して、次のような質疑および意見の交換が行われた。

○ 来年度の予算編成は厳しい状況に置かれ、特に定員増が困難な事情にあるとのことであるが、これに関して新設医科大学長会議ならびに国立大学医学部長会議からは既に関係方面に「定員の確保に関する要望書」が出されている。それでこのような事態に対し本委員会としてどう対応したらよいかご協議願いたい。

○ 定員削減の問題であるが、48年度以降の新設大学の定員については、総定員法の枠外にするとということであったが、そのことは現在もそのとおり行われているのであろうか。

○ そのことは現在も変わっていない。48年以降設置された大学の定員は総定員法の定員とは別に国立学校設置法による定員として扱われている。これには、いわゆる定員削減はないが、要求定員が抑えられる場合がある。それで第5次定員削減が実施されている状況下で、既設大学の定員増が抑制されている事情にあることから、新設医科大学の整備に要する定員配置も計画どおりは行えないという考え方が出てきており、新設医科大学としては重大な危機に直面している状況にある。

○ 新設医科大学の整備も重要だが、既設の大学の整備のことも考えなければならない。その辺の兼ね合いをどうするか。

概ね以上のような意見の交換があったのち、この新設医科大学からの要望書を承けて国大協としてどう対応したらよいかについて協議され、その結果次のように措置することが了承された。

この新設医科大学からの定員確保に関する要望書の取扱い方については、当特別委員会としては、この要望書を踏まえて国大協としての要

望書をまとめて提出することにする。しかし、それについては、理事会に諮る必要があるので、明日（総会の昼休み時間）理事会を開催してもらうことにし、その上で総会に国大協の要望書（案）として提案することにする。

## 2. 大学病院における臨床研修のあり方について

このことについて委員長より次のように述べられた。

先に54年12月18日に医学視学委員会が「大学病院における臨床研修のあり方について（中間報告）」をまとめ、これについて各大学の意見を聴取したが、それを踏まえてこのたび同委員会の報告書が配付資料3のようにまとめられた。まず川村医学教育課長からこれについて説明を伺うことにしたい。

ついで、川村医学教育課長から、資料3.「大学病院における臨床研修のあり方について」および資料4.「昭和56年度臨床研修関係概算要求」を基に、この問題についてのその後の状況およびこの問題の具体的な取り組み方について詳しく説明があった。

以上の説明に関して概ね次のような意見の交換があった。

○ 資料3.「大学病院における臨床研修のあり方について」の内容は、中間報告に示された内容と、特に変わったところでもあるのであろうか。

○ その内容については、中間の部分のところでは文章を若干修正した程度であり、内容的には殆ど変わったところはない。これを承けての具体的な取り組み方としては、資料4.「昭和56年度臨床研修関係概算要求」の考えのよう

であるが、特に臨床研修指導手当を新規に計上しこれの推進を図っていきたいと考えている。

- これらの問題に関連することであるが、現在、研修医の関心が非常に強いと思われるものに「学会」がある。そこで、文部省も厚生省も、その事柄を踏まえたいうえで問題に対処してもらいたい。
- この構想の推進については病院長会議の理解と協力を求めるのが最も適当であろう。

概ね以上のような意見の交換があった。

なお、当特別委員会の性格について若干の意見交換があり、つづいて川村医学教育課長か

ら、「医学教育振興財団について」次のような報告があった。

この問題については、全国国立大学医学部長会議の方で検討することを願っていたわけであるが、去る10月8日に開催された同会議で協議の結果、医学部を単位として、この財団に加入するという意思決定があった。また、公立医科大学でも10月18日に、同様の意思決定がなされた。そこで、これについては国立、公立大学から理事ならびに評議員を選出してもらえば、それを承けて、財団の方では新しい理事会ならびに評議員会のメンバーを構成し、改組するという手筈である。

以上をもって本日の会議を終了した。

---

## 教養課程に関する特別委員会

日 時 昭和55年11月10日(月) 14:00~16:30  
場 所 学士会分館3号室  
出席者 岳中委員長  
久保、林、竹山、神田各委員  
柘植、重岡各専門委員

---

岳中委員長主宰のもとに開会。

### 【講 事】

#### 1. 調査資料のまとめについて

初めに委員長から次のような報告があった。

当委員会でこれまで取りまとめの作業を進めてきた報告書（アンケート調査結果を中心とした一教養課程教育の実状）が、このたびお手許に配付のように出来上った。ところでこの報告書の扱い方については、前回の議事録にもあるようにいろいろ意見がある。それは、この報告書が、本委員会独自の調査研究に基づくものでなく、各大学が教養課程に関する問題について調査等を行った資料を基にして取りまとめた

ものであるので、これを国大協の報告書ということで公表してよいものかどうかという点である。それと、この報告書には各大学の資料からの引用があるので、それを公表して差支えないかどうかという問題もある。それで、この報告書を「公表」とするか「部内参考資料」とするかということが懸案になっていたわけであるが、引用問題について関係大学に意見を徴したところ、一部の大学からは差支えないという回答を得ている。このような経緯を踏まえ、去る10月28日の理事会にこれの扱い方について諮ったところ、この報告書を総会に提出することについては了承された。しかし、公表ということについては、各大学の意見を徴することとし、総会后10日間くらいの余裕を見て、別に異論が

ないようであればこれを各国立大学その他の関係機関に公表してもよいのではないかという結論となった。

このようなわけであるので、この報告書は明日から開催される総会に報告し、その扱い方については総会の意見を伺ったうえで進めることにしたい。

以上の報告に関し、引用部分の取扱いについて若干の意見が交され、引用文に付記された筆者の個人名はこれを抹消することにし、この報告書の扱い方については委員長の提言を了承した。

## 2. 高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方について

このことについて委員長より次のように述べられた。

高等学校学習指導要領改訂に伴う大学入学者選抜方法のあり方の問題については、第2常置委員会で検討が進められているが、今度の学習指導要領改訂は単に大学入試のあり方に関わるのみでなく、大学教育、特に教養課程の教育のあり方にも密接な関係を生じてくる。そのようなことから、このたび第2常置委員会と第1常置委員会および本委員会の3者合同による小委員会が設置されることになり、ここで高校学習指導要領改訂に伴う大学入試および大学教育のあり方を共同で検討することになった。この合同小委員会は、ここで何らかの結論を出すという性格のものではなく、そこでの連絡協議の結果を各委員会に持帰り、各委員会それぞれの立場で担当分野の範囲の問題の究明を行うというものである。この合同小委員会での第2常置委員会からの情報では、学習指導要領改訂に伴う60年度以降の共通第1次学力試験（以下「共通

1次試験」という）は、基本的には従来とほぼ同じ方向で行われるようである。しかし、第2次試験については、現在のところ何等検討もなされていないというのが実情である。また、現段階では新教育課程による高等学校の教科書も発行されていないので、その内容を知ることができず、60年度から入学してくる学生の質に対しても予測することすらできない。そのような状況からこの委員会としても情報不足で、まだ検討の時期にいたっていないという段階にある。しかし、この問題を別としても、いわゆる新制大学が発足してからこれで30年を経ているわけであり、その間いろいろな批判も出ていることでもあるから、この際教養課程についての機構改革、あるいは組織改変というような問題があれば審議を尽くしていかなければならないのではないかと思われる。

以上のように委員長から説明があったのち、次のような意見の交換が行われた。

- 現在実施されている共通1次試験については、国大協のなかでどのように評価されているのであろうか。
- 共通1次試験の評価については、まだ国大協のなかでは検討されていない。
- 共通1次試験の実施とともにI期校、II期校の区別が解消されたため、最近の東京近郊の大学では、学生の質の様相が変わったという点が伺える。しかし、それが好ましい方向であるというのと、必ずしもそうではないというところがあり、地域によって違いがあるようである。
- 共通1次試験の結果と、第2次試験の結果については、かなりの相関があるということは知られている。しかし、小論文については

いずれとも相関はないといってよいようである。

ここで委員長から、去る10月15日に行われた第1常置、第2常置、教養課程に関する特別委員会3者の合同小委員会の状況について次のような報告があった。

前回の合同小委員会の状況によれば、60年度以降行われる共通1次試験については、第2常置委員会の検討の結果では、既にその大綱は出来ているということである。したがって、今後はその方針に従って進められていくであろうが、問題となるのは入試に出題する選択科目の範囲のことである。この範囲をどの程度にすればよいかということが今後の検討課題であるということであった。

以上の報告があったのち、更に次のような意見の交換が行われた。

- 外国語については、従来のおり、必修科目ではないが、共通1次試験の入試科目としては必修科目に準じて行うということである。
- 入試の出題教科目については、高等学校側の意向は5教科10科目という希望がいちばん高率である、とのことである。
- 5教科10科目という希望がいちばん多いといっても、その内容は現在のものより程度が低いものとなるのではなかろうか。
- 改訂後の教科内容の程度については、まだ教科書も出来ていないことでもあり分らないが、質の低下はしないように努力は払われているということである。
- しかし、この委員会でも早く教科内容に関する資料を取り寄せて検討する必要があるのではなかろうか。

○ 共通1次試験のレベルが仮にダウンするといった場合、これとあまりかけ離れた程度の高い第2次試験を各大学が行うということになると、また世間の批判を受けることになる。しかし、それだからといってレベルダウンした大学入試を行っていたのでは入学者の質が落ちることになり、現在の教養課程をこのままにしておいてよいかどうかという問題に関わってくることになる。

○ 質の低下の問題であるが、この問題は工学部などにいちばんダイレクトに影響する問題となるのではなかろうか。

○ 工学部の問題に関わることであるが、工学部の専門課程の2年間は、その間にやらなければならない科目が多すぎるということから、教養課程を1年間に短縮してはどうかという意見も出てきている。もしもそのようなことになるようなことがあれば、これは組織の改革であり、この委員会としても重要な問題である。

○ 現在のところは、第2常置委員会でも、60年度から行われる共通1次試験の出題科目について、その具体的な検討結果が出ているわけではない。また、第1次・第2次試験の具体的な方向も決まっていない。そこでこれらのことが決まってからはじめて、どのような学生が入学してくる可能性があるかということがはっきりしてくるものと思う。したがって、いまの段階で教養課程のあり方を論議するのは少し早すぎるのではなかろうか。

○ 教養課程のあり方の問題であるが、何等かの改革が行われると先ず影響を受けるのは教養課程である。それで、教養課程のあり方の問題は、学生を入学させてから考えるということでは時期的に遅すぎるということにな



る。

- 共通1次試験の結果にかかわる問題ではないが、最近留年率が高くなる傾向にある。この留年の問題は、大学自身にとって、取り組むべき問題ではないかと思われる。また教養課程の教育のやり方であるが、これは基礎的な問題から掘り下げて検討し、そのうえで共通1次試験という問題もそれに絡ませて考えてはどうであろうか。

一般教育というものを考えても、文科系と理科系とはそのやり方、あるいは基礎科目の扱い方において随分違うと思う。その違いがいちばん際立っているのが工学部である。現在の工学部は多くの問題意識を抱え込んでいる。そこでこれを解消するには、工学部進学課程を設けるといふ方向か、あるいは教養課程を一部短縮して、これをカバーするかという問題になる。このように工学教育だけは別格に扱ってもよいのではないかと考えられる。そのほか法学部、医学部の進学課程という問題もあるが、工学系の問題は必ずしもこれらとは同じ問題ではないように考えられる。

- 工学教育の問題を考える場合に、最近の工学部の就職傾向をみると、産業界は学部卒よりも修士卒を望んでいるようである。もしそうであるなら、修士卒ということだけでなく工学部を6年制の課程にすればよいのではないかと考えられる。

- その問題と類似の問題で法学部5年制という声が出た一時期もあった。
- 法学部5年制の問題は、現実では教養課程の分野へ法学部の一部の専門講義を持ち込むというかたちをとっているようである。
- 教養課程と専門課程のつながりの問題であるが、教養課程のレベルが低下するとしても、それにつれて専門課程のレベルを下げるというわけにはいかない。そこで、教養課程を合理化するか、補強するかして、レベルの低下を防ぐべきである。そうして専門課程については、時間をかけて質の低下のないように十分勉学させればよいと思う。
- 一般教育が専門課程のためにますます侵蝕されてくるようでは困る問題である。したがって、一般教育のための合理化方策を考えるべきであって、そのための機構改革がこれからの問題である。
- 高校の学習指導要領が改訂されても学生の質を低下させないようにするということは、大学の入学試験のあり方の問題のところを考えるべきことであろう。
- しかし、大学が内部努力もしないで、第2次試験で学生の質の低下を防ぐような出題を課すようでは、また世間の批判を蒙ることにもなりかねない。

概ね以上のような意見の交換があつて、本日の議事を終了した。

## 大学格差問題特別委員会

日時 昭和55年11月10日(月) 12:00~13:30

場所 学士会分館3号室

出席者 丸山委員長

渡辺、畑、阿部、猪、金子、小坂、野本、神田各委員

下沢、白田、川口各専門委員

丸山委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日は当委員会の当面の検討課題である、いわゆる新設大学における修士課程の整備充実の問題について、今後これを具体的にどのようにすすめていくか、ご協議いただきたい、と述べられた。

ついで、事務局より前回委員会の議事要録の朗読があったのち、議事に入った。

### 【議事】

#### ◎ 格差是正の問題について

初めに下沢専門委員より配付資料にもとづいて次のように説明があった。

当委員会が今後、新設大学における修士課程の整備充実を図っていくについては、これまでの審議の流れからみて、理科系の修士課程と博士課程の格差是正、文科系の修士課程設置の促進を図るという方向で検討をすすめていくことになると思われる。ただ、これの具体的な中味を検討していくにあたっては、(1)学科目構成と、講座構成とによる学部段階における予算上(教官当積算校費)の格差の是正は当面困難であること、(2)国の財政事情により研究教育経費の伸びがあまり期待できないこと、(3)高等教育への進学率に停滞がみられること、といった客観的状况を考慮しておかなければならないと思う。そこで、この点を踏まえ、理科系の観点から今後の検討の方向について私見を述べると、

(1)これまで新設大学が果たしてきた役割をまとめる、(2)新設大学の特色を出す方策の提案を行う、(3)謂れのない差別の例示(大学院助手手当)を行う、といった方法などが考えられるのではなからうか。

以上のような説明があったのち、概ね次のような意見の交換が行われた。

- 工学系連合大学院構想については前回議事要録にもあるとおり、管理運営上の問題、特に大学間の調整がむずかしいという障害があって、その後、この構想は進展していないが、このことは連合大学院構想そのものの断念を意味するものではない。これは、これで検討を継続しつつ、一方で、各大学で独自に総合大学院構想を検討していきたいというのが目下の姿勢である。
- そもそも連合大学院構想が生まれてきた背景は、総合大学でない大学においては、お茶の水女子大、静岡大、奈良女子大のようなドクターコースの設置が認められる可能性がないのではないかということに起因するものと思われる。この問題について文部省にその後考え方の変化があるのであろうか。
- 今年度農水産系連合大学院の創設準備室が設置されたが、これは連合大学院の設置を前提として設けられたものでもないようである。また工学系連合大学院については、少なくとも農水産系の方が今少しはっきりした形

で動き出さないうちは進展する見通しはないと思われる。このように二つの連合大学院構想は今のところ管理運営上の問題から足踏みしている状況にある。そのような状況から、それならば大学の機構の中で、その可能性を求めてドクターコースの実現を図った方がよいのではないかという考え方が一方では提起されてきたのである。しかし、これは連合大学院構想を放棄するのではなく、ドクターコース設置の可能性を追求しようという考えからのものである。一方、現行体制の中にあっても、例えば大学間の単位互換等可能な範囲で修士課程の充実を図っていく必要もあると思う。

- 日本の高度経済成長時代における高等教育は、国立大学においては理工系を中心にその拡充が図られ、人文系については専ら私立大学にまかせられていた。それが経済の安定成長期に移行するとともに、その質的転換を図る必要に迫られてきた。それは昭和51年の高等教育懇談会の答申に現われ、国立大学の人文系拡充方針が打ち出されることとなった。これにより、それまで抑えられていた新設大学人文系学部マスターコース設置への途が拓かれたことになるが、各大学でマスターコース構想をすすめるについては、その母体

学部の基盤整備を行っておく必要があると思う。その基盤整備としては、第一に教官組織を充実させるということであるが、同時に学科の専攻のたて方についてもソシアルニーズが考慮されなければならないし、また人文系学部によくみられる教授・助教授・助手がそれぞれの専攻分野を異にするといった研究教育体制の問題も考えられなければならないであろう。次に、先般の15大学人文学部長会議の際提起された人文系学部マスターコースを設置する場合の問題点として、教養部との兼合いをどう図っていくかということがあつた。しかしそれは教養部のあり方ということとも絡んでくる点でもある（これに関連し白田専門委員より千葉大工学部における二部制（Aコース、Bコース＝夜間コース）の試みと教養担当教官のかかわりについてその実状の報告があつた）。

概ね以上のような意見の交換が行われたのち、委員長より次のように述べられ、本日の会議を終了した。

本日は修士課程の整備充実の問題について有益なご意見をいただいたが、次回には本日提起された問題を含め、当委員会の今後の検討方針を協議していくこととしたい。

---

## 教員養成制度特別委員会

日時 昭和55年11月4日(火) 14:00~16:30  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 須田委員長  
九嶋、椎名、岩下、須甲、田浦、橋爪、井沢、  
小林、岡本各委員  
山田、片山各専門委員  
(説明者) 上寺兵庫教育大学副学長

須田委員長主宰のもとに開会。  
初めに委員長より次のように挨拶があつた。

本日はまず、以前からの懸案であつた新教育大学の問題について、上寺兵庫教育大学副学長

から、その現状及び問題点等について話を伺うことにしたい。そして次に、これまでの検討結果を取りまとめた「大学における教員養成(案)」についてご協議願いたい。

以上のように述べられたのち、議事に入った。

## 【議 事】

### 1. 新教育大学について

初めに上寺副学長から、配付資料「兵庫教育大学大学院学校教育研究科（修士課程）の授業科目の分類と修了要件としての修得単位数の標準」および「昭和56年度兵庫教育大学大学院学校教育研究科（修士課程）入学選抜合格者の状況」に基づき詳細な説明があった。

以上の説明ののち次のような質疑応答があった。

- 講義のテーマに非常に接近したものがあるが、内容の重複はないか。
- 教育課程の編成段階で、各講座の代表者が集まり講義内容の検討をしている。
- 共通科目の中に「人間の成長と形成」というのがあり、その解説に“人間の哲学的・心理学的立場よりの究明”と述べられているが、しかし科学的分析のほか、例えば自然環境的立場とかいう視点も必要なのではなからうか。
- まだ出発の段階であるので、今後自然系も充実を図り、その視点も重視していきたい。なお、57年度より障害児教育専攻が発足するが、この辺の関係と絡み、担当の教官を探している。生理学的な分野の教官を得ることに苦勞している。
- 専門分野の教科領域について、二、三例をあげて説明願いたい。
- ある意味では、地学演習とか歴史学とかは、伝統的な形である。しかし、歴史学でも歴史科教育を横目で目指しながら歴史研究をしてもらう。つまり必ず教育の視点を入れてもらいたいと考えている。
- 教官の研究システムについて伺いたい。例えば、国語科教育の教官と、教育学とか国文学の教官をどういう研究グループなり教育システムとして編成するのか。
- 講座ごとに研究するのは自由である。また教育方法のコースがあるので、そこで講座・専攻を超越したプロジェクト研究にウエートを置いて進めたい。また、これは今後の課題であるが、言語系の場合、国語科教育担当教官と外国語学科教育担当教官が、言語学教育の面でいかに総合化するか、あるいはどの程度重なりがあるか、等の点についても更に検討を進めたい。これについては自然系の場合も同様である。
- プロジェクト研究は大学の研究費からか、それとも科学研究費で行うのか。
- それには両方がある。共同プロジェクト計画を提出し、教育方法特別研究を申請すると、講座ごとに研究費を持ち寄るのがある。
- 複合した問題に対しては、講座の中の教官単位で組み合わせさせて問題を研究するのか、それとも講座と講座で組み合わせるのか。
- その両面が出てくるはずである。
- 研究単位は講座であるのか。
- 予算の配分は講座である。総合研究の場合、各講座から持ち寄る。この点は、今年度は暫定的にこの形をとったが、来年度からは共通経費として取扱いたい。これも一つの研

究課題である。

- 講座の規模について伺いたい。
- 全て大講座であるが、規模は様々である。学校教育専攻は4講座で、各講座の教官数は6人ほどである。これが教科領域専攻となると20教名になる講座もある。
- 配付資料によると、入学生の内3年以上の教職経験者は中学校教員70名、高校教員20名の90名であるが、これら学生は教科の指導的教育および教科専門分野での一層の学問的探求を究めたいという欲求を持つ者がいよう。しかしカリキュラム構成を見ると、34単位のうち約半分が共通科目・総合科目で占められている。それら学生の欲求にはどのように対処されるのか。
- 確かに専門分野・教科教育・課題研究で約半分となるが、学問的基礎を極めたいという場合、修了要件外で取れるようにしてある。
- 通常、修士課程の修了要件は30単位で、これからみれば兵庫教育大学では4単位多い。冒頭の説明の中でも、学生は沢山単位を取得したがる傾向がある、という話もあったが、これは結果的に学生により多くの単位を取得させることになりはしないか。
- その可能性はある。しかし、共通科目および課題研究の問題を考えて全体の構成をすると、4単位増は是非必要ということになった。
- 未だ1学期しか経過していないが、学生はどの位取得しそうか。
- 60単位ぐらい取得する学生も出てこよう。これは寮生活による時間的余裕があるということが関係しているかもしれない。これに対しては、教官も研究面に力を入れるよう学生を指導している。
- 先程の話に関連するが、学生が自分の専門に絞って学習を進めると、当然枠外にはみ出していき、結果的に取得単位数もかなり増える。すると、大学院の教育としては、若干講義中心的になるのではないか。
- 確かに裾野を広げようとしたら、独自の研究時間が少なくなるというディレンマがある。大学としては、まず裾野を広げて、その上で専門を打ち立ててほしいと考えている。
- 教育実践との結合という点は、カリキュラム上でどのように展開されるのか。
- 課題研究で教育実践との結合という面にウエートを置く場合もあろうし、また教材研究で実践面にウエートを置いて取り組む等があろう。
- 受験に際し同意書が必要とのことだが、合格者の決定が特定の府県に片寄ることも当然あろう。それに対し、合格者のなかった、ないしは少ない府県から人事計画上の問題等から、要望されるということはないか。
- その点は国会の段階でも問題になり、現場の方でもよく熟知しているので問題は起こっていない。合格者の決定は大学の方に主体性がある。
- 出願者のうち、ストレート組はどのくらいか。
- 去年は527名中46名で約1割弱であったが、今年も同程度であろう。
- 大学側は現職者3分の2をおおよそのラインとして合否を決めているのか。
- 原則的には現職者3分の2を目安に考えている。しかし今年はストレート組が少なかったり、また成績も悪い等の事情を勘案した。この点については、昭和57年度に学部が発足するので様子がわかってこよう。

- 現時点では現職者が3分の2を越えているが、入学者の現職・現給与の措置はどうしているのか。
- 合格者の決定に伴い、その都度文部省と折衝している。
- 教育実践の研究体制、具体的には附属学校と学校教育研究センターについて伺いたい。センターは未だ整備途上とのことだが、現在の教官の充足状況はどうか。
- センター以外はセットに基づき充足されている。今年は35名、来年も同じ位となろう。しかし、センターは助手を含め19名のところ3名のみである。
- 新構想大学院のキーポイントであるセンターが立ち遅れているのに危惧を感じる。センターが現状のままでは他の面が進んだとしたら、他の大学院となんらか変わらないものになってしまうのではないか。
- 今一番苦悩している点は、当初の理念をうすめずに、いかに前進させるかという点である。センターについては、概算要求事項であるため後へ後へ廻され、一番被害を受けているわけである。
- 附属学校教官の採用方針、他の附属学校と相違する点、および大学の教官と附属学校教官の相互協力の研究体制について伺いたい。
- 附属学校は3年計画の予定で整備途上である。教官は、地元半分、あとは全国からと考えている。また附属学校は他の国立の附属学校と同じである。研究体制については、両方から研究に参画するという形にしたいと思っている。
- 授業科目の題名が学問領域でなくテーマで表現されているが、これを行うには、教官の物の考え方を抜本的に改める等をするほか、授業の仕方でも従来のものと異なるものを考える必要があろう。この点の大学側の方針を伺いたい。
- 教官の姿勢および研究体制の問題だが、これには2段階ある。先ず1段階目は大学に来てもらう際の理解の度合いだと思う。これには、面接等に際し、十分理解ねがい、その上で来てもらう。次に来てもらってから、学生のオリエンテーションに参加ねがい、当大学院の趣旨から歴史的発生まで含め再度理解ねがう。また各部ごとの会議でも理解してもらいようにする。
- 大学院の場合、従来の学部における教育実習と同じでなくともよいし、あるいは同じでない方が望ましいとも言える。この点、大学はどう考えているのか。
- 教育実習は未だ検討段階であるが、基本的な考え方としては、院生をなんらかの形で附属学校にはりつけて附属学校教官とチームを組んで授業させるとか、実習の仕方でも種々のものを併用するとか、実地教育の場合院生の実地研究と学部学生の教育実習を織り込むとか、いろいろ考えている。
- 共通科目・総合科目を見ると高度の総合化を目指し魅力的であるが、実際に開設されるのは限られた量の科目なので、そこに200名の学生が一定の必修単位数を要求されるとなると、従来の教養部の抱えているような大量講義の問題が生じないか。本来、大学院の学習は少人数の演習とか特殊講義等で学問を深化させたり、あるいは教育実践についてもその科学的研究方法を深化させるのが主たるものであるが、この形では講義方式で与えられるという部分かなりの比重を占めよう。これを克服するには科目数を更に加える必要が

あると思うが、その点はどうか。

- 指摘のあった科目については、数は多くなっている。例えば教育経営の場合、学校教育専攻の者と教科領域の者との間に段落があるので、実際は共通科目を二つ開設する必要が生じている。また授業方法については講義方式は極力やめて、課題方式・ゼミ方式を採用入れた講義を教官に要望し、かなりその線で実施してくれている。

概ね以上のような意見交換がなされたのち、委員長より次のように述べられ、この問題についての協議を終了した。

本日は発足間もない新教育大学に関し、現状及び問題点等について種々話を伺い、その概略について理解することができた。また学部発足等のこともあるので、今後も継続的に審議を重ねていきたい。

## 2. 「大学における教員養成」に関する報告書(案)について

このことについて委員長より次のように述べられた。

かねてより小委員会を中心にとりまとめをしていた調査研究報告書「大学における教員養成(案)」が完成したので、先般これについての各大学の意見を伺った。そして去る10月22日(水)に小委員会を開催し、これら意見の取扱い方について協議をした結果、各大学の意見は極力尊重した形で残し将来の検討課題とするという基本方針から、第一部・第二部のそれぞれに「あとがき」として意見を整理集約して追加した。その他、種々訂正した箇所については、整理に当たられた委員より、説明していただくことにする。

ついで、第一部を担当した田浦委員及び山田専門委員より主な修正箇所について次のような説明があった。

- 「14. 1年課程の教員養成課程について」(「報告書(案)」37頁、以下同じ)は、一部の大学ではこれを5年制課程の新設という形で理解されたようなので、誤解を生じないように説明不足の点を補足した。

- 「17. 免許状の種類の見直しについて」(39頁)は、各大学の回答を整理した結果、反対ないし現行のままでよいとするもの40大学・学部、賛成25大学・学部、賛否どちらとも判断つかないもの20大学・学部であった。しかも賛成の中にも、その方法に関し慎重論がかなりあり、この案のまま国大協提案という形はとりにくいとの判断から、この部分については「あとがき」に挿入することになった。なお、その他の免許状に関する部分、42頁11行～16行目は削除、51頁6行～15行目は「あとがき」に移した。

- 案の〔付：意見聴取のための質問項目〕および<参考><「大学における教員養成」についての教育系大学・学部に対するアンケートの整理>は削除する。

次に第二部を担当した小林委員より次のような説明があった。

- 報告書(案)について意見照会をした結果、大学より修正の指摘があったので次のように措置することとした。

まず、58頁下3行目の「認定免許・教科については、福島大学経済学研究科が高等学校教諭二級普通免許状(商業)……」とあるが、この部分は削除する。また60頁1行目の「例外は筑波大学大学院……認定を受けてい

る」も削除し、配付資料のとおりとする。

84頁1行目の文章の末尾に、「なお、その後静岡大学では教育学研究科として昭和56年4月発足となった」を追加する。

- 各大学からの意見については、第一部と比べると反応は少なく、また大きな反対等はなかった。「あとがき」を整理するに際し、それら意見を詳細に紹介する形でまとめた。そして最後に、椎名委員に重点をあげてもらい、まとめの意見とした。

ついで、このまとめを担当した椎名委員より次のような補足説明があった。

第二部の「あとがき」にまとめがほしいということで、前回の小委員会の席上で、これまで協議したものを参考に取りまとめた。特に指摘したことは、一般大学の大学院では大学院修了者中の教員就職者の漸増の現状及び教員養成水準の向上が要請されている趨勢に鑑み、これらの点を重視した教育指導体制の強化の必要性。教育系大学の大学院では、大学院の目的として初等教育教員のより高度な資質・能力の向上を企画するか、高等学校教員を含む中学校教員のそれをも含めるかという問題、また教科教育研究者の育成をも目指すのかという問題、その他教科教育学構築の問題、現職教員の志願者を含む進学志願者の選考の方法、大学院生の研究指導における教育理論と教育実践との関連(結合)の問題を今後の課題として指摘した。

続いて次のような意見交換があった。

- 第一部「あとがき」の最後の方に「……本報告の一連の見解との論理的矛盾も内包し……」とあるが、これは何を示しているのか。

- 高等学校教員の教育実習問題で、高等学校教員にも教育実習を課すべきであると記述してあるが、免許状の種類の再検討の箇所では臨時免許状を設けることにより、それを取得した者については教育実習をしなくてもよい場合もある、と記述した。これに対し、矛盾するという指摘が複数の大学よりあったため、このように記述したのである。

以上のような意見交換ののち、委員長より次のように諮られた。

各大学からの回答を基にただいま説明したような形で取りまとめたが、これらの点を含め報告書全般に関しご意見があれば伺いたい。特にご異議がなければこの報告書を11月総会に提出し承認を得ることとしたい。(了承)

次に、この報告書には種々な提案事項もあり、これに関し各大学の意見も徴してこれを調査研究報告書として取りまとめたわけであるが、その他に来年の春の総会あたりで関係省庁に対する要望書のかたちで、この中から何か要望をするかどうか。これは今すぐ結論を要するという事柄ではないので、この点について委員各位にそれぞれご検討おきねがい、次回の委員会においてこの問題を改めて協議することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。



# 創立30周年記念行事準備委員会

日時 昭和55年11月5日(水) 16:00~17:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 市岡, 望月, 平間, 小島, 丁子, 石塚各委員

香月委員長欠席のため小島委員司会のもとに開会。

## 【議事】

### ◎ 記念行事の実施計画について

初めに、事務局から配付資料を基に次のように説明があった。

(1) 記念式典は次の式次第によって行うこととし、その要領は配付の式典細目にあるような要領ですめることにしては如何であろうか。

14:30	受付開始	学士会館(神田)
	記念式典次第	
15:00	開式の辞	石塚事務局長
	会長式辞	向坊会長
	祝辞	田中文部大臣 岡本(前)副会長
15:30	記念講演	
	国大協の回顧	
	——大学共通の理解と抛りどころ——	
		和達(前)学士院長
16:10	奏楽	
	箏曲「尾上の松」	東京芸術大学教官
16:30	閉式の辞	
	(この間休憩 約30分)	
17:00	祝賀会	
19:00	終了	

(2) 記念式の招待者は会場の都合から次のように合計243人とどめざるをえないと考えている。

○ 文部省関係	32人
○ 国大協関係	211人
歴代会長・副会長	13
現学長	93
現事務局長	93
国大協旧職員	12
合計	243人

(3) 記念祝賀会の招待者は次のとおり合計460人になりたいと考えている。

○ 文部省その他の関係機関	76人
○ 国大協関係	384人
歴代会長・副会長, 現学長ほか式典招待者	211
旧学長(52年11月総会後の退官)	31
歴代委員長	25
教官委員, 専門委員	75
特別協力者	29
その他	13
合計	460人

(4) 記念式場の席の配置については配付資料のように考えている。

(5) 奏楽は、東京芸術大学の5人の教官からなる次の合同演奏が行われることになった。

## 箏曲

尾上の松 作曲者不詳

宮城道雄箏手付

演奏: 東京芸大音楽学部邦楽科教官

箏 石本さとみ

三弦 砂川 康江

田島美穂子

尺八 北原 正邦

(第1の手事を短縮し、楽1段のみ演奏、演奏時間約18分)

- (6) 最後に、記念誌と記念品の配付先についてであるが、別紙案によることにしたいのでご協議願いたい。

以上をもって説明を終り、続いて協議が行われ、記念誌と記念品の配付先については、前回(9月18日)にもほぼ意見の一致をみたように、石塚国大協事務局長に一任することが確認された。また、その他の議事については多少の修正意見があったのち了承され、これをもって30周年記念式典ならびに祝賀会の準備体制が整えられた。

# 第67回総会国立大学協会事業報告

(注)第66回総会より総会前まで

## I 諸 会 合 (59回)

### 1. 第66回総会

55. 6. 17 (火) 第1日

6. 18 (水) 第2日

### 2. 事務連絡会議

55. 6. 19 (木) 幹事会

6. 20 (金) 第33回事務連絡会議

### 3. 理 事 会

55. 6. 17 (火)

10. 28 (火)

### 4. 常置委員会 (27回)

#### (1) 第1常置委員会

(主要審議事項) 昨年6月、大学設置審議会大学設置計画分科会の高等教育計画専門委員会が「高等教育の計画的整備について(中間報告)」を取りまとめた際、これに対する見解を同専門委員会主査あて提出したが、その後12月14日にこれの最終報告が同審議会の大学設置計画分科会より公表されたので、その内容を更に検討し、文部省に対し重ねて意見具申するべくこれに対する見解を取りまとめ、これを第66回総会に提案した。その結果、この「見解」(案)の趣旨を要約した要望書を新たに作成し、これに「見解」を添付して文部省に提出することとなった。

また、今般の高等学校学習指導要領の改訂(57年度より実施、ゆとりある教育と履修コースの多様化を骨子とするもの)に伴い、大学教育——特に教養課程の教育のあり方についての検討が必要となったので、第2常置委員会での「60年度以降の大学入試改訂の検討」と並行して大学側の教育体制の問題について検討することとした。このため、関係委員会(第2常置委員会、教養課程に関する特別委員会)との合同小委員会を設け、3者が同一歩調で担当分野の審議が進められるよう連絡調整を図ることになった。

その他、予てからの課題である「大学院の整備拡充」——特に連合大学院の問題、また「学部改組に伴う事務組織の問題」(改組による新設の複数学部の事務を一本の事務部で処理して

いる方式についての問題点)についても検討中である。

(委員会開催状況)

- 55. 6.18 (水) 常置委員会
- 7.22 (火) 第2常置委員会, 教養課程に関する特別委員会との合同小委員会
- 10.15 (水) 同上
- 10.16 (木) 常置委員会

(2) 第2常置委員会

(主要審議事項) 高等学校学習指導要領の改訂(57年度より学年進行により実施, 60年度より新教育課程履修者が大学に入学する)に伴い, これに対応する共通1次試験のあり方が検討課題となったので, この問題を専門に研究する「入試教科目改訂専門委員会」を下部組織として設け(54.12.24), 大学入試センター内に設置された「試験教科目等調査研究委員会」と提携してこれの検討に当たり, 本年11月総会を目途に「昭和60年度以降の国公立大学入試改訂の基本的方針(案)」の作成を進めてきた(この大学入試改定日程表は「資料6」に添付)。

なお, この「大学入試改訂」については, 各国立大学の意向を十分に反映する必要があるため, 全国7地区にそれぞれ「地区連絡協議会」を設け, ここで第2常置委員会の審議経過を報告説明して各大学の意見を聴取し, 連絡調整を図ることとした。このため本問題についての「討議資料」を作成し, これを各大学に送付して同協議会の審議に資することとした。

その他共通入試に関する当面の課題として「共通1次試験の受験場所の地域割りの問題」, 「私立医科大学の共通1次試験参加の問題」についても検討を続けている。

(委員会開催状況)

- 55. 6.18 (水) 常置委員会
- 6.26 (木) 入試教科目改訂専門委員会
- 7.22 (火) 第1常置委員会, 教養課程に関する特別委員会との合同小委員会
- 8.26 (火) 入試教科目改訂専門委員会小委員会
- 8.26 (火) 入試教科目改訂専門委員会
- 9.19 (金) 入試教科目改訂専門委員会
- 9.22 (月) 小委員会
- 9.22 (月) 常置委員会
- 10.15 (水) 第1常置委員会, 教養課程に関する特別委員会との合同小委員会

(3) 第3常置委員会

(主要審議事項) 50年暮以来, 第4常置委員会と合同で審議を続けてきた学寮問題, また一昨年6月以降検討を続けてきた「課外活動施設の整備拡充」の問題が一応一段落をみたので, 予てからの懸案であった「留年問題」について集中的に審議することにした。このため, まず

これに関する実情調査を行うこととし、取敢えず第1次調査として本委員会所属の各大学に対しアンケートを行った（55.10.20依頼，12.10締切）。

また、大学卒業予定者のための就職事務開始時期に関する問題、就職に関わる差別の問題（特に同和問題）について就職問題懇談会（国公立大学・高専11団体の集まり）における論議を基に協議を行った。

（委員会開催状況）

55. 6. 18（水）	常置委員会
7. 23（水）	常置委員会
9. 12（金）	小委員会
10. 15（水）	常置委員会

#### （4）第4常置委員会

（主要審議事項） 学生の厚生に関する諸問題の改善（厚生補導に関する施設の基準面積の改正，共同利用研修施設の整備充実，奨学制度の拡充等）について要望を行い，引続きその推進を図っている。また，文部省の「厚生補導施設改善充実に関する調査研究会」の報告が出されたので，その内容について検討した。

なお，今後の検討課題として大学院学生および留学生の学寮の問題，学生食堂の問題，学生会館の問題等を予定している。その他「学生教育研究災害傷害保険」の制度が発足してから来年で4年経過することになるので，1ラウンドした時点でその実情を調査し改善に資することも考慮している。

（委員会開催状況）

55. 6. 18（水）	常置委員会
11. 10（月）	常置委員会

#### （5）第5常置委員会

（主要審議事項） 例年実施している外国学長の招致について，文部省とも協議し，本年度ブラジルの大学長2名を10月13日より2週間に亘り招待することにした。その具体的な実施計画については「ブラジル国大学学長招待準備委員会」（別項参照）がその立案に当たり，各関係機関，大学の協力の下に予定どおり遂行された。なお，来年度の外国学長招致計画について協議した。

また，昨年夏以来，そのあつ旋を担当してきた「有志学長による中国視察」がこのたび実現し，去る10月3日より14日までの14日間，一行11名（学長9名，随員2名）が北京，南京，上海，杭州等の各地を訪問し，教育・研究機関の視察等を行い，日中両国の学術文化の交流を果した。

その他，昨年度より開始された中国政府派遣留学生に関する問題についても協議した。

(委員会開催状況)

55. 6. 18 (水) 常置委員会  
11. 10 (月) 常置委員会

(6) 第6常置委員会

(主要審議事項) 給与問題については、去る6月総会で決議された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部省に提出するとともに、人事院に対しては去る7月14日、本委員会関係者数名が文部省の人事担当官と同道して長橋給与局長等に面会し、総裁宛要望書を提出して要望懇談した。

大学財政問題については、「昭和56年度予算に関する要望書」を作成し、文部省に対しては去る9月24日の特別会計制度協議会の席上で委員長より各関係係官に趣旨説明のうえ提出し、大蔵省に対しては同日午後、両副会長と委員長が同道して田中事務次官等に面会し、大臣宛要望書を提出して要望懇談した。なお、引続き定員問題に関し、行政管理庁担当官に面談し要望を行った。

学費問題については、情勢の動きに対応し、授業料問題の対処について協議した。

その他「各省庁職員の非常勤講師任用の問題」(各省庁からの非常勤講師招へいが困難な状況となっている問題)についての解決に資するため、本委員会所属の各大学に対しその実態に関するアンケートを実施し、この結果を基に文部省に善処方を要請した。

なお、助手問題、非常勤職員問題、定員削減に伴う事務簡素化の問題、国立大学における勤務時間のあり方の問題等についてもなお検討中である。

(委員会開催状況)

55. 6. 18 (水) 常置委員会  
7. 15 (火) 専門委員会  
8. 21 (木) 専門委員会  
9. 9 (火) 大学財政小委員会  
9. 9 (火) 学費問題小委員会  
9. 19 (金) 常置委員会

5. 特別委員会 (12回)

(1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 学術審議会の「今後における学術情報システムのあり方について(答申)」(55. 1.) に対する見解のまとめについて協議した。

また、大学図書館の振興を図るため、大学図書館の充実整備に緊要な事項について検討し、これを「大学図書館の昭和56年度予算に関する要望書」として取りまとめ、去る9月24日これを関係方面(文部省、大蔵省)に提出した。

(委員会開催状況)

55. 8. 27 (水) 小委員会  
9. 9 (火) 小委員会

(2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 文部省の医学視学委員会が取りまとめた「大学病院における臨床研修のあり方について(中間報告)」(54. 12. 18)のその後の経過について文部省側の説明をきき、これについて協議した。

また、予て検討中の新設医科大学の附属病院の拡充整備の問題について、新設医科大学側の意見を基に文部省側を交え協議を行った。

(委員会開催状況)

55. 11. 10 (月) 特別委員会

(3) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 一昨年12月下旬に各大学に対して行った「大学における教員養成に関するアンケート」を基に①教育系大学・学部における大学院の問題、②一般大学・学部における教員養成の問題、についての「見解」(案)を取りまとめ、各大学の意見を徴したうえ、これを「大学における教員養成——一般大学・学部と大学院の現状と問題点——」として公表することを総会に提案することになった。

その他、予て検討を行ってきた新教育大学の問題についても協議した。

(委員会開催状況)

55. 7. 16 (水) 小委員会  
10. 22 (水) 小委員会  
11. 4 (火) 特別委員会

(4) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 教養課程および一般教育の改善ないし見直しについて検討を行うため、その研究資料として昨年11月末、各大学に対し「教養課程の問題に関し調査等を行った報告書等」の提供方を依頼し、本年1月よりこれらの資料の分析と整理を行い、この結果を教養課程の実状を紹介する報告書として取りまとめた。

また、今般の高等学校学習指導要領の改訂に伴い、これに対応する教養課程の教育のあり方について検討を行うことになり、第1常置委員会、第2常置委員会との連携の下に審議を進めている。

(委員会開催状況)

55. 7. 22 (火) 第1常置委員会、第2常置委員会との合同小委員会

- 7.22 (火) 小委員会
- 9.10 (水) 特別委員会
- 10.15 (水) 第1常置委員会, 第2常置委員会との合同小委員会
- 11.10 (月) 特別委員会

(5) 大学格差問題特別委員会

(主要審議事項) いわゆる新設大学の充実整備を進めるための方策について検討を続け、51年6月に「格差是正に関する中間報告」を取りまとめたが、その後修士課程の充実の問題について検討を重ね、今後さらに新設理・工学部の整備充実、複合学部の将来構想等の問題についても検討を進めることにしている。

(委員会開催状況)

- 55.11.10 (月) 特別委員会

6. 創立30周年記念行事準備委員会 (2回)

(主要審議事項) 本年7月13日をもって本協会は創立30周年を迎えることになったが、これを機に記念行事を執り行うことが企画され、昨年4月よりその具体的検討に着手した。その実施計画のうち、①記念誌の刊行、②記念品の作製は既に完成をみ、「記念式典ならびに祝賀会」の準備も完了した。

(委員会開催状況)

- 55.9.18 (木) 準備委員会
- 11.5 (水) 準備委員会

7. ブラジル国大学学長招待準備委員会 (3回)

(主要審議事項) 昭和49年度より毎年実施されてきた外国学長招致事業の本年度計画については、去る1月25日の第5常置委員会において、ブラジル国より学長を招待する方針が決定され、これを承けてその実施を担当する「ブラジル国大学学長招待準備委員会」(会長を委員長とし、第5常置委員長、各訪問予定大学学長を委員として構成)が設置され、その受入れの具体的計画について検討して準備体制を整えた。ブラジル学長一行(学長2名、夫人同伴1名)は去る10月27日に来日され、2週間に亘り国内各地の諸大学、諸施設等を訪問視察し、10月27日無事帰国された。

なお、ブラジル学長一行が国内視察を終え帰京された機会に、関係諸機関、団体等の関係者も招いて、今後の日伯両国の教育・学術・文化の交流の促進について懇談を行った。

(委員会開催状況)

- 55.9.25 (木) 準備委員会
- 10.24 (金) 準備委員会



10.24 (金) ブラジル学長との懇談会

8. 特別会計制度協議会 (1回)

(主要審議事項) 「国立学校特別会計制度協議会運営方針」に基づき、文部省と国大協との間で予算問題に関する定例または臨時の協議会を毎年開催しているが、今期は去る9月24日に会議を開催し、文部省側から昭和56年度概算要求の大蔵省との折衝状況について説明をきくとともに、当協会から56年度予算に関する要望書を提出し、趣旨説明のうえ配慮方を要望した。

(協議会開催状況)

55. 9.24 (水) 協議会

9. その他の諸会合 (8回)

- 55. 6.30 (月) 日教組との会見
- 7.14 (月) 日教組との会見
- 7.14 (月) 人事院との懇談
- 8. 8 (金) 国公立大学入試問題連絡協議委員会
- 8.29 (金) 訪中団打合せ会
- 9. 2 (火) 就職問題懇談会
- 9. 8 (月) 文部大臣との懇談
- 9.19 (金) 訪中団打合せ会

II 要望書その他の諸活動 (15件)

■対外的諸活動

55. 6.19 第66回総会において決議された各要望(「高等教育の計画的整備について」に対する要望書、厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書、課外活動施設・設備の整備に関する要望書、国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書、大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書、学生部関係職員の待遇改善に関する要望書、国立大学教官等の待遇改善に関する要望書)については、総会終了の翌日、石塚事務局長がこれを持参して文部省を訪れ、文部大臣ほか関係部局にこれを提出した。

なお、厚生補導関係の各要望書については、同日山岡第4常置委員会委員長が学生課長に面会し、趣旨説明のうえこれを提出した。また、「高等教育の計画的整備について」に対する要望書については、6月27日に小坂第1常置委員会委員長が高等教育計画課長に面会し、趣旨説明のうえこれを提出した。

55. 6.30 上記要望書のうち「大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書」について、山岡第4常置委員会委員長および石塚事務局長が日本育英会を訪れ、林会長、村山理事長に面会し、趣旨説明のうえこれを提出した。

55. 7. 14 同じく上記要望書のうち「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」について、今村第6常置委員会委員長、高梨委員、舟橋専門委員および石塚事務局長が文部省人事課安藤給与班主査と共に人事院を訪れ、長橋給与局長、給与第一課長に面会し、同要望書を提出し要望懇談した。

55. 9. 24 「昭和56年度予算に関する要望書」ならびに「大学図書館の昭和56年度予算に関する要望書」について、文部省に対しては特別会計制度協議会の席上で今村第6常置委員会委員長が諸沢事務次官以下各関係官に対し趣旨説明のうえこれを提出した。

また同日午後、香月・沢田両副会長および今村委員長が大蔵省を訪れ、田中事務次官、松下主計局長、篠沢文部主計官等に面会し、上記両要望書を提出し要望懇談した。

なお引続いて、同日さらに行政管理庁を訪れ、山下行政管理局管理官（文部担当）に面会し、来年度の国立大学関係の定員問題に関し、事情説明のうえ配慮方を要望した。

#### ■各国立大学への意見照会等

55. 7. 24 第66回総会において提起され第6常置委員会に検討を委託された「各省庁職員の非常勤講師任用に関する問題」（最近各省庁から非常勤講師を招くことが困難の度を加えてきたので、これを打開する方途についての検討を行うこと）について検討するため、第6常置委員会所属の各大学に対し、今村委員長よりその実態を調査するアンケートを依頼した。

55. 9. 3 予て教員養成制度特別委員会において検討中の「教育系大学・学部における大学院の問題ならびに一般大学・学部における教員養成の問題」についての調査研究報告書（案）がまとまったので、須田委員長より各国立大学長あてこれに対する意見照会を行った。

55. 10. 20 第3常置委員会の当面の検討課題である「留年問題」の審議に資する資料を得るため、同委員会所属の各大学に対し広根委員長よりアンケートを依頼した。

#### ■資料・連絡強化等

55. 6. 27 労働省職業安定局長より、このたび企業側の求人秩序の確立のため中央雇用対策協議会において「大学及び高等専門学校卒業予定者の採用選考開始期日等の厳守に関する決議」（55. 6. 5）がなされたので、学校側もこれに協力されたいとの依頼があり、これを承けて事務局長より各国立大学長あてこの旨事務連絡した。

55. 6. 27 第66回総会において承認された「学寮のあり方について」（学寮のあり方に関する基本的な考えを示した国大協の統一見解）を、会長名をもって改めて各国立大学長あて送付した。

55. 7. 2 第66回総会において了承された「共通第1次学力試験に関する申合せ等」（3種）を事務局長より改めて各国立大学長あて送付した。

55. 7. 2 第66回総会において決議された各要望書の処理について、会長名をもって各国立大学長あて報告した。

55. 7. 8 第66回総会において提起された「国立大学における勤務時間のあり方について」の問題に関する検討資料を、参考までに会長名をもって各国立大学長あて送付した。
55. 9. 26 第66回総会において了承された「共通入試のあり方を検討するための地区連絡協議会（ブロック会議）の設置」に関し、これの円滑な運営が図られるよう、その「組織運営要項」を添え会長名をもって各国立大学長あて依頼した。
55. 9. 30 上記「地区連絡協議会」において共通入試問題を協議する際の「討議資料」（4種）を、斎藤第2常置委員会委員長名をもって各国立大学長あて送付した。
55. 10. 2 「昭和56年度予算に関する要望書」ならびに「大学図書館の昭和56年度予算に関する要望書」を関係方面（文部省、大蔵省）に提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。

### III 要望書等の受理

受付日	提出団体	要望事項	関係委員会
6. 13	日教組	国大協総会にあたっての要請	会長, 全会員
7. 16	国立農水産関係大学学部長協議会	実験動物経費, 光熱費, 非常勤講師手当・旅費等	第6常置
"	国立大学院大学農学関係学部長協議会	専任講師定数, 大学院講座の講座費, 大学院学生関係事項等	第1, 4, 5, 6 各常置
7. 18	第12回国立15大学人文系学部長会議	人文系学部の拡充整備, 基準経費増額, 特別図書購入費等	第1, 第6常置
8. 1	第30回国立大学工学部長会議・総会	予算増額, 待遇改善, 講座の整備充実, 博士課程設置促進等	第1, 第6常置
9. 22	全国国立大学教養(学)部長会議	授業料等の値上げについて	
"	"	教官の充実, 事務機構の整備充実, 校費及び旅費の充実, 非実験科目の実験化等	第1, 第6常置 教養課程特別委
10. 8	全学連	授業料, 学生生活関係	第4, 第6常置

### IV 刊行物

55. 8 会報第89号
55. 11 会報第90号
55. 11 大学における教員養成——一般大学・学部と大学院の現状と問題点——
55. 11 教養課程に関する調査報告書
55. 11 国立大学協会三十年史

## 諸 会 合

(昭和55年10月～12月)

- |          |       |                               |
|----------|-------|-------------------------------|
| 10.15(水) | 13:30 | 第3常置委員会                       |
|          | 13:30 | 第1常置・第2常置・教養課程に関する特別委員会合同小委員会 |
| 10.16(木) | 13:30 | 第1常置委員会                       |
| 10.22(水) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会               |
| 10.24(金) | 15:00 | ブラジル国大学学長招待準備委員会              |
|          | 16:00 | ブラジル国大学学長との懇談会                |
| 10.28(火) | 10:00 | 理事会                           |
| 11. 4(火) | 14:00 | 教員養成制度特別委員会                   |
| 11. 5(水) | 16:00 | 創立30周年記念行事準備委員会               |
|          | 17:30 | 国公立大学入試問題連絡協議委員会              |
| 11.10(月) | 10:30 | 医学教育に関する特別委員会                 |
|          | 12:00 | 大学格差問題特別委員会                   |
|          | 14:00 | 第5常置委員会                       |
|          | 14:30 | 教養課程に関する特別委員会                 |
|          | 16:00 | 第4常置委員会                       |
| 11.11(火) | 10:00 | 第67回総会(第1日目)                  |
|          | 11:30 | 理事会                           |
|          | 11:30 | 第2常置委員会                       |
| 11.12(水) | 10:00 | 第67回総会(第2日目)                  |
|          | 18:00 | 幹事会                           |
| 11.13(木) | 15:00 | 創立30周年記念式典                    |
| 11.14(金) | 10:00 | 第34回事務連絡会議                    |
| 11.20(木) | 13:30 | 入試教科目改訂専門委員会                  |
| 12. 9(火) | 13:30 | 日教組大学部との会見                    |
| 12.16(火) | 14:00 | 第2常置委員会小委員会                   |

# 要 望 書

## 医学教育の充実振興についての要望書

昭和55年11月11日  
国立大学協会会長  
向 坊 隆

近年における医学医療の急速な進歩発展に対処しつつ、社会における優れた医師の養成を進めるためには、現行の医学教育の全体について大幅な改善充実を図る必要があること、特に施設設備等の環境条件の整備充実とともに優秀な人材を十分に確保する必要があることは今さら言をまたないところであります。

しかるところ、最近における国家の厳しい行財政事情を反映し、国立大学について予算とともに教職員定員の整備が大幅に抑制される方向にあることは極めて遺憾であり、ことに現在整備途上にある16の新設医科大学（医学部）にまでその影響を及ぼさんとする如きは、これらの大学の整備計画が必要最低限であることを知る者にとっては看過し得ない重大問題であります。

このことについては、すでに下記のとおり国立医科大学長会議及び国立大学医学部長会議からあいついで、それぞれ詳細な理由を附して、関係方面へ要請がなされております。

現下の我が国が当面する行財政事情の重大さについては、われわれとしても十分理解しているつもりであります。政府におかれては医学教育の発展が21世紀の我が国の発展を支える重大な基盤の一つであることに改めて思いを致され、国立大学全般の予算と定員の拡充とは切り離して、新設医科大学の整備を含む医学教育の充実整備について、上記両会議の要請に的確に応じて頂くようここに要請します。

### 記

1. 国立医科大学長会議：「新設医科大学における定員の確保等について」（昭和55年10月22日）
2. 国立大学医学部長会議：「医学教育の充実と教職員定員の確保に関する要望書」（昭和55年10月22日）

# 資 料

## 昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60年度以降の大学入学者選抜の基本的方針

昭和55年11月12日

第67回総会

国（公）立大学は昭和60年度以降も現行制度と同様の大学入学者選抜試験を行う。すなわち、各国（公）立大学は、共通第一次学力試験と大学ごとに行う第二次試験の結果とを総合してそれぞれの大学の入学者を決定する。

共通第一次学力試験の出題教科は国語、社会、数学、理科、外国語（英、仏、独）の5教科とする。

国語、社会、数学、理科の4教科については原則として、高等学校教育課程における必修科目のほかに選択科目を加えて出題する方向で検討する。

外国語は上記4教科に準ずる。

# そ の 他

## 学長等の異動

### ○学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
秋田大学	九嶋 勝司	梅津 良之
福島大学	渡辺源次郎	伊藤巳喜夫
山梨大学	古屋 直臣	町田 正治
神戸大学	須田 勇	堯天 義久
熊本大学	岳中 典男	松山 公一
鹿児島大学	蟹江 松雄	石神 兼文

### ○委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新任)
第4常置委員会	山岡 亮一(高知大)	野村 正七(横浜国大)
教員養成制度特別委員会	須田 勇(神戸大)	井沢 道(三重大)
教養課程に関する特別委員会	岳中 典男(熊本大)	神田 慶也(九州大)

### ○委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
教養課程に関する特別委員会	加藤 久弥(岩手大)	原田 三郎(岩手大)
〃	佐々木忠義(東京水産大)	天野 慶之(東京水産大)
〃	福井 直俊(東京芸大)	須甲 鉄也(埼玉大)
〃	岳中 典男(熊本大)	松山 公一(熊本大)

### ○専門委員の委嘱

教養課程に関する特別委員会 浅野 博(筑波大学教授)

### 寄贈図書

教育と情報 10月号, 11月号, 12月号, 1981/1月号(文部省)

厚生補導 10月号, 11月号, 12月号(文部省)

産業と教育 10月号, 11月号, 12月号, 1981/1月号(産業教育振興中央会)

I D E 10月号, 11・12月号, 1981/1月号(民主教育協会)

ESP 10月号, 11月号, 12月号, 1981/1月号 (経済企画庁)

青少年問題 10月号, 11月号, 12月号, 1981/1月号 (青少年問題研究会)

アジアの友 8月号, 9月号, 10月号 (アジア学生文化協会)

みんぱく 9月号, 10月号, 11月号, 12月号, 1981/1月号 (民族学振興会)

国際交流 26号 (国際交流基金)

学術情報生産・流通問題特別委員会報告書 第11期 (日本学術会議)

昭和56年度大学入学者選抜試験問題作成の参考資料 国・社・数・理・外・職編 (文部省)

昭和55年度学校基本調査速報 学校調査・卒業後の状況調査 (文部省)

衆議院文教委員会審議要録 第89回~第92回国会 (衆議院文教委員会調査室)

昭和54年度日本育英会年報 (日本育英会)

一般教育学会誌 第2巻, 第1・2号 (一般教育学会)

J. U. A. A. 内外大学関係情報資料7 一般教育研究委員会中間報告 (大学基準協会)

昭和54年度学生健康保険組合実態報告書 (山梨大学)

入研協ニュース No.2 (国立大学入学者選抜研究連絡協議会)

第3回中国・四国地区国立大学間合宿共同授業報告書 55. 10 (広島大学)

放送に関する技術の研究・開発 No.4 (放送文化基金)

放送に関する法律・経済・社会・文化的研究・調査 No.4 (放送文化基金)

CRESCENT 1980 December (関西学院)

1979学徒援護会年報 (学徒援護会)

中堅企業と大学理工系卒業生 (東京商工会議所)

筑波フォーラム 特集「地域と大学」 (筑波大学)

研究紀要 第26号 (新潟大学教育学部長岡分校)

岡山大学史 昭和44年~昭和54年 (岡山大学)

岡山大学工学部二十年史 (岡山大学)

京都教育大学開学三十周年記念誌 (京都教育大学)

大学をひらく 山梨大学公開講座 (山梨大学)



国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
  - 第2 // (学科課程・入学試験等)
  - 第3 // (補導)
  - 第4 // (学生の厚生)
  - 第5 // (大学間の協力)
  - 第6 // (大学財政)
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会
  - 大学格差問題特別委員会
  - 図書館特別委員会
  - 研究所特別委員会
  - 教職員の厚生等に関する特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)。その下に, 大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会会長ほか5学長, 文部事務次官ほか4局・課長)

## 編集後記

\* この冬、日本列島は希有な豪雪に見舞われ、各地で被害が続出するという異常な事態を招きました。

その厳冬のさ中に、3回目を迎えた共通第1次学力試験が実施されましたが、各大学の周到な配慮とご努力により、今回も無事完了をみましたことはご同慶に堪えません。

\* 当協会は、昨年7月13日をもって創立満30周年を迎えることになりましたので、これを記念する行事を11月13日を卜して執り行いました。各大学ならびに関係方面のご支援を得て、記念式典ならびに祝賀会が盛大に行われましたことは誠に感謝に堪えません。

本号には当日の模様を伝える資料を収載し、「創立30周年記念号」といたしましたのでご了承ください。(R)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和56年2月26日 印刷  
昭和56年2月28日 発行 (非売品)

# 会 報 第 91 号

(第31巻第1号 通巻第91号)

編集兼  
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 樹文唱堂